

騎馬、徒歩の士卒其前後左右を警衛しつゝ、芝切通の上屋敷に達し、水野又左衛門の明長屋を掃き清めて、取敢へず此處に入る

諸士の内數人の負傷者あり、間十次郎、奥田貞右衛門の二士は俱に腕に微傷を受け、横川勘平は左眼に輕傷を負ひ、神崎與五郎も亦た表門の長屋を飛び越ゆるごとき、誤まつて右の腕を傷つく
諸士の着するや否や、外科醫大澤杏庵早速治術を加へ、内科醫栗田玄同醫藥を調合して服用せしむ、こゝにても家老の挨拶ありて後ち夫々響應あり、家士小具足に身を堅めて、嚴に警衛を加ふ
四十六人の義士今や分れて四處に囚はれぬ、既に仇の首を獲て君の墓に供へ、此に君の志を遂げて我が望を達す、一死何か有らん、鼎鏝甘きと飽

の如し、身は囚中に在れども、今日と云ふ今日の夢や初めて安し

(一一二二) 細川家の待遇

細川家の諸士に對する同情極めて厚し、御預けの翌日、廣間を二室に分ちて、上の室には
大石内藏助 吉田忠左衛門
原 惣右衛門 片岡源五右衛門
間瀬久太夫 小野寺十内
堀部彌兵衛 間 喜兵衛
早水藤左衛門
の九人、下の室には
近松勘六
儀員十郎左衛門 潮田又之丞
富森助右衛門 奥田孫太夫
赤埴源藏 大石瀨左衛門
矢田五郎左衛門

の八人を置く、儀員十郎左衛門は上の室に割り當てられしを、自から早水藤左衛門と代りて下の室に入る、血氣の壯年、老人連の中に混りて、窮屈なればなるべし
然るに此廣間は室内薄暗く、且つ庭園の眺とてもあらねば、更に役者の間を修理して此處に移す
食事は二汁五菜の盛饌を備へて欸待し、一兩日の後よりは更に酒を侷め、烟草を給し、夜分には藥酒と稱して寢酒をも振舞ふ
寒中の折柄なれば、鐵網を掛け、錠を卸したる大なる火鉢を幾個もく出して、上には紅殻染の蒲團を掛け、火氣盡きんとすれば、更に活火を盛りたる他の火鉢と取り換ふ
内藏助は浴後杯を擧ぐるを好めはとて毎日々々湯

を沸て、且つ一人々々にて湯を仕換ゆ、便所に立てば、小坊主附添ひ來り、檜杓を把つて手洗水を注ぎ掛く
家臣の面々亦た饅餈、蕎麥、奈良茶など贈りて、交るゝ無聊を慰む
諸事宛から賓客に對するが如く、優待厚遇到らざるなし
特に附人として置かるゝは、明智左馬介光春の後裔たる三宅藤兵衛、大友義統の忠臣吉弘嘉兵衛統幸の後裔たる吉弘嘉右衛門、十三四歳の時攝州芥川に於て親の仇を討ちたる中瀬助五郎等多くは由緒ある面々にして、何れも皆懇切に周旋するが中にも、別けて堀内傳右衛門は衷心より諸士の忠誠を感ずると深し



鉢火の家川細
てしに鉢火るせた出へ間居其り家川細中預御の士諸はるぐ揚に此
す鐘に有所の喜末場安露男今のもるせ有所の助藏内石大は掛兩

世に武功あるもの多しと雖も、此諸士の如き忠
義拔群のものは其匹儔古今に少なし、御當家と
ても大小の武功あるもの、子孫固より乏しから
ず、左れども諸士にして自然御赦免とならば、
何れ御預けの諸家へ下し置かるゝならんが、其
節誰某の武功に似たればとて、それに準じて官
祿を與へられんにも、誰一人比較を取るべき人
もあらず、諸士の如き實にも宴加に叶へる武士
かな

我が身命を賭しても、諸士の便宜を計らんと思ひ
極め、心を盡し、誠を盡して幹旋する所あり、一
日、富森助右衛門に向ひて告ぐ
拙者は代々當家へ仕ふるもの、忤にては、末子
の事とて別に微祿にて召出されしひしが、江戸

定供を申付けられ、段々取立てを蒙りて、物頭
に列せられては、近年は年も寄りしへば、供役、
使役をも差免されて、緩々と町屋敷に居る身に
ては、若き頃より一兩年以前までも、駕籠の開
閉を申付られては、江戸表の儀は概略心得
居る積りにては、居屋敷に詰め居りては、門の
出入も心底に任せがたきと多くしへども、町屋
敷に居りしへば、晝夜に限らず、何方へ参るも
心の儘に、各々様の御事にては、越中
守の不爲と思すことは、兎角御遠慮の氣味に見
受け参らせては、去りながら、忠義の御心底を
察し参らせては、拙者などの身命を惜まん心更
々いはず、何事にもあれ、御心置なく仰せ聞け
られんこそ本懐にては、此儀御一同へも御傳

へ玉はりしへ

助右衛門聞いて感喜措かず
扱て、淺からざる御志、一同へ申聞かせし

は、如何ばかりか喜悅仕つりしべし
斯くど内藏助以下に通すれば、何れも其好意に感

じて、何事も心置なく傳右衛門に打ち明かす
大目附長瀬助之進役目柄とて早くも心に怪しむ色

あり、傳右衛門それと察して、包ます意中を明か
せば

如何さま道理なる御所存に、實に何れも摩利
支天と存ずることにては

これも亦た深く同情を寄す
今や細川家の主従、此の十七士に對して敬意を表

せざるもの、只の一人もあらず

(一一三) 松平、毛利兩家の待遇

松平隱岐守は諸士の待遇向に就て、兎角に懸念あり、十六日朝、使者を老中稻葉丹後守の邸に遣はして左の伺書を差出す

覺

- 一、御預之者拾人、今夜者私居屋敷内長屋圍之内え壹人宛差置申し、尤番人夫々付置申し、明日者三田屋敷え差遣可申し
- 一、若氣分惡敷節者、輕き體にいは、手醫師之藥用可申哉之事
- 一、上帶下帶、常之通に爲仕可申哉之事
- 一、櫛道具、毛拔、はさみ、扇子等望みは、如何可仕哉之事

- 一、楊枝望みは、相渡可申哉、並箸は短く仕、食事之節用可申哉之事
- 一、硯、紙等望みは、如何可仕哉之事
- 一、行水望みは、如何可仕哉之事
- 一、自然火事等の節者、下屋敷え遣可申哉之事

十二月十五日

松平隱岐守

公邊の意向を知らざれば、此項末の事も獨斷を以て行ふと能はず

丹後守書面を讀み終りて使者に諭す

- 一、料紙所望みは、出可申哉之事
- 一、相煩み節、醫者之事
- 一、親類中より書通可爲仕哉之事

以上 因りて其書面を差戻す

此日七つ時、諸士を三田の中屋敷に移す、乗物一挺づゝに騎士二人、徒士二人、足輕十人二行に付添ひ、士卒二百餘人嚴しく其前後を警衛しつゝ、行き、此處にても亦た諸士を一人々々分置す

覺

- 一、楊枝相渡可申哉之事
- 一、近所出火之節、下屋敷へ遣可申哉之事
- 一、髪結み節、圍の内へ缺入可申哉之事
- 一、毛拔所望みは、渡可申哉之事
- 一、烟草所望みは、出可申哉之事
- 一、扇所望みは、渡可申哉之事

十二月十六日 毛利甲斐守 其伺ふ所粗々隱岐守に同じ、丹後守亦た同じ意味を以て諭す

御詮議の内、當分の御預けなれば此伺ひに及ばず、此中の義は何事も了簡を以て計ひへ

- 一、楊枝を望む時は細き杉楊枝を渡すべき事
- 一、近火の節は田代要人、時田權太夫の指揮を受けて山の原へ退くべき事

一、理髪を望む時は理髪人を遣はし、鉢は用済み次第に持歸るべき事
 一、毛抜を望む時は貨渡し、用済み次第に取歸るべき事
 一、烟草を望む時は差出し、喫烟後取歸るべき事

一、料紙、硯を望む時は貸渡し、他人への書信は要人、權太夫へ申出で、樂書ならば此方へ申受け、硯箱共取歸るべき事

一、他よりの文通又は口上は本人へ申聞けず、要人、權太夫へ申出づべき事

一、南座敷の者と北座敷の者との文通、面會は一切禁止すべき事

一、何事を相尋ぬることも一圓存せざる旨を返答

致すべき事
 其檢束頗る厳しく、細川家の待遇に比すれば自から雲泥の差あり

(一二四)首級の返却

諸士は仙石邸に赴きても、尙ほ泉岳寺に取殘さるゝもの一つあり、外にもあらぬ上野介の首級其物外に掛け換へもなき預かり物ぞ、大切に守護せんこそ好けれ
 其夜は客殿に屏風を建て廻はして、首級の包を其中に安置し、多勢の寮衆グルリを取り巻きて、警固嚴重に夜を明かす
 翌くれば十六日卯の刻、和尚寺社奉行阿部飛騨守正喬の役宅に到りて述べ

上野介殿の御首、内藏助より預かり置きて、昨夜は出家共致しも付けぬ番を致して、殊の外迷惑仕つりてこそいへ、如何計らひ申すべきか御指圖を成されいへし
 飛騨守對面して言ふ

上より仰出されたる儀にはあらず、唯我等の存じ寄りにては、左兵衛方へ送り還されんこそ然るべけれ、幸ひ上野介菩提所萬昌院の住僧是れへ参り合はせ居れり、面會して打合はされいへ和尚辱けなき由を述べ、起ちて次の室に到りて萬昌院の住持に對面す

萬昌院は吉良家累代の香華院なり、吉良家に於ては諸士の爲めに上野介の首級を持ち去られてより其當惑言ふばかりなし

人数を泉岳寺へ差向けて取返さんとは叶ひがたく、左ればとて赤穂浪人共に頭を下げて返戻を求めんともなりがたし、此上は萬昌院の和尚を頼まん外はあらず

切りに萬昌院の住僧に依頼すれば、外ならぬ吉良家の事とて捨て置かんやうもなく、今しも飛騨守の役宅に來りて百方懇請しつゝありたる處
 萬昌院の和尚は泉岳寺の和尚より委細を聞きて打悦ぶ

扱て／＼それにてヤツと安心仕つりいひぬ、愈々御返し下されいひは、前以て左兵衛殿へ案内仕つり置きいへし
 早々暇を告げて立ち去れば、泉岳寺の和尚亦た飛騨守の役宅を立ち出で、寺へ歸り來り、石獅、一

吞の二僧を招き寄せて告ぐ

ヤレ／＼首の罫もヤツと明きしぞ、兩人は太儀ながら上野介殿の首を左兵衛佐殿の屋敷まで届け参られしへ、途中氣をつけしは申すまでもなく、左兵衛佐殿の屋敷へ参りしは、門前より案内を求め、首は必らず内にて渡ししべし、若し門外にて受取らんと申さるゝとも、堅く否み申すべく、強つて門外にて受取らんと申し張られしは、左兵衛佐殿の直判を取つて後に渡ししへ、假令門内にて渡ししとも、先づ受取書を取つて渡すと肝要なり、呉れ／＼も粗略に扱はれ申すまじきぞ

紙袋、守本尊及び棺の鞘を二つの紙に包む
それにして目録なくては叶ふまじ、如何認め申すべきや
衆僧評議の上にて書き認めたる文句
一御首
一紙包
右之品御請取可被成以上
極月十六日
泉岳寺
吉良左兵衛佐殿
石獅、一吞の兩僧之れを受取り、首級の包を中間に荷はせて、夜の五つ時、泉岳寺を立出づ
高輪の通りを経て田町に到れば、人々見て怪む
これは何にてしや

と問ふもあり

あれこそ上野殿の首なれ
と呷き合ふもあり、兎角して本所松坂町の吉良邸に達す
石獅、一吞の兩僧、吉良家の表門に到りて案内を求む

これは泉岳寺よりの使僧に、御取次なされしへ
門番内より答ふ
少々御待ちしへ、其段申通じしべし
一人馳せて奥へ通ず、待つ間程なくキーと扉を左右に開く

御通りしへ
兩僧首を擔はせて門外へ入れば、上下を着けたる



書取受の級首
へ僧使寺岳泉りよ衛兵孫田右左内宮藤齋老家の佐衛兵左真吉
す藏所に寺岳泉りな書取受の首の介野上るたし渡

家來並に足輕三四十人、ハツとばかりに這ひつくばふ、これぞ主人の首級を迎ふるもの
兩僧其中を通りて玄關に到れば、家老左右田孫兵衛麻上下にて式臺まで出迎ふ

これはノ御太儀千萬に存する、イザ御上りいへ

兩僧答ふ

御覽の通りの土足にい、外に仔細とてもいはねば、それへ上り申すにも及びいまじ、これにて申し入れいはん

孫兵衛重ねて言ふ

兎も角もこれへ御上りいへ

強て勸めて止ます

左らば御免いへ

足を濯ぎて玄關へ上れば

これへ御通りいへ

導かるゝまゝ薄縁を敷きたる狭き廊下を過ぎて、一つ、二つ、三つ目の座敷に入れば、紛々たる異臭鼻を衝きて、心地悪しきと言ふばかりなし
此室には萬昌院の長老と所化の二人あり

扱て遠路御太儀にい

丁寧に挨拶す、孫兵衛兩僧に向ひて告ぐ

御口上承はりいはん

兩僧言ふ

上野介殿御儀、不慮の御事にて御笑止に存じし随つて内藏助より御首預かり置きい處、御役人中より御内意もいへば、是れまで持參仕つりてこそいへ

孫兵衛答ふ

御口上の趣、左兵衛へ申し聞けいべし

一旦奥へ入りて、又出で来る

御好意辱けなうこそいへ、シテ請取書は如何認め申すべきや

兩僧答ふ

如何やうとも御隨意に認められいへ

孫兵衛又奥へ入り、稍々ありて重ねて出で来る

左兵衛佐へ申聞かせてい、左らば首を受取りいべし

兩僧包の儘にて渡せば、孫兵衛受取りつ、言ふ

一應中を檢め申すべし

兩僧答へて言ふ

内藏助より封の儘にて受取り置き、又其儘にて

持參仕つりいなり、御檢めの儀は御勝手にこそいへ

孫兵衛、四五人の立會人と奥に包を解きて封を切り、手燭を擧げて仔細に中を檢め見る

御疵のい

互に呷き合ひつゝ、又假りに包みて奥の方に持ち行く

稍々ありて孫兵衛又入り来る

拙者は老人にて耳遠し、先刻の御口上緊かど承はり兼ねい、今一應承はりたうこそいへ

筆と硯を出だせば、兩僧前の口上の文句を書き認めて渡す

孫兵衛之れを携へて奥に入り、暫くありて又々出で来る

一昨夜の首尾、拙者共は一向に存じ申さず、御使僧方は定めて御寺にて何れもの話を御聞きに
いはん、御物語りなされいへ
聞きたきは當夜の模様

イヤ愚僧共も一向に存じいはず
去り氣なく斷りて敢て語らず
孫兵衛座を起ちて勝手に入り、萬昌院の長老を呼
びて何事をか呶く
長老頓て出て來りて言ふ

一昨夜の容子、何か御聞き成されいへし、只今の左右田孫兵衛と申す家老、是非に承はり呉れよと申されてい、枉げて話し玉はるべし
兩僧答へて言ふ
何も御隠し申す譯にはいはず、四十六人の衆、

昨朝泉岳寺へ參られい節、方丈より寺中の僧にして用事なきものは一切罷出で申すまじく、物事静かにせよと觸れられていへば、愚僧共は一切其席へ罷出で申さず、随つて何事も存知申さざる仕合せ、悪しからず御容赦なされいべし
キツバリ斷れば、長老復た問はず
兩僧 改めて長老に問ふ
先程より殊の外悪しき臭の仕つりい、何にてい

やらん
長老奥の唐紙の方を指しつゝ答ふ
あの唐紙の内には一昨夜の死骸共之れあり、先程御通りの廊下にも一面に血の浸みてい、各々方御越しに付、薄縁を敷きたる次第にいなり
兩僧聞いて心に思ふ

こそ勝手にい、御湯漬は平に御無用になされいべし
百珍の美味ありとて、争かて此悪臭の中にて箸を取らるべき、兩僧それとも明かし兼ねて只管に斷はる
斯る折柄早や膳部を運び來れば、兩僧これはく
と頭を搔く
イヤ／＼召されいへ、御返事は只今差上げいべし

扱ては方々に火鉢を置きあるより、其火氣にて斯かる悪臭を發せしものなるべし
常に死者を扱ふ身にも、心地悪しきと言ふばかりなし
兎角すれども何の返辭もあらず、兩僧長老に向ひて言ふ
彼れ是れ時刻も移りいひぬ、疾く御返答申さる
、やう御傳へ玉ふべし
長老言ふ
湯漬を參らせんどの事にい、今少し待たせられいへ
兩僧口を揃へて言ふ
思召しの程は辱けなうこそいへ、寺までは大分道程もい、夜の更けざる内少しも早やう歸らん

頻りに勸められて、兩僧の迷惑言はん方もあらず再三再四、斷はれども、終に斷はり切れず、むかづく苦痛を憶へ忍びて、ヤツと一杯だけ無理々々に呑み込む
ヤレ／＼御難作相掛けいひぬ、喫べ立ちにはい



萬昌院
東京市込区土幡八町に在る吉良家の菩提寺にて
上野介及び其の代りの墓あり

へ、も、御暇申すべし、何卒御返事を賜はり候

長老其由を通ずれば、孫兵衛立ち出で、返辭を述

ぶ

受取書は此様に認め候、これにて然るべうはは

んか

一通の書付を前に差出す、兩僧手に取つて見れば

覺

一首

一紙包

一つ

右之通遣に請取申し、爲念如是御座候、以上

吉良左兵衛内

午ノ十二月十六日

左右田

孫兵衛

齋藤宮内

泉岳寺使僧

石獅僧

一 吞僧

とあり、兩僧各々讀み了りて卷き納む

至極結構に候、左らば御暇申すべし

挨拶もそこ／＼門外へ立ち出で、始めてホツと

息を吐く

これより夜を冒し、道を急ぎて漸やう泉岳寺に歸

り來る

(一二五) 吉良家の不評

諸方より種々の贈物を貰ひつきたる吉良家にて

此度泉岳寺より届けられたる贈物は嬉れしきは

あらじ

父は討たるれども、首なければ、其屍體を葬むら

んとも叶はず

建保の昔、鎌倉右大臣を首なき儘葬りたりし先

蹤あれども、それは求むれども獲られざりし故

にこそ由れ、これは現在其所存さへも分れると

求めて獲られざるものにはあらず、如何にもし

て此方に取戻さばや

菩提寺萬昌院の和尚に頼みて運動せる折柄、幸ひ

にも泉岳寺より態々送り還へしたれば

斯くてこそ首尾よく葬儀をも營み得らるれ

左兵衛佐義周を始めとして、家老齋藤宮内、左右

田孫兵衛以下の面々、初めて胸を撫で卸す

公儀の醫員栗崎道一と云ふは、前年上野介の内匠

頭の爲めに斬られたる時、將軍家の命に依りて治

療を加へたるもの、爾來上野介と交はりて其間柄極めて親し

此度上野介の首の戻り來りたれば、左兵衛佐早速道有を呼び迎へ、首と胴とを縫ぎ合せて元の如くに五體を具ふ頓て死骸を棺中に收め、越えて十九日を以て牛込築土なる萬昌院の塋域に葬る、諡して靈性寺殿前上州別駕從四



同情を失ふたる吉良家の主従、此度の事ありてより一入世の

位上羽林次將實山相公大居士と曰ふ、殉難の士小林平八郎、清水一學、齋藤清左衛門、新貝彌七郎以下此寺に葬ひるもの都合八人、寺門夜寂たるどころ、

墓の介野上真吉 別州上前殿寺性靈を名戒りに院昌萬土築區込牛 ぶ日士居大公相山實將次林羽上位四從駕

風に吼るの林樹、自から血戰の聲かどぞ疑はる 左なきだに人の指彈を受け

誰れとは知らず、家老齋藤宮内、左右田孫兵衛の逃げ出したる塋の穴の傍へ

此穴より家老之外出入仕間敷者也 この張紙をなせるものありしより、門と言はず、壁と言はず、種々の落首を張りて、剝げば又貼り、取れば又書く、冷嘲あり、熱罵あり、觀るもの皆絶倒せざるはなし、中にも

主従に二度に吉良れて今日こそは 則と首との別れなりけり 吉良れたか親子うつけて臆したか 古小桶にて底が抜けたか 少々は吉良れたふりをする家來 手作の疵で耻のうはぬり 内匠けり宵から翌の敵うち 本所で終に吉良れ上野

淺野間に内匠しとの甲斐ありて

古疵ともに吉良れ上野

大石でひしぎ付けたるかうの物

それは淺づけ是れは上野

上野は吉良れにけりないたづらに

我身夜逃にせんとせし間に

取違關東武士のにせものは

親討たるれど願みもせず

など別けて可笑しきもの

十六日の夜、泉岳寺の使僧、上野介の首を曲物に

入れて吉良家へ届けしと聞ゆれば、早速又も

吉良ふなど首納豆の歳暮かな

と云へる狂句と

首一つこおけに入れて少將の

寺から里へをはり初もの

と云へる狂歌を張紙せるものあり、其他瀟湘八景に擬せる少將八景の狂歌を書して門前に建つるものあり、四十七浪士に襲はれたる吉良家、今や又三十一文字にも攻められて、四面楚歌の聲の外に四面狂歌の聲さへ高し

(二二六) 赦免の祈願

細川家の諸士を待遇すると日一日より厚し、其言語風采を見聞くにつけ、助命の曉は收めて家臣の列に加へんと思ふ心已みがたし
十二月十七日の夕方、越中守其家臣に對して告ぐ此方存じ寄る儀あり、明十八日朝は精進致すべし、各々へも精進料理を出だし、且つ前以て其由を申合め置きしへ

諸臣斯くご聞きて心に思ふ

これには定めて深き御思召の在はすことならん、有りがたき事にこそ

直に諸士の許に到りて告ぐ

主人越中守聊か存じ寄りの以て、明朝は精進致されし、各々方へも精進料理を差進じしへば左様御承知置き成されしへ

諸士斯くご聞くより何か仔細あらんと思へば、これも感謝の念止めがたし

これぞ諸士の助命を願ふの餘り、越中守の特に精進潔齋して愛宕山へ祈願を籠めたるもの

主人既に此の如くなれば、臣下誰れかは諸士の助命を祈らざらん、二十四日は愛宕山の縁日なれば堀内傳右衛門も參詣し、松野龜右衛門、藤崎作右

衛門も亦た參詣して各々祈願を籠む、其情宛から骨肉の如し

(二二七) 水野侯の引見

水野家に於ては此年七月十六日、本多出雲守政利を預けられてより未だ半歳をも經ず、左れば公邊に於ても最初一旦は同家へ預けんどの僉議ありしか

イヤ／＼出雲守を御預けに相成りて間もなきに此度又い赤穂浪人を御預けと相成らんと、定めて監物に於ても迷惑に存すべし、これは改めて餘人へ仰付けられんこそ然るべけれ

更に他家を擇びて預けられんとす、斯くと聞きたる監物早速老中の前に出で

何條迷惑の儀かいはん、是非に拙者へ仰付けられしべし

我れより進んで御預けを願ひ出でしととて、諸士を待遇すると極めて厚く、其同情おさく／＼細川家に譲らす

これまでは諸士を其切通町の上屋敷に置きたるを十二月二十日に至りて更に三田の中屋敷に移し、其翌二十一日には監物自から諸士を引見して懇ろに慰む

公儀の御詮議決定するまでは、萬事我等へ任せらるべし、聊かも留意あるべからず、若し縁者知音の尋ね來る時は、之れに對面するも苦しからず、又文通するとも差支へあるべからず、各々は自から公儀に名乗り出で、公裁を待たる

る人々、自儘に生害など致さるべき虞れあらねば、若し望みとあらば大小を御渡し申さんとも苦しからず、尙ほ逃走せらるべき人々にもあらねば、門外へは無用なれども、庭内は随意に散歩せられぬへ、長屋にのみありては氣詰まりなるべし、又夜中は決して用心致さるゝに及ばず、家來共各々に代つて警戒致すべければ、何れも枕を高くして安眠せられぬへ

これぞ赤心を他人の腹中に推すもの、諸士争でか感涙に咽ばざらん
監物家臣に命じて次の間に五人づゝの不寝番を置き、表裏の兩門には乗馬を引き立て、斥候を置き、衛士をも置きて萬一に備へ、日々に二汁五菜の料理を出だして懇ろに款待し、且つ面々の忌日には

特に必ず精進料理を饗するなど、其用意等閑ならず

(一二八) 松平侯の引見

是時に當り諸士に對する江戸ツ子の同情は頂點に達して、其忠節を激讚し、其勇舉を絶賞する聲々、滿都に響き渡りて、兒童走卒に至るまで皆其英風を欽慕せざるはあらず

斯かる人氣なれば細川、水野兩家の優待を聞きては、痛く其美舉を賞讃するに引換へ、松平、毛利兩家の待遇兎角抄々しからずと聞きては、何れも其無情を批難せざるはなく、中には

細川や水野流れは消けれど
唯大甲斐の隠岐ぞ濁れる

不破 數右衛門

二番小屋には

岡野 金右衛門 大 高 源 吾
菅谷 半之丞 千馬 三郎兵衛

木村 岡右衛門

を置き、一小屋毎に番人十二人、持筒六人、先筒十人、刀番持筒二人、中間四人づゝを置き、其半數づゝ交代して警固するなど、是又従前に比すれば稍々寛大となる

越えて二十七日、家老遠山三郎右衛門、服部源左衛門を中屋敷に遣はして諸士に告ぐ

隱岐守早速對面致すべきの處、所勞の爲め引籠中にて、兎角心底に任せず、追つ付け本復の上は面會致しぬはん
時に隱岐守病牀に在りて久しく出仕せず、故に諸

など種々の落首を作りて、嘲けるものさへ少なか

此事耳に入れば、兩家にも心安からず、急に待遇を厚くして朝夕には二汁五菜、夜食には一汁三菜を饗し、お八つには蒸菓子、干菓子、水菓子の類を款待し、又挽茶、煎茶は望み次第に出だし、酒は祝日にのみ振舞へども、望むものあらば餘の日にも供し、行水は三日毎に行ふなど、其待遇頓に一變して、今は細川、水野兩家に劣るべうもあら

尙ほ松平家に於ては是れまで諸士を一人々々一室に分置せしを、十二月二十五日よりは五人づゝに分ちて、一番小屋には

大石 主 税 堀部 安兵衛
中村 勘 助 貝賀 彌左衛門

士に對面せんと憚りあり、既にして疾漸やく瘥ゆれば、元祿十六年正月、年頭の御禮として登城し、越えて五日、自から三田の中屋敷に臨む。隱岐守は大書院の床の間の前に座し、家老以下の役人各々内椽に列す、最初に一番小屋の五人を延き、次に二番小屋の五人を延く。隱岐守一同に向ひて懇ろに告ぐ

此度首尾よく本望を達せしと、定めて満足に存すべし、計らずも各々を預かりしと、此方に於ても本懐にこそ存すれ、早速對面に及ぶべきの處、所勞の爲め今日まで延引せしと、返すくも不本意なり、各々には定めし萬事不自由に存すべし、所望の事あらば、隔意なく家來共まで申出でられんへ

諸士何れも感激措かず、家老服部源左衛門の方に向ひて手を突く

御懇命忝けなうこそ存じ奉つれ

一禮を述べて静々と引き退く

此引見の折柄、隱岐守特に主税に向うて言葉穩かに問ふ

其方は母あらん、如何致せしぞ

主税ハツと首を下げつゝ答ふ

昨年以來里方に引取りしひて、只今は但州豐岡

に罷在りしなり

隱岐守重ねて問ふ

シテ兄弟ありや

主税又答ふ

仰せの通り舍弟兩人はごい、これも母の許に罷

在りし、昨年京都發足、御當地へ罷越しひてより以來、一圖に復讐の屏りみぞ存じ詰めて、他に思ひ及ぶ暇とてもいはず、只今の御言葉承はりて、始めて故郷の事の思ひ出でられてこそいへ



大石主税遺愛の梅
泉岳寺寶物館の側に在り元平松隱岐守の
邸に在りしもの

り出でつゝ、ホロリと涙を落す
隱岐守を始め並み居る人々、此體を見て坐に暗涙

を催はさざるはなし
既にして卜をこきり來しよ、主税諸士に向ひて語

今日隱岐守様の御前に於てモジ
く致しし
へると、各々に於ても定めし可笑しく思はれいはん、
左れども某は部屋住みの身の上、別に御奉公とも仕つらず、唯父の子と申すのみにて、多年

忠勤を勵まされたる各々方の先きへ立てられ
と、某の甚だ安んせざる所に、それ故にこそ
兎角尻込み仕つまりたるにていへ
諸士聞いて其門地に誇らざるに感ず
隱岐守亦た是れより深く主税を憐れみ、如何にも
して其一命を助けばやと思ふ心已みがたし

(一一九) 細川邸の諸士(其一)

百花爛熳の春園に飽ける目には、枯草蕭條の秋野
を望むも亦た興あり
細川家に預けらるゝ諸士、日々山海の珍味を饗せ
られて、少しく馳走に中てられし氣味あり、今は
茶漬、糠味噌漬の味こそ戀しけれ、内藏助或日堀
内傳右衛門の來るを待つて語る

傳右衛門殿是れへ御寄り成されいへ、毎度申し
い如く我等は永らく浪人仕つりいへば、常に輕
き物のみを喫べつけてい、斯様に結構なる御料
理を毎日々々頂戴仕つりいへば、殊の外腹に
つかへいなり、今は昔の黒飯、鯛こそ戀しうい
へ、何卒輕き御料理を下し置かれいやう仰せ付
けられいべし

日頃謹嚴の内藏助も今は中々に我慢仕切れず、世
故に慣れたる傳右衛門

如何さま左様にもいはんか、我等も當番の日は、
次に御相伴の料理を喫べい故、少々つかへ氣
味にいなり、何なりと御好み成されいべし、夫
れへ申し通じいはん、去りながら菜數は主人
越中守の耳へ達しての儀にいへば、今更減す

るとは叶ひがたし、此儀は御承知置き成されい
べし

諸士聞いて悦ぶ

然らば當節之れありい葛苣汁、海鼠、糠味噌漬
などこそ好もしろいへ

思ひくゝに注文すれば

安き程の事にい

傳右衛門早速其向に通ず、左れども料理方には又
料理方の都合ありて、兎角に美味のみを調理すれ
ば、諸士皆有がた過ぎて迷惑すると夥多し
上の間にも、次の間にも、番衆として小性組、中
小性組數人づゝ皆無刀にて詰め切る
諸士の便所に行くものあれば、番衆一人づゝ起ち
て附き添ひ、戸口の傍近く行きて待つて例とす、

左れば諸士の便所に起つ毎に、番衆の方に向ひて
手を突きつゝ、輕く辭儀を行ふ

傳右衛門それと見て、日頃懇意なる番衆に語る

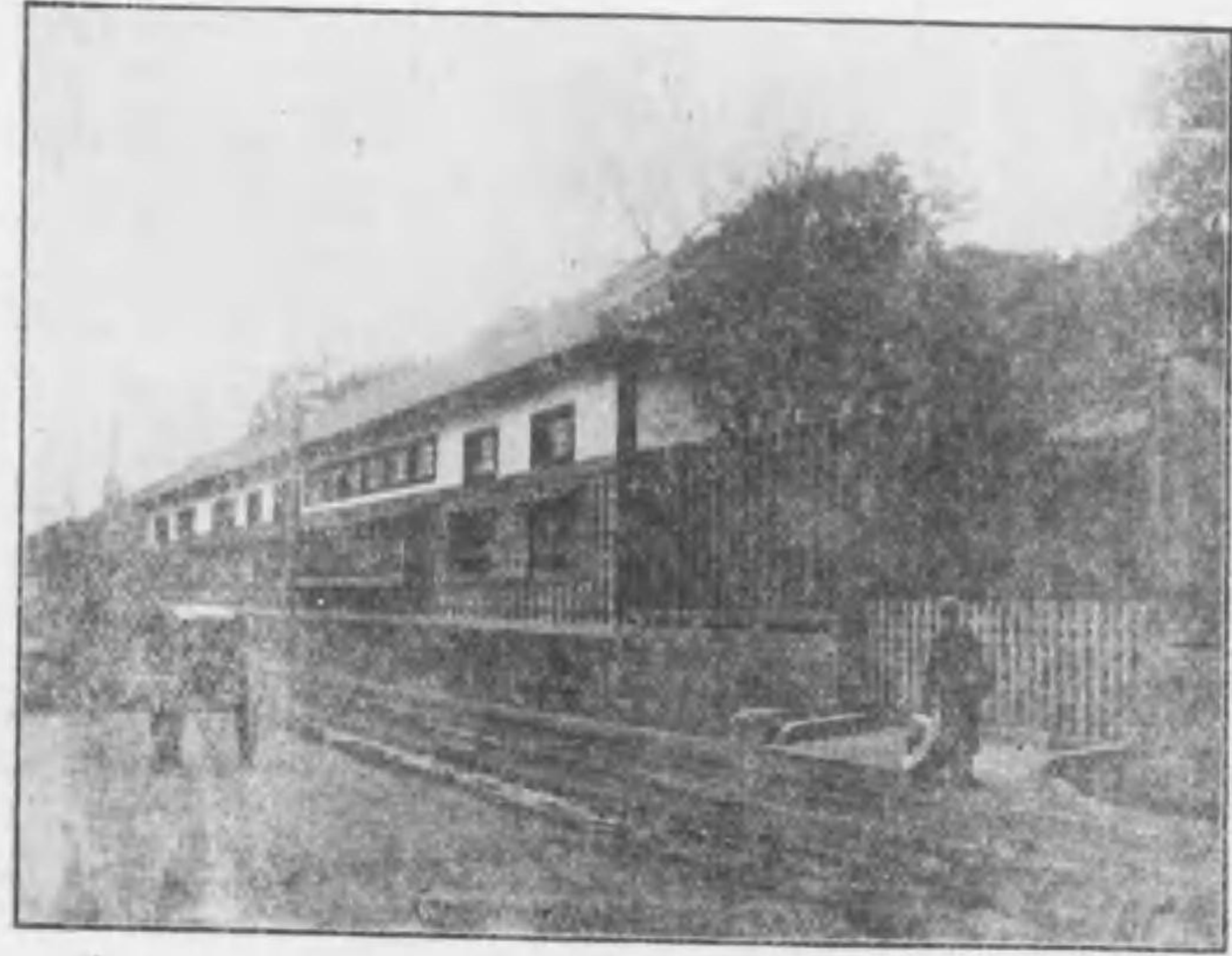
定めて御申合せの上にていはんが、便所に行か
るゝ毎に、跡より附添ひて參らるゝと、先方に
ては嘸かし窮屈にてもあるべく、心外にてもい
はん、其都度各々方の方へ向きて辭儀せらるゝ
も、全く案内の心にていはん、差控へられんこ
そ先方の都合にいへけれ

番衆實にもと思ひ、それより後は復た起たす

左れと諸士の手水をつかふ毎に、小坊主の櫓杓を
以て水を注ぎ掛くと舊の如し

諸士氣の毒の餘り、屢々傳右衛門に向ひて語る

何も水を御掛け下されいには及び申さず、手桶



細川家の表通

に檜杓を添へて御出だし置き下されは、我等銘々勝手につかひいべし

傳右衛門復た其由を通すれば
イヤ檜杓は出だすべからずとのとなれば、何さま其意に任せがたし、龍の口など仕掛けて、水の出るやうに致さんと然るべし

この説も出でしが、オイソレとの間には合はず、傳右衛門

各々様には、何も御遠慮成されは及び申さず、是れまで通り御掛けさせ成されいべし

それとなく説き勸む
冷遇の下には不平の心も起れ、優待の下には兎角に心外の事のみ多し

(一三〇) 細川邸の諸士 (其二)

傳右衛門の遺憾言ふべからず、其一族たる堀内平八に向ひて語る

如何さま殿よりは偏頗がましき御取扱ひは出来兼ねいはん、左れども大身の人々、自分の心付きのやうにして贈りいはい、何も差支へははまじ、他の老人衆にも頭巾など贈られては如何いぞ

平八道理なりと賛せしも、此議亦た行はれず、傳右衛門

廣き座敷に臥せるとなれば、何か工風せでは叶ふまじ、責めて枕屏風にても建つることせん幾枚ともなく小屏風を取り寄せて、銘々の枕元へ建てさす

役人の一人之れを見て言ふ

艱苦を事どもせざる内藏助も、寒氣に掛けては意苦地なし、夜分寝ぬる折りには茶縮緬の頭巾を被ぶり、時には火燧蒲團を引つ被ぐ
助右衛門此體を見て傳右衛門に語る
内藏助は形の如く寒がりにてい
傳右衛門實にもと思へば、同情の念禁じがたし、早速上役の許に到りて言ふ

内藏助は殊の外なる寒がりには由、羽織か、左なくば何か温かき物を着せられては如何いや
上役首を傾けつゝ答ふ

一應道理には存すれども、内藏助ばかりには出だしがたし

左しも同情厚き細川家にて、此特遇は與へられず

小屏風を建つるなど要らざることこそいへ、第一、人数も見兼ねいはずや
傳右衛門屹と容を正して告ぐ

仰せ御道理にこそいへ、去りながら御番衆も多く相詰められいのみならず、アノ衆の事にいへば、左様なる御氣遣ひには及びいませじ
實にや人の中なる人なるものを、争かて女々しくも逃げ隠れせん、其人流石に口を噤みて復た言はず

助右衛門徒然の儘此小屏風の畫を見るに、中に鶴の其子を育つる圖あり、不圖當歳の幼兒長太郎の事を思ひ出で、心を動かす
折柄傳右衛門此處に入り來れば、助右衛門愁然として語り出づ

扱て口惜しき事こそいへ、我等は親をも、妻子をも忘れいへるものを、此御屏風の繪を見て圖らずも悴の事を思ひ出で、いなり

傳右衛門聞いて襟を正す
そは人情の常にい、何か苦しういべきや、抑も各々様の御事は何れも皆古今無雙の忠臣と申して感服仕つり居りいなり、此程非番の砌、少し遠方に用事之れあり、駕籠に乗りて参りい途次駕籠昇共の申しいは、四十六人の衆は古の辨慶、忠信にも優れる勇士にて、揃ひも揃ひし大男にい、取分け大石主税殿と申しいは、若年とは言へ、大力の大男にて、其の夜も大長刀を打揮り、辨慶にも優したる働き振りと承はりていなど語り申し、心なき駕籠昇風情までも感

じ申すと一通りにいはず、日外も上屋敷へ出入の町人共も同様なる話を仕つりてこそいへ
それとなく慰むれば、助右衛門深く悦ぶ
扱て傳右衛門殿は御頼もしうこそ在はしいへ、御身を捨て、もと思召されい由、我等如何ばかりか感じ申さやらん、それに付けても今時の世は武士も出家も流れ渡りの者共多くいへば、能く御心を付けて御話成されいべし
諸士を庇ふの餘り、災禍の其身に及ばんとを憂ひて注意すれば
御心入添けなうこそいへ、我等も左様存じ居りいなり
これも深く助右衛門の厚意を喜ぶ
我れ人の身を思へば、人も我が身を思ふ、情は人



細川舊邸の庭園
白川家舊邸の庭園に中央の老樹は當時に在りし
の今乃高輪御殿に於たり

の爲めのみかは

(二二二) 細川邸の諸士 (其二)

諸士始めより刀鋸鼎鑊を分とす、一日、助右衛門一同に代りて傳右衛門に語る

内藏助を始め十六人の者共より頼まれたるこの儀、そは餘の儀にもいはす、我等此度の儀に就ては、定めて斬罪にも仰付けられはん、それにしては切めて好き場所にて行はれかしと祈る心の外はいはざりしが、昨今各々様の御話しを承はり、且は世上の批判を傳聞仕つりてより何やら傲りの心起りて、或は結構なる切腹にも仰付けられはんかとも存せられては、萬一左様の事にも相成りいは、何れ當御屋敷に於て仰

付けられいべきか、我等十七人は夫々宗旨も異なりいへば、自然寺院なり、一類なりより死骸の御下渡方を願ひ出づるもいはん、左れども必らずく御下渡し下されまじく、成るべく泉岳寺中何處か空地の在る所へ、十七人共一穴に御埋め下されいはんこそ、我等一同の懇願にていへ、御聞き濟み下されいは、生前死後の本懐にこそいなれ

生きて君の仇を報じ、死して君の左右に侍せんと欲す

傳右衛門感嘆に堪へず

扱てく御道理なる御志ごこそ存じいへ、萬一左様の儀にも相成りいは、必らず御望みの通りに取計ひいはん、去りながら左様の事は毛

頭之れあるまじく、我等は行末長く御意得申すべき儀ご存するにていへ、兎も角も上役へまで申し通じ置きいはん

大目附長瀬助之進に逢うて、其由を物語れば道理なる望みかな

これも異存なし

傳右衛門引返し來りて、大目附も亦た別に異議なき旨を語れば、助右衛門深く打ち悦ぶ

此時忠左衛門亦た傳右衛門に語る
助右衛門を以て十七人の希望を申述べいひしに、快よく御承引下され、何れも忝けなうこそ存じていへ、それに付拙者は今一つ御無心の儀、御覽の如く拙者は年も寄り、且つは大兵にていへば、死後一入見苦しういはん、何卒白布にて

二重の大風呂敷を作り、四隅に乳を付けて死骸の見えざるやう御包み下されいへし、拙者金子少々所持仕つり居り、異な物をどの思召しもいはんが、實は萬一の用意の爲に懷中仕つりいを、捨てもならねば其儘に仕つり置きいなり、何卒それにて御求め下されいやう取計はれいへ

傳右衛門打領づきつゝ答ふ

委細承はりい、公儀より仰出され次第にいへば、如何やうの事に相成りいやらん、前以て計り知られいはねば、役人共評議の上、幾通りにも用意仕つりて、何の差支へもなきやう夫々支度相整へ居りいなり、萬々一左様の仰出されもいは、必らず御望みの通りに取計ひいへし、決して金子など御渡し成さるゝには及びいはず

去りながら我等は助右衛門殿へも申し上げし通り
行末長く御意得らるゝやう相成るべしと存する
にていへ

傳右衛門又々長瀬助之進の許に行きて、其由を述
ぶれば

實に道理なる望みかな

最と清き覺悟に感じて、思はずハラ／＼と涙を
垂る

一死は始めよりの覺悟、四十六士誰れかは苟免を
願ふ心あらん

(一三三二) 細川邸の諸士 (其四)

細川家に於ける諸士の評判益々好し

歳暮に際し、越中守命じて年始の作法通り慰斗

目上下を諸士に渡す、坊主衆右の品々を持參すれ
ば、何れも感激措かず

内藏助坊主衆に向ひて問ふ
太守様の御居間は何方にていへや

坊主衆

彼方にてこそいへ

其方角を指し示せば、内藏助其方に向ひて手をつ
き、首を下ぐ

有がたく頂戴仕つりいへし

他の十六士亦た同じく手を突きて挨拶すれば

扱て儀式堅き人々や

細川家の諸臣聞いて皆感じ合ふ

越中守の世子内記年尚ほ幼なり、十六年二月朔
日、行きて諸士に對面す

堀内傳右衛門は此日非番に當る、其翌二日、番代
りに出づれば、内藏助手を突きて丁寧述ぶ
昨日は内記様御出で遊ばされ、何れもを御覽遊
ばされいと、誠に有がたき仕合せにこそ存じ奉
つれ

罪を待つ身の、御目見得とこそ言ふべきを、態ど
御覽と言ひ廻はす、傳右衛門心に深く感じつ、徐
かに答ふ

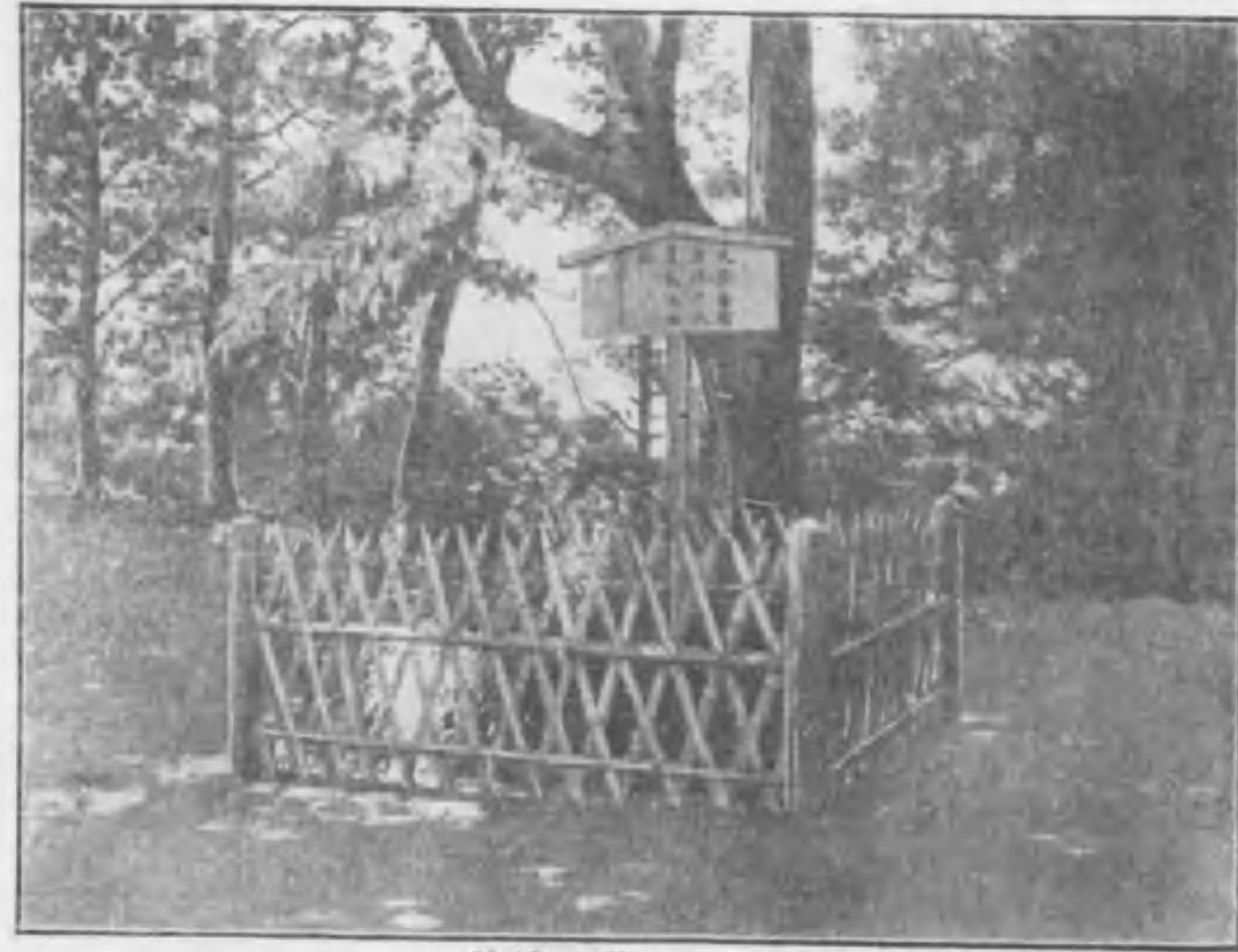
扱ては左様にていひしか、疾く罷り出でたしと
申されし由にいへども、兎角今日まで延引に及
びてい、御覽の通り未だ若年にはいへども、生
付き横着なる方にてい、當正月初めて年始の
御禮に登城致されていひしが、足袋の紐解けい
とて、兼ね／＼心安く出入仕つりい御城坊主に

結はせ申されてい、奥村安左衛門と申すもの其
由を承はり、輕きものとても御坊主にい、重ね
ては御遠慮遊ばされいやうにと申せば、イヤイ
ヤ輕き者共に申付ければ結句悦ぶものぞと申さ
れい由、何れも承はりて笑ひたるにい
其れどなく賢明の狀を仄かせば、諸士皆深く嘆服
す

傳右衛門人々に向ひて内藏助の挨拶振りを語れば
扱て／＼言葉のあやまで吟味致されていか
何れも皆益々感じ入る

兎角冬季には火事の沙汰多し、諸士或時傳右衛門
に向ひて言ふ

舊冬より兎角火事繁きやうに承はりてい、此上
各々様へ御苦勞を掛けては相済み申さず、何卒



跡遺の腹切士七十
り在に内廊川細は處しせ及自の士七十下以助蔵内石大
るなと園庭御の殿御輪高今

近邊に火事なきやう祈り居る儀にてい
傳右衛門答へて言ふ

イヤ屋敷は廣うい上、庭には泉水も流れ、芝原も
寛りとしたる所のい、火災の節は其れへ御同道
申すべき手筈にい

諸士それと聞くより

それならば些とばかり火事を願ひたきものにい
と言ひつゝ、カラ／＼と笑ふ、悠々たる態度、眼前
に死を控へ居る人らしくもあらず

諸士の一言一行、盡く同情を博せざるはなし、傳
右衛門は諸士一類の居所を控へ置き、非番毎に訪
問して彼我の消息を通じ、又他家に在る同志の安
否を聞きては報告するを常とす

或は毛拔を送るものあり、或は小鏡を送るものあ

(一三三) 諸士の覺悟

正月、中は公儀の祝日多く、二月朔日は日光の御
鏡開きなり、それを過ぐれば他に差支への日とて
もあらず

最早愈々埒の明くべき時ぞ

江戸の事情に明るき諸士、早くも心の中に覺悟を
定む

或夜、内蔵助以下呑ける口の人々打寄りて薬酒を
傾け、十五歳の坊主衆出で、酌を行ふ、内蔵助ニ
コヤカに其顔を見遣る

此間より永らくの間、晝夜共の御勤めにて、嘸
かし御骨も折れいはん、併し追つ付け埒も明き
申すべし、其時は此上ながら精進を御頼み申す

り、或は茶受を送るものあり、中には
毛拔など用ふる時は見張りせんこそ好けれ
と注意するものあり、左れども諸士最負の傳右衛
門

何條去る氣遣ひのいべきや

只一言の下に斥く、諸士の人格を信すること厚しと
も厚し

曾て吉良上野介を訪うて嘲弄したる御槍奉行天野
彌五右衛門、此度細川家へも尋ね來り、内蔵助に
逢うて感嘆しつゝ、語る

勇氣と申すものは粗忽と無分別の間より出づる
ものにいへども、御手前方の勇氣には少しも粗

忽や無分別は交り申さずい

流石無遠慮の老人にも點を打つべき所もあらず

べし

戲言云ひつゝ、打笑へば、坊主衆何事をも答へず、忽ち兩眼よりハラ／＼と涙を流す

斯かる幼少の衆まで、斯ばかり我等を思はるゝ

このいぢらしさよ

居合す諸士、それと見て亦た涙を吞む

二日の夜の戌の刻過ぐる頃、傳右衛門上の間に到

れば、酒黨の内藏助、惣右衛門、十郎左衛門の三

人は例の藥酒を傾け、甘黨の忠左衛門、久太夫、

彌兵衛、十内の諸士は甘みそれをチビリ／＼と吞

みつゝあり、内藏助それと見て聲を掛く

傳右衛門殿、これへ

傳右衛門見て打笑む

これは好き所へ参り合せてい

程好き所へ座を占むれば、内藏助

十郎左衛門、それ／＼、其盃を獻されいへ

十郎左衛門手に持てる盃をグツと吞み干し、餘瀝

を切つて傳右衛門に獻せば

こは忝けなうこそいへ

傳右衛門快よく受けて吞み盡す、内藏助

傳右衛門殿、其御盃これへ

傳右衛門手を打掉る

扱て／＼慮外の仰せかな、御盃をどこぞ存する

にていへ

内藏助莞爾と打笑む

イヤ／＼、左様仰せられず、これへ遣はされい

へ、イザ／＼

傳右衛門今は辭しがたし

然らば御免いへ

盃を兩手に載せて獻す、内藏助受けて吞み干し

更に傳右衛門に返せば、惣右衛門

傳右衛門殿、其御盃戴きいはん

傳右衛門聞かず

イヤ／＼、御盃をこそ

惣右衛門手を差伸べつゝ言ふ

御堅ういものかな、是非に賜はりいへ

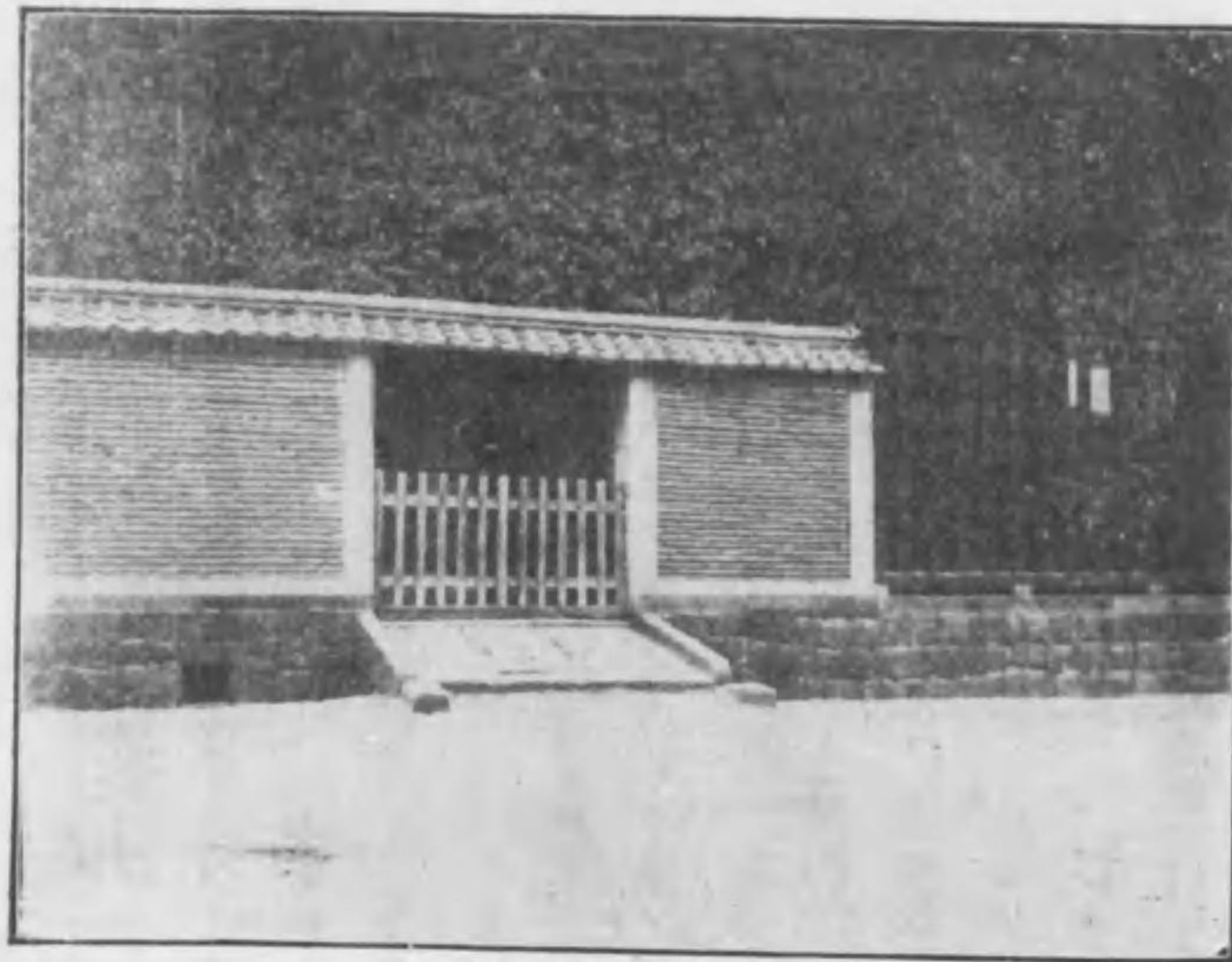
傳右衛門然らばとて獻せば、惣右衛門直に吞みて

又傳右衛門に返す、内藏助

傳右衛門殿、十郎左衛門に一つ御吞ませいへ

傳右衛門實にもと思ひ、盃を取つて十郎左衛門に

獻せば
這は忝けなし



細川邸の浄門 此處より其死骸を泉岳寺へ搬りなす折に七十士切腹の折

十郎左衛門直に受けて吞み盡す、一循これにて終れば

今一つ重ねられいへ

傳右衛門徳利を取つて注がんとするを

イヤ、先程より是れへ參つて大分喫べい、最早ゆるされいへ

十郎左衛門突と起つて逃げ掛る、内藏助

十郎左衛門は能く吞みいなり、捉へて御吞ませ

いへ

傳右衛門左らばと起つて追つ掛け、次の室に通ず

椽側にて引留めつ、

是非々々今一つ召されいへ

手を捉へて連れ歸らんとす、十郎左衛門

ゆるされいへ、最早充分にいなり

其儘逃げて次の室に歸る

其翌三日の夜亥の刻を過ぐる頃、傳右衛門室外に

在りて同僚と談す、次の間の諸士其聲を聞きて呼

はる

傳右衛門殿、傳右衛門殿、これへ御出で成され

いへ

傳右衛門何氣なく中に入れば、大方は早や寢所に

在れども、助右衛門、瀬左衛門等の若き面々一所

に打寄りて雑話に耽りつゝあり

傳右衛門殿、頓て埒も明きいはん、御暇乞に一

つ藝盡しを御覽に入れいべし、併し御番衆に見

られては極り悪るし、イヤ此處にて始めいはん

枕屏風を引廻はして芝居の真似を始む、淨丑旦末

各々得意の藝を演じて興じ戯むれ、死期の早や一

夜の後に迫れるを意とせず

孫太夫等其側に在りて臥す、餘りに騒々しければ

寢も遣られず、又之丞

イヤ何うも騒々しいとかな、傳右衛門殿、頓て

埒は明きいはんも、明日は内藏助に申して手錠

を箱めさせいべし

と言ひつゝカラ、と笑へば、傳右衛門

最早夜も更けい、孫太夫殿など御迷惑にいはん

御寝みなされいへ

諸士の今暫らくと止むるをも聞き入れず、其

儘急ぎ立ち出づ

何ぞ知らん昨日のは別盃、今日のは名残の藝を見

すべき諸士の心ならんとは

それと早く知りなば、仕様もありたるものを

跡より心付ける時は既に遅し、傳右衛門の口惜し

さ、殘惜しさ言はん方もなし

(一三四) 瑞光院の使僧

洛北瑞光院の和尚宗湫、内藏助以下の主仇を討つ

て大義を全うせしを聞くより、感嘆大方ならず、

一日、徒弟宗海を召して告ぐ

諸士既に素志を達しぬ、我れの宿約を果たすべ

き時は今ぞ、汝、急ぎ關東に馳せ下り、諸士に

逢うて最後の別をも告げ、且つは生前の望みを

も聞き届けいへ

宗海別けて内藏助と交深し、師の命を聞くより、

急ぎ江戸に馳せ向ふ

内匠頭の後室瑤泉院とは由縁あり、宗海先づ南部

坂なる淺野土佐守長澄の邸を訪へば、瑠泉院側近

く召し見て語る

内藏助以下四十七人の振舞、兎角申さんに言葉なし、それに就けても一つの不審あり、故殿の舊臣數多ある中にも、進藤源四郎、小光源五右衛門の兩人は、文武の道に達し、義勇の志に富み、特に内藏助とは親戚の因縁深しと聞きつるに、何とて此度の企てには漏れけるぞ、御身は京都に在りて、彼の兩人ども時折面談されつらん、其主意承知ならば、委細語り玉へ實に訝かしきは兩人の進退なり、宗海言葉靜かに答ふ

愚僧固より兩人を存じ居れども、何條其心術の如何を承知仕つりいべき、去冬十月、内藏助の

京都出發の砌、兩人は時機未だ到らずとなし、寺井玄溪を以て再三内藏助を引留めんと致せしと承はりてい、其主意の如何は存せずいへども今日となりては兩人の理義相立たんやうもいはす

瑠泉院聞いて領づく

然らば御身歸洛の上は、紙面を以て其主意を申越すべきやう、夫々兩人に傳へ玉へ

宗海委細長まりて、辭して出づ

宗海如何にもして内藏助に對面せんと欲し、縁故を求めて申入るれば

國法嚴重にして妄りに私人の面會を許すべきにあらず、左れども諸士は公法の罪人と云ふのみ公儀の御敵と云ふにはあらず、特に出家沙門の

身にして遙る／＼數百里の遠地より來りしもの、何か苦しからん、早々對面を許すべし二月二日の夜を以て、内藏助への面會を許す思ひ掛けなき人の訪問に、流石の内藏助も唯これ／＼と言ひしばかり、跡は黙然として言葉も出でず

稍々ありて宗海珠數瓜繰りつゝ口を開く

扱て／＼此度の御勇擧、前にも先例なく、後にも比類いまじ、孔明再び出で、正成復た生るゝごも、争かて御邊の高義に及ぶべきや、師匠の命もいへば、此度遙る／＼罷り下りてい、仰せ置かるゝとのいは、承はりいべし

内藏助聞くよりハラ／＼と涙を垂る

遠路の處態々御下向に預かり、黄泉の餞別、何

物か之れに過ぎいはん、最早死期も近づきてい早く此世を去つて、亡君に仕へ奉つらんと、我等が本懐にこそいへ、これに我等十七人の毛髮のい、貴僧御歸山の上は院中に埋めて、墳墓の靈どもなし玉ふべし、我等の望み此外にはいはす

渡すものも泣けば、受取るものも亦た泣く

何時まで居れども果てしもなし、宗海名殘惜しくも辭し去り、翌三日、他の三家に在る諸士の毛髮をも集めて京都に歸り、諸士の死後、之れを寺中に埋めて厚く祭る

(一三五) 諸士の處分論

諸士を如何に處すべきかは、公邊の一難問題たり



手裏の邸川細

しどころ
精忠の心、義烈の行、洵に今古に其匹儔なしと雖も、黨を結び、法を犯せるは、事實の明かなるところ、情に於ては賞すべきも、理に於ては罰せざるべからず

赦さんか、罪せんか、情理二途の岐に立ちて、將軍も心決せず、終に役人并に儒官に對して其意見を徵せんとし、親しく老中を召して告ぐ

芙蓉の間役人共、各々存寄りの通り、十二月二十六日限り入札を以て言上仕つれ

芙蓉の間役人とは老中、若年寄、寺社奉行、奏者番、留守居、大目付、大番頭、書院番頭、小性番頭、町奉行、勘定奉行、作事普請奉行等を曰ふ
老中稻葉丹後守は曾て内匠頭處分の際、上意を返

へして忌諱に觸る、故に辭して入札の數に加はらず

寺社奉行永井伊賀守直敬、本多彈正少弼忠晴、大目付仙石伯耆守久尙、安藤筑後守重玄、近藤備中守用章、折井淡路守正辰、町奉行松前伊豆守嘉廣、保田越前守宗郷、勘定奉行萩原近江守重秀、久貝因幡守正方等は吉良、上杉の二家を嚴罰に處して諸士を寛典に處せんとの意見を持し、十二月二十三日を以て十三人連署の意見書を呈す、其全文を左に掲ぐ

御尋に付存寄申上り覺

一、吉良左兵衛儀申分け難三相立仕方にて御座以間、其砌責而自滅可仕處に、無其儀、始終之様子其分にては難被差置一哉に御座以

間、切腹可被仰付一哉に御座以

一、吉良上野介家來共、此度手に合不申者共は侍之分不殘斬罪に可被仰付一哉に御座以、其節少成共働、手紙負以者共は、親類方え引取申様に可被仰付一儀に御座以

一、小者、中間之類は、追掃れて可然以

一、上杉彈正大弼、同民部大輔儀、淺野内頭匠家來上野介屋敷より引取、泉岳寺え參罷在以處、其分にて差置以仕方、兩人共に兎角可申様も無之儀に御座以間、如何様にも御仕置被仰付、勿論領地可被召上一哉に御座以
一、内匠家來共仕方、評議兩様に御座以、亡主之志を繼、一命を捨、上野介宅え押込、討取以段、眞實之忠義にて可有御座一哉、御

條目に文武忠孝を勵、可レ正二禮儀一之趣に的中
可レ仕哉に御座い、且又大勢申合、武具を着い
體、狼籍之仕方に御座い得共、其段遠慮仕い
は、不レ遂ニ本意一以故、右之仕方に可レ仕儀
と存い

一、御條目に結ニ徒黨、成ニ誓約一以は、御停止に
て御座い、内匠家來、徒黨之志御座いは、
去年内匠御仕置被ニ仰付一、城領知被ニ召上ニ以
節、少々存念ケ間敷體も可レ有レ之處に、聊違
背不レ仕い、此度之仕方、一列不レ仕い得ば、
不レ達ニ本意一以故、不レ得レ止、大勢申合いに
て御座い、徒黨とは難レ申可レ有ニ御座一哉
一、箇様之類、重て有レ之いども、人々心入次
策にて御座い得ば、其節致方是非を以、可レ被ニ

仰付一儀と奉レ存い

右之通何も存い、内匠家來、先此度は御預之儘
被ニ差置一、後年に至り落着、可レ被ニ仰付一哉に御
座い、以上

十二月二十三日

- 永井伊賀守 本多彈正少弼
- 仙石伯耆守 安藤筑後守
- 近藤備中守 折井淡路守
- 松前伊豆守 保田越前守
- 丹羽遠江守 萩原近江守
- 久貝因幡守 戸川備中守
- 中山出雲守

儒官林大學 頭信篤の意亦た諸士を赦免せんと欲
するの意見を持す、乃ち議を献じて言ふ

君父の仇は俱に天に戴かざると、人道の大則に
して、復た動かすべくもいはず、大石内藏助以
下の亡主の遺志を繼ぎて、吉良上野介を討ちし
は、人臣の誠忠を盡して、人道の大則を行へる
もの、敢て公儀に反抗するものにはいはず、若
し之れを嚴刑に處せんか、忠義の道終に地に墜
ちんと心然にいはん、是れ信篤の私意にあらず
して聖賢の大經にこそいへ

老中之れを見て心動く
御當家の前例を見るに、寛文年中、奥平源八
郎大勢を驅り催し、牛込に於て父の仇を報せし
も、深く罪せられずして遠島に處せらる、此儀
を斟酌して輕重を定むべきにや
これも亦た寛典の説に傾けども、尙ほ未だ其意見

を決せず

萩生惣右衛門徂徠と號す、將軍の寵臣松平美濃守
吉保(即ち柳澤出羽守保明)の家に仕へて敬重せら
る
一日、美濃守登城せんとして廣間に出づれば、惣
右衛門徐かに其袖を控へて述ぶ

此頃承はり及びいへば、大石内藏助以下を罪
すれば、忠義の道地に墜ちんと林 大學頭より
申立てい由、これ儒者の道論にして、其理強が
ち捨つべきにはいはず、左れども法禁を犯し、
政令に背きいへるにも拘はらず、人臣の節を盡
せしとして助命せられいはんか、天下の政道何
を以てか相立ちいはん、且つや上杉彈正大弼其
實父の仇を看過すべきにいはず、若し四十七人

の行衛を探索して怒を露らしはば、諸方に騷動あらんも知るべからず、淺野安藝守亦た分家内匠頭に忠義を立てしものを見殺しには仕つらず、必定力を盡して救護仕つりはべし、勢の激するところ、兩家怨を構へはんに、由々しき大事にこそいへば、旁々以て此徒に死を賜うて、一つには政道を正し、二つには禍亂を防ぎ玉はんと、天下の御爲めにいへし

美濃守は始めより上野介を庇護せしもの、此議を聞きて心に悦び、終に老中に謀りて諸士に死を賜ふに決す

斯くて老中より此趣を將軍に言上す、將軍心に諸士を憐めども、老中の議も亦た強ちに斥くべからず

追つて沙汰すべし

別に可とも言はず、否とも示さず

二月朔日、日光輪王寺宮公辨法親王年頭の御對顔として御登城あらせらる、將軍と宮との御間柄別けて親し、一通りの御挨拶終れば、將軍熟々語り出づ

天下に政事を施す身ほど心苦しきものはいはず、憐愍の心を以て人命の重きを助けんとするも政道の表に於て國法の罪を正さんと申せば、取捨を私心に任しがたし、定めて聞きも及び玉はん、赤穂の浪人、人臣の節を守つて、故主の仇を報い、身を官法に任して、死を善道に守れるもの、其心賞すべくして、其罪罰すべきにはあらず、左れども後患を他日に貽さんことを憂ひ

て、政法を今日に正さんと欲する執事の評決も亦た其理あり、罪しなば風教を勵ましたがたく、赦しなば政道を正しがたし、之れを思へば此身も蒼蠅き心地こそ致しはへ

宮早くもそれと察し玉へど、別に何の御答へをもなさせ玉はず

將軍重ねて繰り返しつゝ、語れど、宮尙ほ兎角の御言葉もなくして退出し玉ふ

宮、頓て上野へ歸らせ玉ひ、坊官共を召させて宣ふ

今日城中に於て將軍家より染々との物語あり我れに助けよとの謎なりとは、何ぞて之を察せざるべき、去りながら四十六人の精忠大義洵に古今に比類なしと雖も、人心の變化固より測る

べからず、若し此輩の中に其終を令くせざるものあらば、今日の苦節も終に水の泡となりて、一黨の名譽も亦た地に墜つるに至らん、假令一旦の死を免かるゝも、何條千載の壽を保たんや寧ろ四十六人の者盡く死に就かば、忠義の名節益々顯はれ、世上の痛悼愈々深からんか、斯して芳名を千古に傳へんと、身命を一時に保つと孰れぞや、我れ之を思へばこそ兎角の御答にも及ばざりしなれ、努め／＼我が無慈悲とな思ひそ

居合はす面々皆深き思召に感泣せざるはなし

將軍今は是非もなし、老中を其面前に召して告ぐ四十六人の者には切腹を申付けよ、吉良左兵衛佐は配流申付くべし

罪案愈々決す

諸士は殺せども、左兵衛佐は助けられず、松平美濃守亦た聊か手持不沙汰の心地ぞすらん

(二三六) 處分の決定

公儀の意見既に決すれば、二月四日を以て急に處分を行ふ

此日四ツ半時、各老中黒木書院の溜所へ出座し、大目附仙石伯耆守、町奉行丹羽遠江守、御目附長田喜右衛門の三人を召して鈞命を傳ふれば、三人委細長まりて退き、直に評定所に到りて吉良左兵衛佐を召す
左兵衛佐時に年十八、荒川丹後守、猪子左太夫の附添にて情々と評定所に出づ

伯耆守正面に在り、遠江守及び喜右衛門左右に在り、御徒目附六人亦た威儀を正して差し控ゆ
伯耆守嚴かに御沙汰書を読み上ぐ

吉良左兵衛

浅野内匠頭家來共、上野介を討し節、其方仕方不届に付、領地被三召上、諏訪安藝守へ御預被二仰付一者也

宣告終りて諏訪安藝守忠虎の家臣澤市左衛門、茅野忠左衛門、加藤平四郎の三人に引渡せば、直に左兵衛佐を駕籠に乗せ、錠を卸し、綱を掛けて本所の邸へ引取る
伯耆守以下の黒木書院の溜所より引退くや、更に御目附荒木十左衛門外三名、御使番久永内記外三名を同時に溜所へ呼び出し、老中秋元但馬守より

命を傳ふ

四家へ御預けの者共、切腹仰付けられしに付、

檢使として罷越すべし

其人名並に割振りは、細川越中守の邸へは

御目附 荒木十左衛門

御使番 久内内記

の二人、松平隱岐守の邸へは

御目附 杉田五左衛門

御使番 駒木根長三郎

の二人、毛利甲斐守の邸へは

御目附 鈴木次郎左衛門

御使番 齋藤治左衛門

の二人、水野監物の邸へは

御目附 久留十左衛門

御使番 赤井平右衛門

の二人、各々御徒目附、御小人目附を率ゐて臨場

するに定めらる

檢使の面々、死骸並に兩刀は如何に取計ふべきかを伺へば、若年寄加藤越中守を以て内意を傳ふ

死骸並に本人の佩刀等は御構ひ之れなきに付、

勝手次第たるべき旨申付けしべし、罷越すべき

時刻は追つて申渡さん、切腹までには十分支度

の猶豫を興へられしへ

續いて九ツ時半より隨意に臨場すべしとの命を下

す

こゝに於て荒木十左衛門、久永内記は御徒目附七

人、其他は御徒目附五人づゝを隨へて各々受持の

邸へ向ふ

(二三七) 細川邸の上使

四家へは其前夜を以て内意を傳へられしも、固く秘して重もなる家臣の外へは漏らさず
四日の朝、細川家に於ては一對の生花を諸士の室の床の間に飾り付け、尋いで越中守臨邸の旨誰れ言ふとなく諸士の耳に入る

今日か／＼と待つともなく待てる諸士、今は愈々今日と云ふ今日こそ心に察して、早くも覺悟を定む、死を視ると歸るが如きの面々、談笑自如、毫しも平常と異ならず

堀内傳右衛門此日非番に當れば、自邸へ歸らんと欲して次の間に到る、礮員十郎左衛門それと見るより側に進み寄る

傳右衛門殿には今日は御歸宅に休べし、重ねて御出勤までは我等も如何にべきか、多分それまでには埒も明き休べし、扱て／＼此間よりの御恩、御禮も言葉に盡しがたし、あれに居る者共何れも御心安く存じ居り休へば、逆もの事に、これへ御詰めの内に埒の明き休はんやう存じ居るとにこそ休へ

流石の勇士も名残惜し、

傳右衛門は未だ何事をも知らず

公儀より仰出さるゝとにて休へば、前以て承はるとに休はん、左すれば假令ひ非番の時とても、

屹と罷越して御意得申すべし

諸士聞いて悦ぶ

是非其通りに御願ひ申すべし

傳右衛門快よく諾して辭し歸る、途中數寄屋橋門に到りて、ハタと同僚平野丹右衛門の羽織袴にて來るに行き逢ふ、傳右衛門何事ぞと問へば

追つ付け芝へ上使のいぞと告ぐ

南無三寶、扱ては愈々今日なるか

傳右衛門其儘又も屋敷へ引返へせば、事の爲體、如何さま其れらしげに見ゆ

傳右衛門心も心ならず、急ぎ次の間に至りてソツと中を覗けば、諸士既に晚餐の膳に着きて箸を執りつゝあり、常よりも時刻早し

我れ今朝代つて歸りながら、此儘中に入らば、不審を懐かれん

躊躇して中に入らず、尙ほも外より密かに容子を

窺ふ

今日は疾くより風呂に入れ、又早くより晚餐を供せらるゝなど、其容子常に異なれば、諸士何れも皆今日を最期と思ひ定め、互ひに顔を見合せて、早く片を付けんと思ふ風情、其素振に知らる間もなく食事も終りて少しく打寛ろぐ

折しも八木市太夫入り來りて告ぐ

上使の御入りに、各々麻上下御着用然るべし黒羽二重の小袖に淺黄無垢の下着二つ、麻上下に帯、足袋まで取揃へて、銘々の前に差し置く

諸士直に衣服を着換へんとすれば、傳右衛門これを機會に中へ立ち入り、礮員十郎左衛門、富森助右衛門に袴の腰を當て遣るなど、親切に手傳ふ

内藏助不圖傳右衛門の顔を見るより、床の間の生

花を指さしつゝ、語る

花は御仕舞ひ成されまじきや

檢使の手前如何やとの注意なるべし

如何さま御尤もにい

傳右衛門手早く生花を取片付く

支度全く終れば、十七人残らず上の間に集まりて、

席次正しく居並ぶ

檢使荒木十左衛門、久永内記の二人、既に來つて

大書院に在り、此時静々と入り來りて上座に着け

ば、細川家の側役其跡に附き隨ふ

十左衛門頓て威儀儼然として、一聲高く呼はる

御上意

諸士ハツとばかりに平伏す、一座森として聲もな

し

十左衛門 恭しく御沙汰書を繰り廣げつゝ、先づ十七人の姓名を讀み上げ、更に一段聲を張り上げて全文を讀み始む

淺野内匠頭儀、勅使御馳走之御用被二仰付置一

處、時節柄殿中をも不憚、不届之仕形に付、御

仕置被二仰付、吉良上野介儀は無二御構、被二差置一

い處、主人之警を報い申立、内匠頭家來四十

六人致二徒黨一上野介宅へ押込、飛道具保持參、

上野介を討い始末、不レ恐二公儀一之段、重々不届

にい、依レ之切腹申付者也

宣告終れば、内藏助首を擡げつゝ、謹んで答ふ

如何やうに仰付けらるゝも計りがたくと存じ奉

つりいへるところ、術よく切腹仰付けられい段、

有がたき仕合せに存じ奉つりい

言葉涼しく述べ終りて頭を下ぐれば、一同亦た皆一齊に頭を下ぐ

十左衛門は城池受取の爲めに赤穂に下りてより、

内藏助と相識る、今や檢使として此處に臨むも、

同情の念自から禁へがたし、此時少しく聲を低め

て告ぐ

これは一存を以て申開けい儀ぞ、今日、吉良左

兵衛事、今度の仕形不届に思召され、領知御取

上げの上、諏訪安藝守へ御預けに相成りいぞ

黄泉の土産、何物か此れに過ぎん、諸士それと聞

くより、積日の鬱胸豁然として披く

扱てく本懐至極にこそいへ

内藏助丁寧に會釋すれば、十左衛門

心置きなく支度仕つりいへ

内記と與に立ちて復た元の大書院に入る

此日、老中より書面を以て檢使出張の旨を四家へ

通すると共に

御自分其塙え罷出に不レ及い、家來計可レ被二差

出一い

どの注意ありしも、越中守態々大名小路の上屋

敷より來り臨み、今しも檢使の立ち出づるを待つ

て、特に宮村團之進を遣はして内藏助に告ぐ

此日頃、御宥免の御沙汰もやと相待ち申すこと

ろに、今日計らずも切腹仰付けらるゝ由に承は

る、扱てく殘懷至極にこそ存すれ、此上は心

置なく用意致さるゝやうにと、越中守の申し

てい

内藏助聞くよりハラく涙を垂る

私共如何なる極刑にも仰付けらるべくと覺悟
仕つりい處に、武士の法に仰付けられいも、有
がたき儀とこそ存じ奉つりていへ、舊臘以來御
手厚き御取扱ひを蒙りい段、御禮言語に盡し
がたし、御前體宜しく御執達の程願ひ奉つりい
なり

兩手を突き、首を下げて慇懃に謝辭を述べ
内藏助頓て一同に向ひて告ぐ

扱て／＼有がたき仕合せにい、一同これへ御寄
りいへ、御意の程を申聞かせいはん

諸士何れも手水をつかうて、其側に進み寄れば、
内藏助落涙しつゝ越中守の内諭を告げ、諸士亦
聞いて俱に感涙に咽ぶ

斯かる所へ銚子も出で、土器も銘々に出づ、これ

ぞ名残の盃を酌み交はせしめんとの用意

諸士今は心に懸かる雲もなし、頓て亡君の御側に
行く身と思へば、皆快然として土器を取り上ぐ

傳右衛門亦た入り來りて、人々の盃を受く
此時諸士笑ひつゝ言ふ

傳右衛門殿、今日は別して御馳走成さるべき儀
にいはんには、烟草と御茶とが未だにい

傳右衛門ハツと心付く

如何さま左様にていひき、侍中は申すに及ば
ず、幼少の坊主共までも皆残念至極に存じいへ
るまゝ、ツイ／＼忘れ居たるにてい

早速坊主に命じて茶を出だし、烟草を出だす、諸
士の死を視ること實に／＼飴よりも甘し

傳右衛門其一族の平八に向うて謀る

何か書き置きたき衆もいへし、筆紙を出だして
は如何いぞ

平八實にもと心付き、早速御目付まで伺ひ出づれ
ば

苦しからすい、料紙御出だしいへ、但し申すに
及ばざれども、書面は御内見の上にて御届けの
儀肝要にいぞ

この指圖、此上は仔細なし、堀七郎兵衛早速筆紙
を持ち出で、告ぐ

御目付衆へ相伺ひいての故、少しも苦しから
すい、これへ硯、料紙を置きい、御残し置かれた
き儀もいはい、御懸念なく御認め成されいへ

内藏助諸士を顧みつゝ答ふ
扱て／＼御心付かせられ、千萬忝けなうこそい

へ、去りながら一同別に認むべき儀とてもいは

覺悟の潔さ、今となつて別に一筆書き残さんとも
思はず

傳右衛門亦た同様に勸むれども、内藏助又同様に
答へて筆を執らんとせせず、唯從容として死を待

つ
諸士に言ふとなしども、此儘止むは残多し、傳右
衛門突と内藏助の側に差寄り、耳元にのぞきて

告ぐ

此間より御心安く仕つれる傳右衛門にい、御口
上にていも仰せ置かれんといへば、御遠慮なく

仰せられいへ、必らず御傳へ申すべし
今に始めぬ親切、内藏助の悦び譬へ難し

御親切の御志、兎角申さんに言葉もいはず、此夏には定めて御供にて御歸國成されいへし、八幡を御通りの砌、若し御非番にていは、大西坊へ御立寄りの上、今日は別して天氣も宜しく、仰渡されは斯々、模様は爾々の旨御話し下されいへし、左すれば次男共の方へも通じ呉れいへし

傳右衛門打ち領づく

易き程のことにい、當番にても同役と代り合せて御訪ね申すべし、御心安く思召されいへ内藏助聞いて益々悦ぶ

傳右衛門それより一々諸士の側に到りて同様に語れば、吉田忠左衛門の言ふ

日外御噂申上げたる伊藤十郎太夫へ今日の模様

を御話し下さるべし

十郎太夫とは播州姫路城主本多中務大輔忠國の家臣にして、忠左衛門の婿なり

次には原惣右衛門大封の状を出して言ふ

何卒これを御届け下さるべし

傳右衛門受けて見れば「内海道億様大石内藏助」とあり、道億とは赤穂の醫員にして諸士に好意を表したるもの

次には片岡源五右衛門

内々御話し申せし通り朱柄の槍を泉岳寺に残し置き、先祖備前と申すもの、槍にていへば、生き残りたるものに遣はしたし、此儀御頼み申いなり

次には間瀬久太夫言ひにくさうに言ふ

太郎左衛門は心安く仕つれば、即刻申遣はすべ

く、御心安く思召されいへ

太郎左衛門とは細川家の京都留守居にして、十内と親しく交はるもの

次は間喜兵衛何とも言はず、唯笑ひく一首の辭世を出だす

次は磯貝十郎左衛門別けて傳右衛門と心安し

此間は御別懇に預かり、千萬忝けなうこそ存じていへ、此上とも老母、兄弟の事共、御心を附けられ玉ふべし

傳右衛門領づきつゝ答ふ

委細承知仕つり、御袋様は拙者の母とも存すべくい

快く承引すれば、十郎左衛門益々悦ぶ

近頃尾籠の儀にいへども、拙者此間より下痢を催はしいひしに、幸ひにも今朝より快よく相成りい、併し萬一粗忽の儀あらんも計りがたし、此儀御含み置かれいへ

傳右衛門の答ふ

扱て御念の入りたる御事、少しも御氣遣ひ成されまじく、傳右衛門慥かに承はり置きい

厳格なる久太夫此答を聞きて始めて心を安んず次には小野寺十内笑ひく言ふ

此間は妻の歌を惣右衛門に御書かせ成されたるやに承はりい、今日の容子、何卒京都の弓削太郎左衛門殿まで仰せ遣はされたくい、左すれば妻方へ即刻通じ申さるべくい

傳右衛門の答ふ

次は堀部彌兵衛笑ひく言ふ
御下着の節は、甚之允に御酒喫べ申すやう御話
し下されいへ
甚之允とは彌兵衛の甥なり、細川家に仕へて熊本
に在り

次には近松勘六

御存じの如く此間より手を痛め居りいひしに、
御醫師の御骨折にて、昨日までに全快仕つり、
今日箇様と申すと誠に有がたき儀に存じ奉つり
い、此儀文良へ御傳へ下されたし
文良とは勘六の異母弟にして、谷中の長福寺に居
るもの

次には富森助右衛門

荒木十左衛門様より内藏助へ吉良左兵衛事爾々

此儀本間安兵衛に御通じ下さるべし
安兵衛は源藏の實弟にして、時の老中土屋相模守
政直に仕ふ

次には奥田孫太夫若き人々と何事をか話し居りし
が、此時傳右衛門に向ひて言ふ

今日の容子、一類共へ御話し下されいへし、時
に傳右衛門殿、拙者は切腹の仕様を存せずい、
如何仕つるべきにや

命を捨つるは物の數ともせず、只耻を残さんとの
心辛らし

傳右衛門もこれには答へに窮す

左ればにい、拙者もツイゾ見たる事もいはず、
三寶に小脇差を載せて出だしいやう承はり及び
いへば、それを引寄せて肩衣を

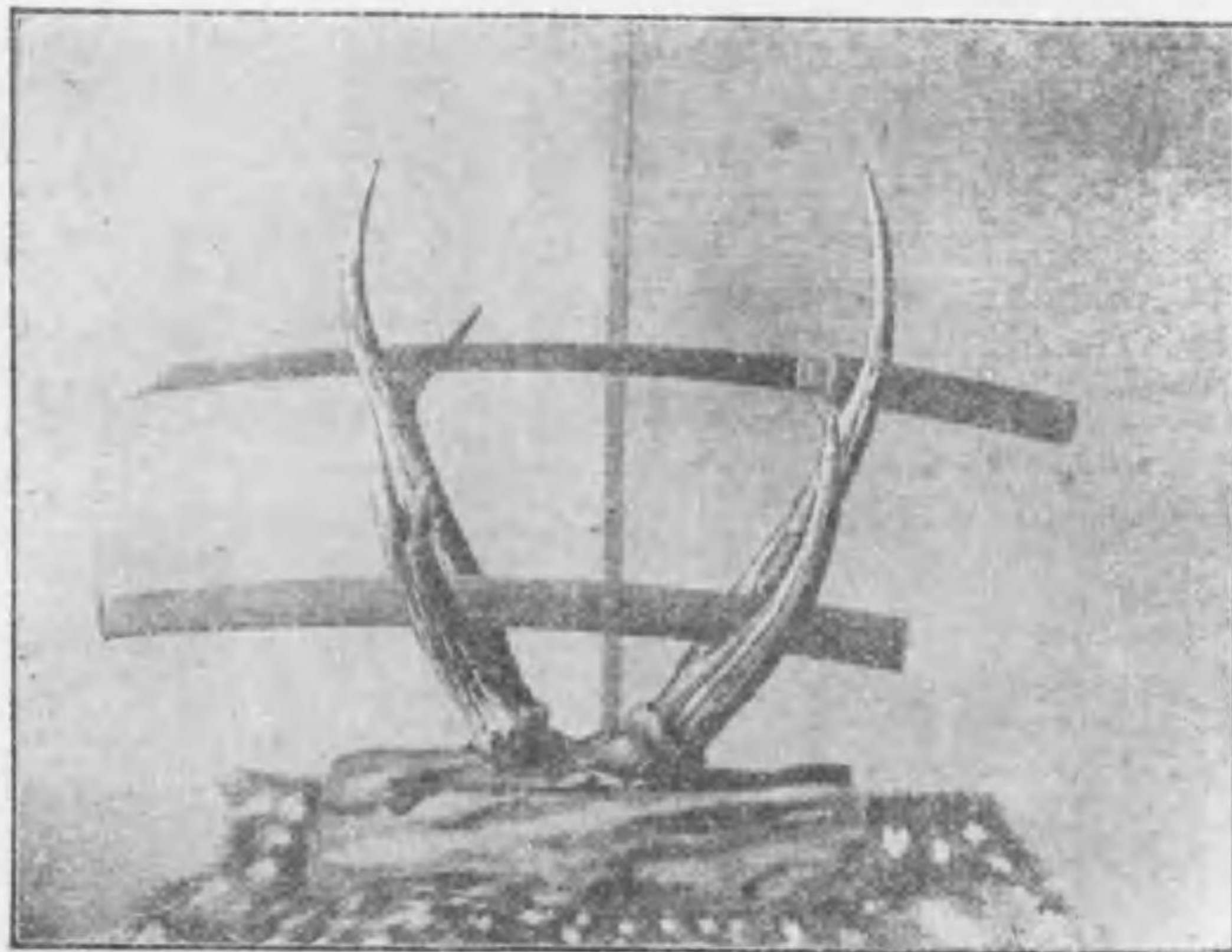
の旨御話成されい、扱てく本望に存じ奉つり
い、尙ほ老母事御心を附けられ下さるべし
辭世並に戒名を書きつけて渡す
次は潮田又之丞辭世並に姉婿渡邊與左衛門の居所
を書付けて渡しつ、言ふ

何卒播州加古川の本陣中屋與右衛門方まで御届
け下さるべし、左すれば北條村へは即刻通じ申
すべし

次は早水藤左衛門亦た一首の辭世を書き記して渡
す

次は赤埴源藏

此間より御存じの如く小瘡出来て難儀仕つりい
ひしに、御醫師の御陰にて昨日より快く相成り、
今日切腹仰付けらるゝと、本望に存じ奉つりい、



大石内藏助の刀 此處に揚がる一平の石内藏助の刀にせし
其後裔たる男安場末喜の藏所に係る

と言ひつゝ、我が肩衣に手を掛く、時に助右衛門、十郎左衛門の面々

扱てくゞ要らざる稽古に、如何やうにても苦しからざると、只首を受けて討たるれば然るべし

横合ひより喉を容るれば、折角の話も忽ち腰を折らる

次には矢田五郎右衛門

日外御話し申し通り、拙者は刀を打折つて、相手の刀を取りしへば、自分の物とは違ひ居りし、一類共異な事と存すべくしへば、此儀御通じ下さるべし

最後に大石瀬左衛門

大石無人並に子息郷右衛門へ今日の首尾御通じ

下されしへ

無人は其伯父なり、傳左衛門皆一々快よく受け合ふ

(二三八) 松平邸の上使

松平家に於ても隠岐守態々愛宕下の上屋敷より三田の中屋敷に臨む

晝過ぎより交るく行水をつかはせ、丁寧の料理を饗すれば、此處にても諸士早くも今日を最期の日と悟りて、更に悪びれたる状もあらず

八ツ時過ぎ、檢視杉田五左衛門、駒木根長三郎の二人、御徒目附及び御小人目附を随へて入り來れば、早速大書院に通し、隠岐守自から出で、挨拶に及ぶ

控ゆ

此時、計らずも小坊主入り來れば、今しも袴の紐を結びつゝありし主税、急ぎ側へ招きて告ぐ

先刻より御目に掛かりたしと存せしところ、能くこそ來玉ひたれ、此間は色々親切に御介抱下され、千萬添けなうこそしへ、染々御禮申さんとは存すれども、最早餘命もいはず、晩ほど罷り出で、寛りと御禮申したきも、それは其許にて御嫌やにいはん

串戲言ひつゝ莞爾と笑ふ、死する命を芥とも思はず

小坊主デツと其顔を見て何事をも言はず、其儘其處に俯伏して泣き沈めば、居合はす接伴の人々亦た皆顔を掩ふ

隠岐守の引取るや、直に家老遠山三郎左衛門、服部源左衛門の二人を召して告ぐ
御預かりの者共、緩々支度致させて差出されしへ、尙ほ塙所をも用意致さるべし
二人旨を領して引き退き、接伴衆を以て諸士に通ず

御上使の御入りには、衣服を改めて御出でなされしへ

小袖、麻上下、上帯、下帯等を差出だせば、諸士心静かに衣服を着換ゆ

十一歳の小坊主、常に主税の給仕に出づ、意氣相投じて交情最も親し、此小坊主今日に限りて朝より顔を見せず、主税生前に一目逢ひたしと思へど、我れより呼び迎ふべくもあらねば、其儘に差

支度終れば、諸士駕籠に乗りて小屋より玄關に到り、案内に連れて大書院に出づ、瀧野八郎右衛門一々氏名を披露す

座定まれば、杉田五左衛門殿かに御沙汰書を読み上ぐ

主税安兵衛の二人ハツと頭を下ぐ

武士の本意仰付けられ、有がたく存じ奉つりし

五左衛門重ねて言葉穩かに告ぐ

一同へ支度仕つらせしへ

暫時の休息を與ふれば、諸士悠々として控所に引取る

(二三九) 毛利邸の上使

毛利家に於ては老中の奉書に接すると與に、番頭

原田將監より南小屋は瀧左太夫、北小屋は倉垣勘兵衛を以て諸士に通す

御用之れあり、追つ付け御目付衆御出でに、左様御心得しへ

最期を今日と覺悟せる人々、別に驚く色もあらず

諸士頓て行水をつかひ、甲斐守より出だせる羽二重、上帯、下帯、麻上下を着換へて命を待つ

既にして北小屋の五人先づ駕籠にて玄關に到り、

導かれて大書院の次の室に到る、續いて南小屋の五人も亦此處に来る

檢使鈴木次郎左衛門、齋藤治左衛門の二人、既に

來つて大書院に在り、御徒目附神戸十太夫の披露

につれて一人々々其中に入る

治左衛門御沙汰書を読み上ぐれば、岡島八十右衛

門、村松喜兵衛の二人

武法に仰付けられ、有りがたく存じ奉つる

潔よく御請けに及びて、廣間の上の間に引取る

(二四〇) 水野邸の上使

水野家に於ては檢使久留十左衛門、赤井平右衛門

の二人來り臨みて大書院へ通り、留守居役山田大

右衛門、山川九郎右衛門の二人を召して告ぐ

御預けの者共へ切腹仰付けらる、左様御心得し

へ、死骸並に武器は御構ひ之れなし、何方へな

りとも遣はさるべし

大右衛門念の爲めに問ふ

然らば泉岳寺へ差遣はすも、差支いまじきや

十左衛門答ふ

勝手次第に取捨致されしへ

大右衛門委細承知の旨を答へ、介錯人の氏名並に

年齢、是までの番人の氏名書を提出し、一切の手

順残る方なく取整ふ

此間諸士には行水をつかはせ、鄭重の晩餐を饗し、

終りて暫時休息すれば

上使の御入りに、衣服を改められしへ

麻上下、小袖など差出す、諸士心靜かに着換へ、

案内に連れて大書院に出づれば、赤井平右衛門御

沙汰書を読み上ぐ、諸士

如何やうにも砵度仰付けらるべくし處、切腹仰

付けられ有がたく存じ奉つる

言葉靜かに御請けに及びて控所に入る

諸士最後の時刻今や愈々來る

(一四一) 細川邸の切腹

時辰は刻々に過ぎ行く
斯かる時の作法として、延ばさる、だけの時間は
延ばして、最早此上延ばすべくもあらず
細川家の檢使荒木十左衛門、今はとて命を傳ふ
大書院の庭上、良より巽に掛けて白の幔幕を鍵
の手に張り詰め、中程の所に三疊の疊を敷き、白
の蒲團を其上に敷きて、此處を切腹の場所と定む
一人切腹すれば、白の六枚屏風を建て、下敷の蒲
團に包みて、疊と共に場外なる白幕の中に入れ
置き、血の滴れる所には上より砂を振り掛け、別
の疊、別の蒲團を敷き換て、次の者を呼出だす
大書院の正面には屏風を建て、荒木十左衛門は右

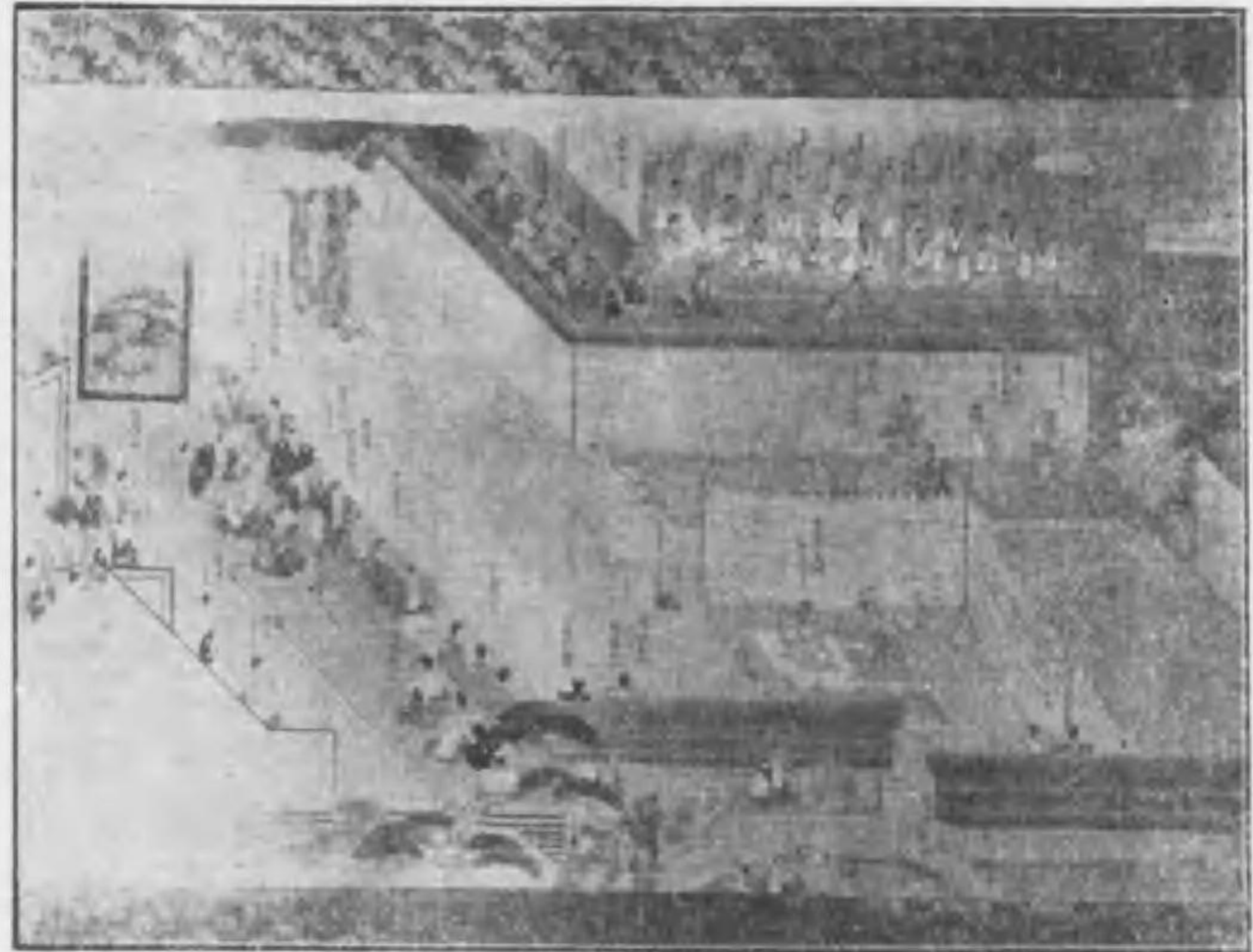
の方、久永内記は左の方に座を占め、屏風を隔て
て左の方に細川家の家老、側役夫々席を占む
大書院の板椽には御徒目附左右に別れて着座し、
椽前の庭上には御小人自附座を占む、其右手には
袖垣に沿うて細川家の作事奉行宇野彌左衛門、野
々村藤左衛門の二人着座し、又左方には細川家の
小性頭平野九郎右衛門、留守居役堀内平八等居並
ぶ
大書院の杉戸の彼方には越中守出座、障子を開
きて内覽せらる
諸士は控所に在り、其廊下には介錯人ズラリと並
びて差控ゆ、其人名左の如し

大石内藏助 安場一平

介錯人

吉田忠左衛門 雨森清太夫
原 惣右衛門 増田貞右衛門
片岡源五右衛門 二宮新右衛門
間 久太夫 横井儀右衛門
小野寺十内 粟屋平右衛門
磯貝十郎右衛門 吉留五左衛門
堀部彌兵衛 米良市右衛門
近松勘六 横山作之丞
富森助右衛門 氏家平吉
潮田又之丞 一宮源四郎
早水藤左衛門 魚住惣右衛門
赤埴源藏 中村角太夫
奥田孫太夫 藤崎長右衛門
矢田五郎右衛門 竹田平太夫
大石瀬左衛門 吉田孫四郎
吉弘嘉右衛門、八木市太夫の二人は披露の役目を
承はりて控所の入口に差控ゆ

総員何れも麻上下を着け、威儀端然として咳一つ
だに爲さず
天は晴れて雲もなく、風は戦げごも左して寒から
す
命令愈々下れば、嘉右衛門、市太夫の二人聲を掛
く
内藏助殿御出でいへ
待ち構へたる内藏助、應と答へて立ち上る、それ
と見たる潮田又之丞
内藏助殿、皆共も追け付け参りいぞ
と言葉を掛ければ、内藏助顧みて莞爾と笑みつゝ、
徐々ど庭に降り立つ、嘉右衛門、市太夫の二人、
左右より導き、介錯人安場一平跡より随ひ行く
内藏助悠然として切腹の場に出で、檢使の方に向



圖の腹切士諸るけ於に邸川鍋
助才田右臣家の家川細るたみ臨に所場其くし親時當の腹切士諸れこ
す歸：有所の喜末場安爵男は今のもるたし寫の

ひて徐かに一禮を施し、三寶を引き寄せて短刀を
取り上げ、肌押寛ろげて腹に擬すれば、彼の時早
く、此時遅し、一平ヤツと一聲刀を揮ふ、紫電一
閃、首は美事にコロリと前に落つ
一平首を取つて檢使の方へ押し向け、終りて蒲團
に包みて場外へ運び出づ

嘉右衛門、市太夫立ち歸りて又披露す

内藏助殿首尾よく御仕舞成されし、次は忠左衛
門殿御出でしへ

忠左衛門聲に應じて立ち出で、形の如くに切腹を
終れば、嘉右衛門又

忠左衛門殿首尾よく御仕舞成されし、次は忠右
衛門殿御出でしへ

と聲を掛く、堀内傳右衛門諸士の控所に在り

張り、蕙の上に疊二枚を敷き、又其上に淺黄の蒲
團を敷きて、之れを切腹の場となし、一人々々に
て取換ふると細川家に同じ

大書院には檢使杉田五左衛門、駒木根長三郎の二
人着座し、椽の上には御徒目附、椽の前の庭には
薄縁を敷きて御小人目附着座し、檢使席の左手よ
り折れて松平家の家老、用人以下ズラリと着席す
隠岐守は別席に在りて内覽すると、亦た細川家の
如し

切腹場の後には介錯人居並び、其左の方には徒士、
右の方には目附の面々着席して警固を加ふ
介錯人は二人に一人づゝにて、其氏名左の如し

- 大石 主税
- 堀部 安兵衛
- 波賀 清太夫
- 荒川 十太夫
- 介錯人

此衆の首尾よく仕舞はれんは分り切つたること
に、只名前ばかり申されしへ
と注意すれば、嘉右衛門實にもと思ひ、其後は
惣右衛門殿御仕舞成されてし、次は源五右衛門
殿御出でしへ
と披露す、諸士次ぎ／＼に終りて、跡には唯瀬左
衛門の一人残るばかり
瀬左衛門更に慮する色もなく、自若として切腹の
場所に出で、これも美事の最期を遂ぐ
これにて十七人の切腹盡く終る、時既に七ツ半
を過ぎ、蒼然たる暮色天地を罩めて薄暗し

(一四二) 松平邸の切腹

松平家に於ては大書院の南庭、築山の前に幔幕を

中村勘助 宮原久太夫
 菅谷半之丞 大島半平
 不破數右衛門 加藤斧右衛門
 千馬三郎兵衛 波賀清太夫
 木村岡右衛門 荒川十太夫
 岡野金右衛門 宮原久太夫
 貝賀彌左衛門 大島半平
 大高源吾 加藤斧右衛門

休息すると稍々暫し、檢使より催促一兩度に及べど、若しや赦免の御沙汰もやと思へば、態と時刻を延ばす

七ツ時に至りて又も催促あり、今はとて仕置を行ふ

目附三浦二郎左衛門呼出しの役を承はり、先づ大石主税を呼ぶ

主税當年僅かに十六、一黨の最年少者なれば、其

最後如何やと人々皆危ぶむには似ず、自若たる面色、悠然たる態度、天晴父の子たるに恥ぢず頓て靜かに切腹の場に座し、檢使に向ひて一禮を施し、三寶を取つて押し戴き、肌を脱ぎつゝ短刀を取つて腹に突き立つる途端、刀光陸離、首は前に落つ

續いて堀部安兵衛以下次第を追うて、美事に切腹を終る

家老遠山三郎左衛門、服部源左衛門の二人檢使の前に出で、述べ

御仕置の儀も首尾能く相仕舞ひて、大慶に存じ奉つり、就ては寺は何方へ遣はし、尙ほ道具は如何仕つるべきや、

五左衛門答へて言ふ

何れも公儀に於て御構ひなし、兎角了簡次第に致さるべし

暇を告げて立ち出づれば、隱岐守自から廣間まで見送る

(一四三) 毛利邸の切腹

毛利家に於ても亦た大書院の庭上に幔幕を張り、二枚の疊を敷きて、上に白木綿の蒲團を敷き、回りには蕙を布きて、血に汚るれば、一度々々に取り換ふ

大書院には檢使鈴木次郎左衛門、齋藤治左衛門相並んで着座し、其左の室には家老田代要人、相森帶刀、時田權太夫の三人着座し、其左の一室には甲斐守綱元、其子右京大夫元倚并に修理の三人着

座して内覽す

大書院の椽には毛氈を敷きて御徒目附着座し、椽の前には御小人目附着席す

切腹場の右方には物頭桂新五左衛門、横目沼田小左衛門、手廻村上七郎右衛門、三戸與一左衛門、渡邊瀬兵衛、左方には物頭萩野角右衛門、手廻井上小右衛門、山崎加太夫、宗近源右衛門各々着席す

切腹場の後方、少し左に寄りて留守居内藤角左衛門、金子六郎右衛門の二人あり、小門の脇には番頭原田將監控へて諸士の呼出しを指揮し、切腹場の後方幕の内には番頭福原平馬控へて介錯人を指揮す

宗家たる毛利大膳大夫吉就より差遣はせる足輕は

門外を固め、一族毛利内膳元平より差遣はせる足輕は裏門を固む
長井角兵衛、羽仁貞右衛門、森脇次右衛門は足輕を率ゐて口々を固め、三戸久之丞、藤井傳助は邸内の警火を勤む
介錯人は此處も二人に一人づゝなり、其氏名左の如し

岡島八十右衛門
吉田澤右衛門
武林唯七
倉橋傳助
村松喜兵衛
杉野十平次
勝田新左衛門
前原伊助

介錯人
神庄右衛門
進藤爲右衛門
鶴飼惣右衛門
江良清吉
田上五左衛門
神庄右衛門
進藤爲右衛門
鶴飼惣右衛門

間 新六 江良清吉
小野寺幸右衛門 田上五左衛門

豫て切腹用として扇を紙に包みたるを用意す、念の爲め御徒目附に伺ひ出づれば
扇子は無用に、小脇差を出だししへ
と答ふ、即ち七首の尖三分程を残して薄き板にて挟み、紙捻にて細かく巻きたる上を更に白布に包みて三寶に載す

三寶を持ち出づる役は仁羽助太郎、岡田武右衛門の二人交るゝ勤む
頓て切腹は八十右衛門より始り、澤右衛門、唯七、傳助を経て喜兵衛の番となる
喜兵衛悠々として切腹の場に直り、介錯人を振向きて氏名を問ひ

御手を汚させ申し、年寄の儀にいへば、自然不調法もいはん、好きに御頼みい
と言ひつゝ、肌押寬げて従容刃を受くれば、檢使思はず美事なりと褒む
續いて十平次、新左衛門、伊助も濟めば、次は新六、先づ三寶を取つて戴き、七首を取るより早く、肌をも脱がでプツりと腹に突き立つ



關庭の邸舊利毛
此圖は諸士預けられたる利毛甲斐守の麻布日々此窟の邸に設建の日四月二年本は此

人、時田權太夫を召して告ぐ
御仕置も無事に相濟み、特に介錯も手際にて珍

檢使それと見て取り、御小人目附に命じて死骸を檢めしむ、既に桶に收めたるを取り出だして見れば、果して七首を腹に突立て、六七寸程引廻しあり、最後に幸右衛門亦た美事に切腹す、時に七ツ時少し過ぐ
檢使、田代要

重に、此段御老中へ申上ぐべし、甲斐守殿へも申されいへ

二人忝けなき由を述べ、且つ死骸の處置を問へば隨意たるべき旨を告ぐ

甲斐守亦た出で、挨拶に及ぶ

彼の者共の切腹、陰より見届け、首尾よく相濟みて大慶に、御役儀とは存じながら、遠方御苦勞にこそいへ

檢使の歸るを送りて玄關の板敷に至る、禮遇特に厚し

(一四四) 水野邸の切腹

水野家に於ても大書院の庭上に幔幕を張り、二枚の疊を敷き、其上に五幅の裕蒲團を敷き、尙ほ其

上に毛氈を敷き、其周圍には薄縁を敷きて切腹の場に充つ

一人切腹すれば、白張の屏風を引廻はし、毛氈及び蒲團にくるみて桶に入れ、薄縁をも一人々々に取換ふ

切腹用の小脇差は三腰を包み替へて出だす
檢使久留十左衛門、赤井平右衛門の二人は大書院の椽側近くに座を占め、御徒目附、御小人目附は板椽に席を占め、水野家の用人、留守居、物頭、目附等ズラリと庭上に並びて警衛す

監物は檢使の次の室へ屏風を仕切りて、出で、内覽す

介錯人は劍道の達人四五人を選びて命せんと欲し家老より其由を伺ひ出づれば、監物首を左右に掉

りて聞き入れず

イヤ、其は然るべからず、若し介錯人を數人と限れば、其人選に漏れたるものは耻辱なりと思はん、我が臣下に誰れか介錯の出來ざるものあらん、御仕置の人數丈け擇ふべし

命じて九人を擧ぐれば、選に漏れたるものは悦び、選に入りたるものは愈々意氣込む、其氏名左の如し

介錯人

- | | |
|---------|---------|
| 間 十次郎 | 青山 武助 |
| 奥田 貞右衛門 | 横山 笹右衛門 |
| 矢頭 右衛門七 | 杉 源助 |
| 村松 三太夫 | 廣 瀬半助 |
| 間瀬 孫九郎 | 小 池權六 |
| 横川 勘平 | 須 賀又藏 |
| 茅野 和助 | 山 中團八 |

三村次郎左衛門

稻垣 左助

神崎 與五郎

田口 安右衛門

頓て切腹は七ツ時より始まる、給人芝田定右衛門、馬廻松崎五郎兵衛の二人、十次郎以下一人々々呼び出だす

今日を遅しと思ひ極めし勇士の面々、皆從容として自盡す

水野家に於ては總ての手廻し能く行届きて、其作法最も宜しきに適へりと稱へられぬ

(一四五) 諸士の辭世

諸士死に臨んで辭世の詩歌を賦するものあり、其五六を左に掲ぐ

辭世

原 惣右衛門



義士墓所の門
淺野内匠頭及び義士此墓中に在り

兼てより君と母とに知らせんご

人よりいそぐ死出の山道

辭世 小野寺十内

けふは早言の葉草もなかりけり

何の爲めとて露結ぶらん

辭世 間 喜兵衛

草まくら結ぶ假寝の夢さめて

常世にかへる春のあけぼの

春帆獨讚 富森助右衛門

四日は姉の忌日なれば

先立し人もありけりけふの日を

終の旅路のおもひ出にして

辭世 潮田又之丞

武士の道ごばかりを一筋に

おもひ立ぬる死出の旅路に

辭世 早水藤左衛門

地水火風空の内より出し身の

たごらで歸る本の住家に

辭世 横川勘平

まてしばし死出の遅速はあらね共

まつさき懸けて道しるべせん

辭世 大高源吾

梅で呑む茶屋もあるべし死出の旅

茅野和助

その魂や風にはなるゝ風

辭世 武林唯七

仕合や死出の旅路は花ざかり

辭世 同

三十年來一夢中、捨身取義夢猶同、
双親臥病故郷在、取義捨恩夢共同、

忠を思ふものは死を恐れず、壯烈の韻、飄逸の氣、
絶えて女々しき聲音を留めず

(一四六) 諸士の埋葬

骨を君の墓畔に埋めんとは、諸士の一様に遺囑す
るところ、今や四家俱に其遺骸を泉岳寺に送りて、
厚く葬むらんぞす

細川家に於ては大なる瓶に死骸を入れて蓋をなし、
更に箱の中に收めて綱を掛け、銀の小旗に一番大
石内藏助、二番吉田忠左衛門と一々番號氏名を署
したるを附けて目標となし、士卒前後を護りて行
装美々しく泉岳寺に送る

他の三家に於ては死骸を桶に收めて、駕籠に載せ、
是れ亦警固の武士を附して、夫々泉岳寺に送る

老中秋元但馬守喬朝の家臣中堂又助は間喜兵衛の
女婿なり、喜兵衛父子三人の遺骸を引取りて埋葬

引導は四家を四組に分ち、其の死骸を送り來りし
順序に依りて、細川家を第一、水野家を第二、松

せんとし、但馬守に請うて
細川、毛利、
水野の三家へ
交渉せしか
ど、細川、水
野の二家にて
は既に死骸を
泉岳寺へ送り
たる跡にて間



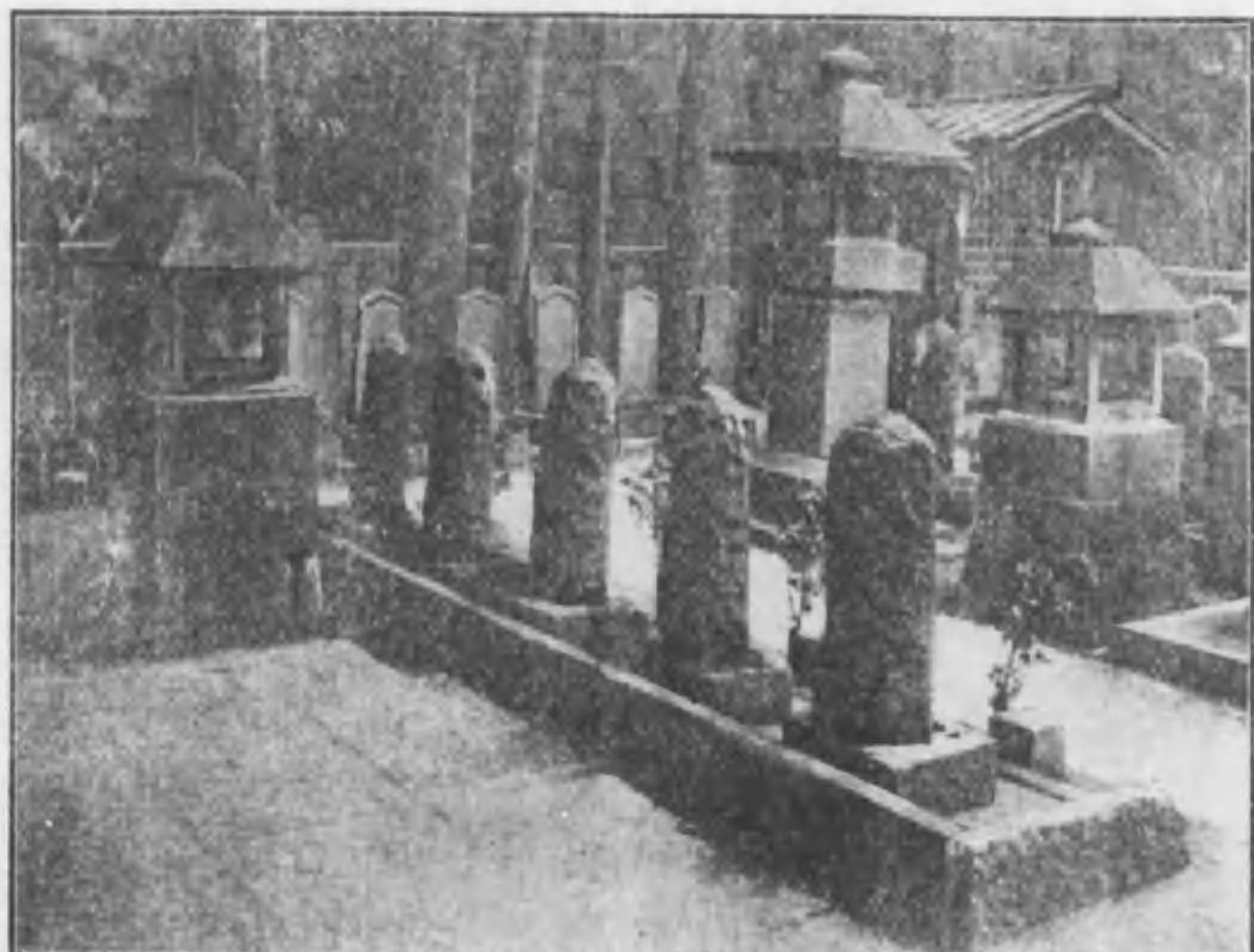
此日、細川家よりは金三拾兩、松平家よりは銀五
此日、細川家よりは金三拾兩、松平家よりは銀五
此日、細川家よりは金三拾兩、松平家よりは銀五

に合はず、新六の遺骸のみを毛利家より受取りて、
築地の本願寺別院に葬むる

此日、細川家よりは金三拾兩、松平家よりは銀五

拾枚、毛利、水野の兩家よりは各々銀二拾枚を泉
岳寺に贈る
諸士の戒名左の如し

- | | |
|-----------|---------|
| 忠烈院及空淨劔居士 | 大石内藏助 |
| 及仲光劔信士 | 吉田忠左衛門 |
| 及峰毛劔信士 | 原惣右衛門 |
| 及勘要劔信士 | 片岡源五右衛門 |
| 及譽道劔信士 | 間瀬久太夫 |
| 及以串劔信士 | 小野寺十内 |
| 及泉如劔信士 | 間喜兵衛 |
| 及隨露劔信士 | 近松勘六 |
| 及周求劔信士 | 儀具十郎左衛門 |
| 及毛知劔信士 | 堀部彌兵衛 |
| 及勇相劔信士 | 富森助右衛門 |
| 及窓空劔信士 | 潮田又之丞 |
| 及破了劔信士 | 早水藤左衛門 |
| 及廣忠劔信士 | 赤埴源藏 |



(一其) 所墓の寺岳泉
りな墓の助藏内石大はる在に隅の右てしに部一の所墓の士義るけ於に寺岳泉

及察周劔信士 奥田孫太夫
 及法參劔信士 矢田五郎右衛門
 及寬德劔信士 大石瀨左衛門
 及澤藏劔信士 間 十次郎
 及湫跳劔信士 奥田 貞右衛門
 及擲振劔信士 矢頭 右衛門七
 及清元劔信士 村松 三太夫
 及太及劔信士 間瀨 孫九郎
 及響機劔信士 茅野 和助
 及常水劔信士 横川 勘平
 及珊瑚劔信士 三村次郎左衛門
 及利教劔信士 神崎 與五郎
 及上樹劔信士 大石 主税
 及雲輝劔信士 堀部 安兵衛
 及露白劔信士 中村 勘助
 及水流劔信士 菅谷 半之丞
 及觀祖劔信士 不破 數右衛門
 及道互劔信士 千馬 三郎兵衛

及通普劔信士 木村 岡右衛門
 及回逸劔信士 岡野 金右衛門
 及電石劔信士 貝賀 彌左衛門
 及無一劔信士 大高 源吾
 及袖拂劔信士 岡島 八十右衛門
 及當掛劔信士 吉田 澤右衛門
 及性春劔信士 武林 唯七
 及鍛鍊劔信士 倉橋 傳助
 及有梅劔信士 村松 喜兵衛
 及可仁劔信士 杉野 十平次
 及量霞劔信士 勝田 新左衛門
 及補天劔信士 前原 伊助
 及風颯劔信士 小野 寺幸右衛門
 及摸唯劔信士 間 新六

人は死すれども、名は朽ちず、丹心長へに天地の間に充つ

(一四七) 遺子の處分

諸士既に誅に伏しぬ、罪は其子の上にのみ及びて
 父母にも及ばず、妻并に女子にも及ばず
 諸士の子の義舉に加はりたるもの、外に、尙ほ左
 の十九人あり

内藏助次男 大石吉千代 十三歳
 内藏助三男 大石大三郎 二歳
 忠左衛門次男 吉田 傳内 廿五歳
 惣右衛門長男 原 重次郎 五歳
 源五右衛門長男 片岡 新六 十二歳
 源五右衛門次男 片岡 六之助 九歳

久太夫次男 間 瀨 定 八 二十歳
 助右衛門長男 富森長太郎 二歳
 五郎右衛門長男 矢田作十郎 九歳
 數右衛門長男 不破大五郎 六歳
 勘助長男 中村忠三郎 十五歳
 勘助次男 中村 勘次 五歳
 岡右衛門長男 木村惣十郎 九歳
 岡右衛門次男 大岡次郎四郎 八歳
 和助長男 茅野猪之助 四歳
 真右衛門長男 奥田清十郎 二歳
 喜兵衛次男 村松政右衛門 廿三歳
 八十右衛門長男 岡島藤松 十歳
 八十右衛門次男 岡島五之助 七歳

諸士の刑に就きし二月四日、老中秋元但馬守、稻

葉丹後守列座、町奉行保田越前守を召して左の命を傳へ、上方に在るものには奉書を以て命を京都所司代に傳ふ

此者父儀、主人淺野内匠仇を報い申立、右傍輩共致二徒黨、吉良上野介宅え押込、飛道具杯持參、上野介を討い始末、公儀を不恐段不届に付切腹被二仰付、依之此者儀遠島申付者也

未二月四日

但し右十九人今盡く遠島に處せらるゝにはあらず、十五歳以上のものは直に島地に配流すべきも其以下のものは近き親類、又は奉公先きの主人へ預け置き、十五歳に達するを待つて島地に配流すべく、若し其れまでに出家するものは差構へなしとの内意なり

越えて、二月六日、町奉行所に於ては江戸に在るものを召して御沙汰を申渡す

矢田五郎右衛門は參河武士の典型とも稱せらるゝ、矢田作十郎の後裔なり、其子を作十郎と曰ふ、年甫めて九歳、三千石を領する麾下の士岡部駿河守勝重は妻の伯父なれば、五郎右衛門豫ねて其許に作十郎を預け置く

駿河守夫妻作十郎の惻發なるを見て、之れを愛するこ子の如し

此日、町奉行保田越前守より駿河守の許へ差紙あり

矢田作十郎儀即刻差出されいへし

駿河守は固く家人を戒めて、父五郎右衛門の切腹仰付けられしを作十郎に秘して知らさうりしが、

此通知に接してより、忽ちハツとばかりに吐息をつく

扱ては愈々生害を仰付けらるゝと覺えたり、扱て不憫の事よ

覺えずホロリと涙を垂る、同じ心の駿河守の妻、落つる涙を咳に紛らし、作十郎を側近く召して、髪を撫で付け、小袖を着換へしむれば、作十郎早くも心に怪しみつゝ、

これは何方へ遣はし玉ふぞ

と問ふ、駿河守

町奉行所より其方の器量を見んとて呼びに來りしぞ、爰許にてのやうに悪る狂ひなど致すまじきぞ

と説き諭せば作十郎

イヤ／＼左様にてはいまじ、父も切腹仰付けられしやに承はれば、私も大方御家來に仰せて、首を切らせらるゝにてぞいはん、誰れが切り申すべきか、名前を知らせ玉ふべし

露ばかりも死を恐るゝ氣色あらず

駿河守夫妻顔見合はせて兎角の返辭をもなさず

あゝ由なきものを預かりしとかな

ハラ／＼と涙を垂るれば、其座に居合す女中共、

皆よ／＼とばかりに泣き沈む

斯くて止むべきにあらねば、作十郎を駿河守の乗物に載せ、家來を添へて差し遣はす、これを永訣

と思へば、駿河守亦た門外まで送り出で、涙を垂る

作十郎八丁堀の邸を出で、越前守の役宅に到れ

左れども作十郎只管父の死を嘆きて、更に我身の助命を悦ぶ状もあらす

村松政右衛門は喜兵衛の二男にして、三太夫の弟なり、豫ねてより御小性番頭を勤むる麾下の士小笠原長門守長定に仕ふ、此日、又町奉行所に呼び出さる

政右衛門年二十三、長門守の家臣武田半左衛門の附添ひにて町奉行所に到れば、越前守白洲に召して尋問す

其方へは今度の企てに就て、父兄より知らせざりしか

政右衛門父兄に似て膽氣あり、斯くと聞きてハツと首を下ぐ

私儀は久しく小笠原長門守方に罷在りし、今度



義士木像堂
義士の墓所の下方に在る木像の安置す



(二其) 泉岳寺の墓所

泉岳寺に於ける義士の墓の一に左に在る大石主税の墓なり

ば、其處に控ゆる與力の告ぐ
幼年とは申せ、御大法なれば大小を差置かれし
へ
作十郎暫し小首を傾く
では、家來に持たせ置きては如何いぞ
與力領づきつゝ、
そは勝手次第
と答ふれば、作十郎草履取を招きて大小を渡し置
き、其儘導かれて越前守の前に出づ
越前守御沙汰書を読み聞かせて且つ告ぐ
其方幼少にして母もなければ、十五歳まで主人
に御預け成さるべし
作十郎有がたき由を答へて歸り來れば、駿河守夫
妻死したるもの、復た蘇へれる如くに打悦ぶ

の儀に就ては私へも知らせ申すべきと勿論にいはんも、長門守は公儀の御役人にいへば、萬一計事の漏れんかを恐れいひてか、曾て聊かも耳へ入れいはず、此度の事起りて始めて存じたる儀にい

理義明白に答辯すれば、越前守重ねて問はず、御汰沙書を捧げて讀み聞かす

政右衛門謹んで承はり、終りて首を擡ぐ

父兄俱に切腹仰付けられていへば、私儀も同罪に仰付けらるべしとこそ存じ奉つりていへ、計らずも遠島仰付けられ、先づは忝けなう存じ奉つる

臆する色もなく申述べれば、越前守

先づはとは能くぞ申せし

心の中に感じ入る、流石に父兄の名を辱しめず配流の地は伊豆の大島なり、追つて押送するまで町奉行所の上座敷へ入れられぬ

(二四八) 細川侯の落膽

恩赦の御沙汰ありなば、是非に召抱へんと待ち構へ居たる四家に於ては、此だら／＼急の處分に接して、君臣上下の失望言ふばかりなし

別けても細川越中守は自から愛宕山へ赦免の祈願を籠めたる程とて、其落膽の度も一入深し

諸士仕置の後、切腹の場所を清めさせんとて、奉行所より真藏院を差遣はしたれば、家臣の一人、早速其由を越中守に申出でしに

イヤ／＼其儘に差置くべし、別に清めるには及

ばす、十七人の勇士共は當屋敷の好き守神と存するぞ

他の三家にては夫々場所を清め、特に大目附仙石伯耆守の邸の如きは、疊の表替は素よりの事、腰張、唐紙さへ貼り換へしと云ふ程なるに、細川家にては別に掃ひもせず、清めもせず、唯其儘に差し置く

親しき間柄の諸侯訪ひ來りしに、越中守諸士切腹の場所に案内して

これは名所にてい

と誇り顔に語れば、其人如何にもと感じ入る

越えて六日、越中守大名小路の上屋敷へ家臣一

統を召して親しく暢ふ

此度十七人の勇士共御預かりに就ては、家老を

始め接待の者共、左こそ辛勞致しいべけれ、當屋敷に詰め居るものは、別段其事にこそ關さはらざれ、自然當番も繁ければ、其骨折も同然と存じいぞ、扱て十七人の勇士共に就ては、定めて上に於ても色々に思召したればこそ、五日を経たる今日まで其儘に差置かれたる儀なるべけれ、去りながら權現様以來の御掟もあればあの通り切腹仰付けられたる次第なるべく、誠に餘儀なき仕合せとこそ存するなれ、何れ他所の者共何角相尋ね申すべく、何事も存せずとは申しがたからんが、何れも揃ひたる勇士共にて別に優劣あるべしとこそ存せざれば、能く／＼其心して物語りいへ

兎にも角にも公儀の罪人に對して、三度までも勇



館列陳物寶

寺岳泉に於ける義士の寶物陳列館

士々々と繰返して論したれば、家臣の面々
あの衆達も草葉の陰にて如何ばかりか有がたく
存ずらん

と何れも感涙に咽ばざるはあらず
二月十日は諸士の初七日に相當すればとて越中
守自から精進して其靈を弔ふ

斯かる事の世間へ漏れ聞ゆるに連れて、細川家の
振舞を賞讃する聲、彌やが上にも高し

(二四九) 寺坂吉右衛門の始末

寺坂吉右衛門事終へて後ち、直に内藏助の命を以
て後室瑤泉院の邸に使ひし、更に藝州廣島なる淺
野大學の許に到る
大學深く喜び、其儘留めて還さず

吉右衛門一夜密かに脱して赤穂に還り、父母に逢
うて別れを告ぐ
吉田忠左衛門の女、播州姫路城主本多中務大輔忠
國の家臣伊藤十郎太夫に嫁す、忠左衛門の妻子時
に十郎太夫を頼りて姫路に在り、吉右衛門乃ち姫
路に馳せ到りて、具さに忠左衛門の命を其妻子に
傳ふ

吉右衛門今や使命を全うす、直に江戸に還りて伊
藤十郎太夫の許に到る

十郎太夫舅の故を以て遠慮して自邸に在り、目附
を以て吉右衛門の處置を伺ひ出づれば

義人なり、其儘留め置けよ

どの命あり、因りて其儘留め置く

既にして諸士の處分も決し、二月四日を以て各々



麻布曹溪寺

曹溪寺は東京市麻布區本村町に在りて宗濟の門南右吉坂寺に屬し、其墓に中寺るこそしせ寓寄

死を賜ふ

吉右衛門諸士と事を共にすれども、諸士と死を與

にすること能は

す、一日、大

目附仙石伯耆

守の邸に自首

し出で、刑

に就かんことを

乞ふ

伯耆守其の

志を感じ、自

から對面して

懇ろに諭す

扱てく神妙の至り、感ずるに餘りあり、去り



寺坂吉右衛門の墓

東京市麻布區村町曹溪寺の中在り

ながら今は一件既に落着致したれば、御取上げ
相成らず、左様相心得るやう

酒肴を出だし、
厚く款待して還

す
吉右衛門是より
十郎太夫の許に
在りて、實體に
仕ふると猶ほ忠
左衛門に於ける
が如し

多中務大輔疾んで歿し、其子吉十郎忠孝封を越後
の村上に移さる、其早世するに及んで後嗣中務大

輔忠良更に參河の刈谷に移され、尋いで又下總の
古河に移さる

封を移さる、毎に所領を減せらるれば、伊藤十郎
太夫亦た随つて祿を減せられ、生計漸やく窮乏し
て、復た吉右衛門を養ふの餘力なし

十郎太夫の知人に相馬小兵衛と言ふものあり、麻
布の曹溪寺に寓す、十郎太夫書を小兵衛に寄せて
吉右衛門を托すれば、小兵衛更に之れを梁州和尚

に托す

吉右衛門曹溪寺に寄食すると數年、會々土州の支
族山内主膳豊清方の法要あり、人手不足なるより
吉右衛門亦た出で、諸事を手傳ふ

主膳の家臣何時しか義士の一人なることを知りて、
他の鷲馬と均しく槽檻の間に老ゆるを惜み、其主

の主膳に向ひて吉右衛門を薦むれば

我が臣下には忠義の武士多きぞ、何ぞ赤穂の殘

物を召抱へんや

主膳以ての外なる氣色にて叱り斥く

左れども這は只ホンの表面ばかり、主膳内心には

吉右衛門を懇望するの意甚だ切なり、或時、梁州

和尚の許へ

此頃繁用あり、手不足にひへば、御人一人貸し

玉はるべし

と申送りて、吉右衛門を招き寄せたる儘留めて還

さす

尋いで赤穂より妻をも迎へ取らせて、厚く遇する

と多年、延享四年十月六日、吉右衛門終に老病を

以て歿す、享年八十有三、曹溪寺に葬むり、諡し

て節岸了貞信士と曰ふ、嗣士信保碑を建て、伊藤仁齋の子竹里の文を刻す
吉右衛門死して二十年、宇都宮成高寺の僧侶潤墓を泉岳寺の義士の塋域に建つ、乃道喜劍信士とあるものは是れなり、吉右衛門の志是に於てか始めて酬ゆ

(一五〇) 四子の流竄

義士の子十九人の内、十五歳以上のもの、村松政右衛門の外に吉田傳内、間瀬定八、中村忠三郎の三人あり、これも大島へ流さるゝこととて、傳内は播州姫路より、定八は播州龍山町より姫路城主本多中務大輔忠國の手にて、忠三郎は奥州白河より白河城主松平大和守直矩の手にて各々江戸へ送ら

れ、亦た町奉行所の上げ座敷に入れらる
大島へ押送するは御船手の任なり、四月二十七日、町奉行保田越前守政右衛門等四人を八丁堀なる御船奉行小笠原彦太夫に引渡し、且つ渡部政右衛門を以て告ぐ
流人四人、書付けの通り差送り、御受取り成されしべし、尙ほ手錠二つ掛け置きし
彦太夫四人を受取り、且つ答ふ
流人四人、慥かに受取り、手錠二つ御貸し下され、忝けなき由申されしへ
特に四人を玄關へ呼び入れて、最と懇に款待す
義士の子、罪なくして配流の身となる、誰れか哀憐の心なからん、彦太夫普通の罪人とは取扱ひを異にし、船も四人の寛りと寝らるゝやう、六疊敷

ばかりの廣さあるものを探びて之れを載せ、且つ手厚く取扱ふへき旨を舟子に命ず
頓て船は懐かしき本土を離れて遠く孤島に向ふ、孤舟浪を截つて進む處、心膽自から寒かるべし、千里母を懐うて眠るの時、魂夢屢々驚かなん
此處は保元の昔、鎮西八郎爲朝の流されたる處、年古りて英雄の跡、弔はんに所もなく、世異なりて當年の事、學ばんに由もあらず
配流の身には薪水の勞も亦た伴ふ、海風浪縁なる處、葦を刈りて歸れば、蟹村烟腥き處、苦を編むに忙はし
悲雨慘風、物憂き月日を送ると二年あまり、間瀬定八不圖病に罹りて、日に／＼重り行くばかり、誠ある友の介抱は等閑ならぬも、便なき地の醫療

行届かず、卯月の末つ方、哀れにも不歸の客となりて、空しく配所の土と化し去りぬ
四人揃うてさへ心細きを、一人減りては最と尙ほ心細し、雁は北地より來れど、人は南島に在るに備し、怨みは出づる舟を趁うて絶えねど、樂みは入る舟に載せられて來るとなし
死生は晝夜の如く、禍福は表裏に似たり、命にあらば、復た赦さるゝ時もあらん、何の悲むとかは
待つともなく待てる便りは、計らずも七年の後に突如として來る
寶永六年正月、將軍綱吉疾んで薨じ、家宣繼ぎて立つに及び、大赦の令此に下りて、内地の遺子の其罪を赦さるゝと與に、島地の三人も亦た内地に

召還さる

伊豆の代官小長谷勘左衛門手代二人を遣はして命を傳ふれば、三人は夢かごばかりに打喜び、多年顰みに顰みし眉も一時に開く

頓て船に乗りて海路恙なく江戸に歸り着く、吉田傳内に本多吉十郎忠孝の家臣伊藤太兵衛、松岡作右衛門に引取られ、村松政右衛門、中村忠三郎の二人も亦た由縁々々の人に引取らる

行く時は四人にて行きたる身の、歸る時は三人にて歸り来るを思ひては、我身々々の幸ひを喜ぶにつけ、逝ける一人の友の不幸を悲しむの心自から深し

傳内は本多家の家臣伊藤十郎太夫と與に越後の村上に移れる母の許を訪づれ、忠三郎は奥州白河に

在る母の許に歸りて、各々其領主に仕ふ、政右衛門のみは其儘江戸に留る、是も舊主の許へ歸參せしなるべし

大石内藏助の舅石東源五兵衛の子宇右衛門、父の名跡を繼ぎて源五兵衛と曰ふ、禁裏御造營に付、京極家の普請奉行として京都に在り、大赦の令下るや、急ぎ麻上下を着して瑞光院に到り、諸士の畫像の前に進みて大赦令を捧讀す

扱てもいみじき石東が討らひかな
世の人傳へ聞きて皆感じ合ふ

(一五一) 遺子の 狀況

公命嚴に似て、自から寛なり、諸士の遺子にして僧となるものは、假令ひ十五歳に達するも、特に

遠島の處分を免さる、故に其母又は親戚の勸めに依りて僧となるもの多し

大石内藏助の二男吉千代は父の尙ほ細川家に御預け中、但馬國城崎郡須谷村曹洞宗圓通寺の徒弟となりて祖連と號し、後ち豊岡の興國寺に居る

片岡源五右衛門の長男新六、次男六之助は母と與に其生家なる伏見兩替町銀座二丁目八島惣左衛門方に在り、後ち各々僧となり、新六は京都大雲院の徒弟となり、六之助は伏見本教寺の徒弟となる

岡島八十右衛門の長男藤松、次男五之助の二人は母と與に播州赤穂橋本町館屋市兵衛方に在り、元祿十六年六月四日、藤松江戸へ出で、芝増上寺々中原光院の徒弟となり、存廓と號す、五之助も亦尋いで赤穂華岳寺の徒弟となり、不音と號す

矢田五郎右衛門の長男作十郎は引續き岡部駿河守の許に在りしが、寶永元年五月二十日、芝天徳寺の住職公儀に乞うて僧となし、雲清と號す

木村岡右衛門の長男惣十郎は父の御預け中より丹波福知山城主朽木伊豫守植昌の家臣多田助右衛門の周旋に依りて、京橋靈巖寺々中長昌院に預けられ、父の死を賜ひて後ち、八月十八日、終に剃髮して其徒弟となる、惣十郎の弟次郎四郎は淺野内匠頭の家臣大岡藤左衛門の養子となりて、播州赤穂郡大津村に在りしが、後ち又長昌院の徒弟となる

原惣右衛門の子重次郎は母と與に大阪天満九丁目叔父和田喜六方に在り、父在阪の時より同地谷町の日蓮宗長久寺の徒弟となりて春好と號す

中村勘助の次男勘次は母と與に奥州白河城主
 松平大和守直矩の家臣三田村十郎太夫の許に在
 り、兄忠三郎の大島へ流されて後ち江戸へ出で、
 淺草の曹洞宗源寺の徒弟となり、靈雲と號す
 不破數右衛門の長男大五郎は其伯父婿たる丹波篠
 山城主松平紀伊守信庸の家臣太田半兵衛の許に在
 り、後ち大阪に到りて僧となる、叔母婿笹川唯右
 衛門の本多中務大輔忠良に隨うて下總古河に移る
 に及び、其推舉に依りて永昌寺に住す
 以上僧となれるもの總て十一人
 大石内藏助の三男大三郎は丹後國熊野郡須田村の
 目醫者林文左衛門の許へ養子として差遣はされし
 も、後ち引戻されて母姉と與に豊岡の石東源五兵
 衛方に居る

富森助右衛門の長男長太郎は江州水口城主加藤越
 中守 明英の家臣菅十郎兵衛の許に預けらる、十
 郎兵衛は長太郎の母の兄にして、實に其伯父なり
 茅野和助の長男猪之助は母方の祖父たる播州赤穂
 細工町中祐玄の許に在り
 奥田貞右衛門の長男清十郎は甲州谷村城主秋元但
 馬守喬朝の家臣寺田九兵衛の許に預けらる、九兵
 衛は祖母の父なり
 以上四人は未だ僧とならざるもの
 外に岡島八十右衛門の遺腹の子あり、金十郎と名
 づく、父の死を賜ひて後ち十二日目に於て、赤穂
 橋本町館屋市兵衛方に於て生まる、故に他の十九
 人の如くに遠島の申渡を受けず
 右の内大石吉千代は大赦の時より三年前、片岡新

六は二年前、岡島藤松は一年前に各々十五歳に達
 し、片岡六之助、矢田作十郎、木村惣十郎の三人
 も亦た大赦の年に十五歳に達したれども、皆既に
 僧となれるを以て、別に島地に送られず
 是に至りて計らずも大赦の恩免に接し、其僧とな
 れるものも、ならざるものも、一併に其罪を釋る
 されて皆青天白日の身となる
 今は僧に終るも自由なり、俗に還るも亦た自由な
 り、大石吉千代の僧となれるは、父の不滿とする
 ところ、今若し在らば或は俗に還らん、不幸なる
 かな、大赦令の下る二月前、即ち寶永六年三月朔
 日、端なく疾んで歿す、年十九
 多き哀れの中にも、別けて哀れなるは島にて死せ
 る間瀬定八と此吉千代の二人にこそあれ

(一五二) 遺子の始末

諸士の遺子既に其罪を赦さる、由縁々々の諸侯皆
 之れを扶持せんとす
 大石内藏助の三男大三郎、母姉と與に引續き石東
 源五兵衛の許に在り、正徳三年、藝州廣島城主淺
 野安藝守吉長其家臣下條長兵衛を豊岡に遣はして
 領主京極甲斐守高住に請ふ
 大石内藏助の末子大三郎儀御家來の許に罷在り
 由、當家由縁のものにていへば申受けたし、
 御承引を蒙むらば重疊にこそいへ
 甲斐守固より之れを召抱へん心あり
 拙者小身にこそはいへ、此者成人に至りいはい、
 過分の知行を遣はして、差置かんと樂み居る儀

にては、折角の御所望にはいへども、此儀のみは御容赦成されいべし

キツバリと断はりて承け引かず、左れども安藝守も亦た思ひ切らず、重ねて使者を遣はして、強ひて所望するに、甲斐守今は拒まんにもあらず、強つて御望みの上からは、是非に及びいはず、御家筋の者にいへば、御望みに應じいべし

此年九月、足輕百五十人を添へて、大三郎及び母姉三人を播州姫路まで送り届ければ、安藝守亦た使番佐々木三郎左衛門に足輕を添へて姫路に遣はし、大三郎母子を受取りて廣島に歸り來る
安藝守直に大三郎を召して謁を賜ひ、高田郡の内にて父の祿高通り千五百石の采邑を興へ、旗奉行、番頭役として宏壯の屋敷を賜ふ、大三郎時に

年十二
蕪州の家臣何れも我が一類の召出されたる如くに悦び合ふ

爾來安藝守の寵遇益々厚く、萬一を慮かりて曾て江戸に下さず、長ずるに及んで、其支族淺野帶刀の女婿となし、且つ一門の末に加へらる、大三郎の姉るり子亦た支族淺野長十郎に嫁すれば、これ一つには君の御恩、二つには父の御蔭ぞ母香林院の悦び譬ふるに物なし

原惣右衛門の子重次郎、一旦佛門に入りしも、大赦の後、間もなく還俗す、後其姉參州刈谷城主三浦壹岐守明敬の家臣小原助之進に嫁するに及びて母を其許に托し置き、自から江戸に出で、麾下の士平野九左衛門なるものに頼る、後其の幹旋

に由りて是れも淺野安藝守に召抱へられ、當分二十人扶持を給せらる、こゝに於て名を惣八郎と改め、母を奉じて廣島に移る、長ずるに及びて祿三百石を賜ひ、物頭を命せられ、參勤毎に必らず隨員の列に加へらる



大石三太郎の墓
安藝國廣島市小町國壽寺に在り松院忠幹翁
士諡明和七年二月十四日歿す六十九

られて十人扶持を給はる、十四歳の時、家僕の無禮を怒つて手刃せしより、其評判益々高し、長じて父の名を襲ぎて助右衛門と改め、周防守明治、和泉守喜矩、伊勢守明經に歴仕して益々重用せられ、終に留守居役となり、食祿亦た

富森助右衛門の子長太郎は伯父菅十郎兵衛の許に在り、八歳の時、其主君加藤越中守明英に召抱へ

増して二百石に至る
奥田貞右衛門の長子清十郎は曾祖父寺田九兵衛の

許に在り、其叔母智に仁尾官右衛門と曰ふものあり、阿波徳島城主蜂須賀淡路守綱矩の家臣なり、官右衛門出府の後、其許に引取り、携へて徳島に還る、尋いで官右衛門病んで歿す、子なし、清十郎其家を繼ぎて二百五十石を食む

茅野和助の長男猪之助は外祖父中祐玄に赤穂に頼る、森和泉守長直の封を赤穂に移さるゝに及び、召出して近習とし、寵用年と與に長ず

積善の家には餘慶あり、忠烈の士、何ぞ其後なかるべきや

(一五三) 丹女の自害

義士既に刑に就きて、遺子未だ赦に逢はず、此間に於ける妻女の辛苦艱難如何ばかりぞ

女の身の手に覚えし職業とてもなく、身に附ける財産とてもあらず、夫の殘し置ける資財なきにはあらぬも、座して食ふ身の何時までか長く續くべき

親戚に扶助せらるゝもあり、知人に救護せらるゝもあり、世間の同情こそは厚けれ、窮苦は何時までも附きまつはりて、仰いで舅姑を奉養するに足らず、俯しては子女を哺育するに足らず、人知れず涙にのみ咽びて、何時乾くとも果てしさを知れず

うら若き身、頼りなき人などは、傍の勧めの拒みがたくて、心ならずも二たび人の妻となりしものもありとこそ傳へらるれ、其間に在りて世にも雄々しき最期を遂げたるは小野寺十内の妻丹女其人なり

りけり

丹女は赤穂藩士灰方藤兵衛の妹なり、十内の許に嫁ぎてより

は、忠孝の心も俱に厚く、風流の志も與に深く、琴瑟和合して、需々の氣常に家中に充つ

伉儷二十年、其間に一子と

てもなければ、十内の姉の子幸右衛門を貰ひ受けて養子となし、實の子の如くに愛すれば、其間柄



墓の女丹寺野小
代りに在地墓の寺國本都京は墓の女丹妻の内十寺野小
す属に理管の院雲瑞は今る當に國南の宅邸良村木士謹

も睦まじく、行く／＼は家は譲りて老を樂まんと
思ひ居たるに、計らずも不慮の國難こそは起りけ

れ

兄の藤兵衛は一旦義盟に加はりながら、中途變心して不義の人となりしも、我が夫、我が子は忠義の心極めて厚く、只管

亡君の仇を報いんと、日夜其事のみに心を砕く

丹女それと知りて、兄の不忠を愾くにつけ、十内

父子の義烈を喜び、甲斐々々しくも家事を治め、老いたる姑に冊づき事ふるも、切めて後願の思ひなからしめんこの心

元祿十五年九月、姑の病死と前後して、十内父子も亦た關東に下り、生別死別一時に集まり來れど、我れと我が心を勵まして、只一人京都の家を守る、世になき姑の墓に詣で、は

昨日まで問へば答へし言の葉に

聞きこそかふれ松の下風

と口吟みて涙に袖を絞り、東にある夫の消息を見

筆の跡見るに涙のしぐれ來て

いひ返すべき言の葉もなし

と詠じて天涯に懷を寄す

首尾よく上野介の首を討ちしと聞きては女ながら

も喜びの涙に暮れ、間もなく十内父子の死に就きしと聞きては、今更ながら悲みの涙を堰きあへず

今は夫もなく、子もなく、天地の間に頼るべきものとはあらず、兄はあれども不忠の人の言葉交はさん心地悪し、豫ては夫の故、子の故に、重き御仕置をも受けんと覺悟せしに、其儘赦され

て何の御咎めさへもあらず

此上は我身も死して、夫や子の許に行かんこそ

却々に本望なれ
心静かに後々の家事を取り整へ、七日々の法會をも心ゆくばかりに行ひ、六月十八日、本國寺に詣りて

うつゝとも思はぬうちに夢覺めて

妙なる法の花に入るらん

つまや子の待つらんものを急がまし

何か此世に思ひおくべき

この二首の歌を遺し、ブツリと咽喉を突き貫きて死す、人々其志を憐みて本國寺の塔頭了覺院に葬むり、諡して梅心院妙薫日性信女と曰ふ
斯夫にして斯婦あり、義氣、貞心、相匹すと謂ふべし

(一五四) 妙海の貞烈

小野寺十内の妻丹女の外に、今一人、貞烈の婦人あり、堀部彌兵衛の女にして、同苗安兵衛の妻たる幸女其人にこそあれ
幸女一に順女とも曰ふ、父に似て忠節の志氣に富

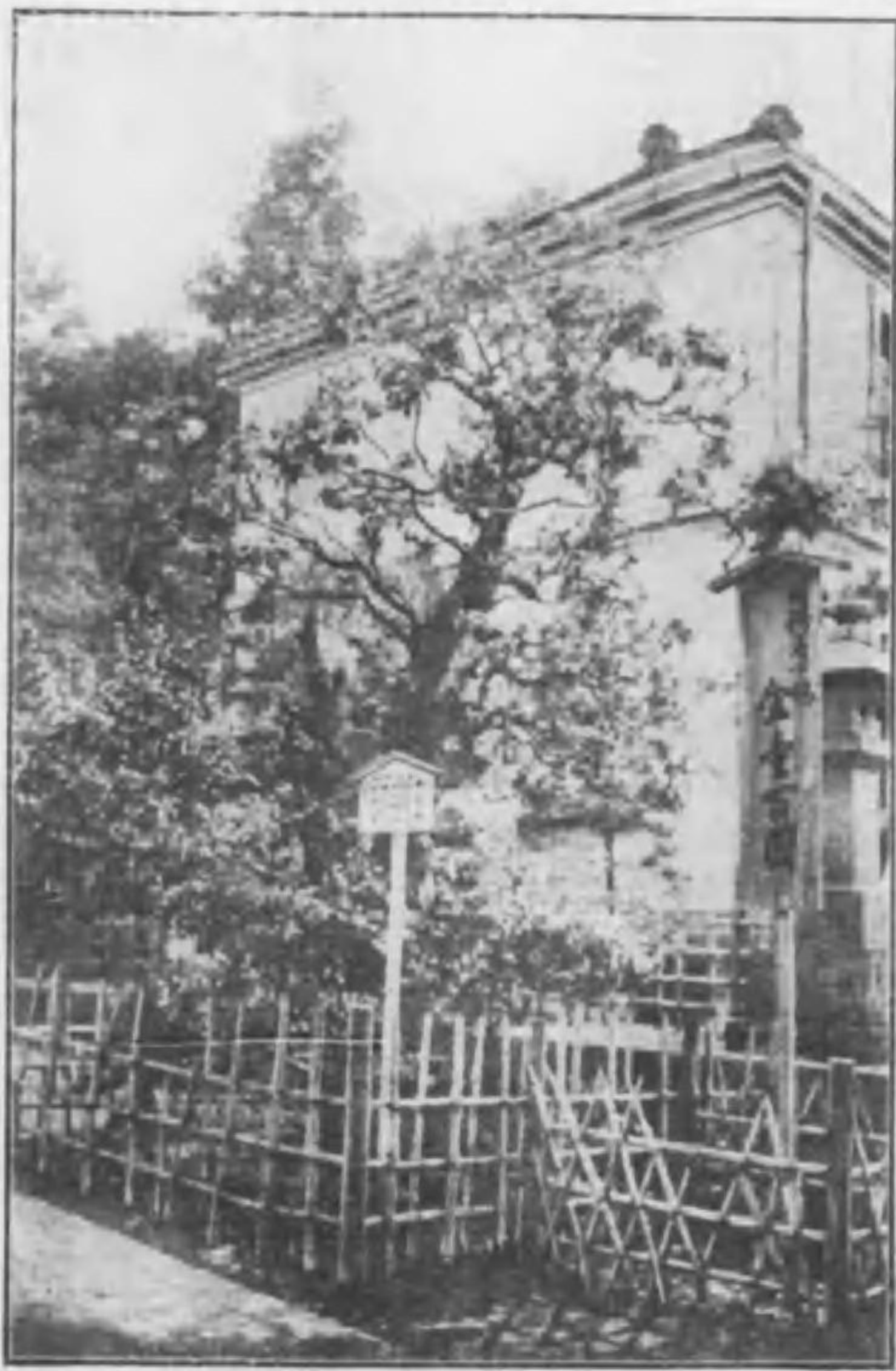
み、母に似て丈夫の氣象を具ふ、祝言こそせざ

れ、天にも地にも夫として許せるは安兵衛唯一人、節を變へ、操を破りて他男に見えん心少しもあらず

御側御用人松平美濃守吉保の家臣關甚五兵衛は、安兵衛の竹馬の友として日頃親み善し、復讐の舉ありし翌々日、安兵衛父子も亦た一黨の中に在り
と聞くより

跡に残れる妻子は如何ばかりか悲嘆すらん、兎も角も行きて慰めばや

甚五兵衛急ぎ兩國米澤町の宅を訪へば、家財什器は奇麗に片付け、母も、幸女も髪を結び、化粧を施して、更に取亂したる状とてもあらず
甚五兵衛母子に向ひて言ふ



梅の愛遺尼海妙
寺在に手濱の館物寶寺岳泉

扱て、此度は彌兵衛殿と曰ひ、安兵衛殿と申し、共々に一味の中に加はり玉ひて、計らずも御親子とも御離れ成されいと、左こそ御力落しにいはめ、御心中御察し申しなり
母子の心根を察して、懇ろに弔辭を述べれば、此方の母子は如何にも夫婦親子相離れいへると、人情の忍び

かたき所にこそいへ、首尾よく亡君の御恨みを霽し参らせしと、連れ添ふ母子の本望何事か之れに過ぎいべき、去りながら御法度に背きたる者共の妻にていへば、何時御召捕りもいはんかと、此様に御沙汰を待てる儀にてい

る風もなし
甚五兵衛ほどく感じ入りて二の句も出でず、挨拶もそこ／＼に辭し去り、斯くど人々に物語れば、實にも婦女子の鑑とぞ感じ合ふ
彌兵衛の妻は越前家の老職たる武生城主本多孫太郎の家臣忠見猪右衛門の妹なれば、母子共に引取られて、猪右衛門の宅に移る



墓の尼海妙
寺岳泉てしに墓の尼海妙妻の壽兵安部堀
り在に手右の段石口入墓の土義

垣一重彼方は吉良上野介の屋敷、良人々々の此處にて奮闘せるを想ひては、母子の感慨自から深からん
頓て諸士何れも死を賜ひければ、幸女今は此世に望みとてもあらず此上は尼となりて、一つには亡君の御菩提を

申ひ奉つり、二つには父と夫との冥福を修め参らせん

一日、泉岳寺に詣りて弟子とならんことを乞へども、
彌山和尚其年若きを見て、首を掉りて許さず
左れども堅く思ひ極めたる幸女、再三再四、乞う
て止まねば、和尚

左らば冷光院殿の御墓所に於て一夜を明かされ
いへ、それだに出来なば、望みを叶へ申すべし
と言ふに、幸女

易き程の事には、幾夜なりとも苦しういはす
日の昏るゝを待つて、亡君の墓前に到り、終宵端
座して閑かに念佛を唱ふ、鬼火古冢を照らして青
く、狐聲幽林を繞つて棲きも、幸女平然として色
さへ變せず

和尚其心の猛きを見て、流石に義士の子よ、妻よ
と感じつゝ、終に其望みに任せて髪を剃り、名を

命じて妙海と曰ふ

妙海これより龜井戸の片ほざり、大杉明神のあた
りに草の庵を結びて、此處に住まふ

今は世を棄つれども、忘れがたきは主家の有様な
り、妙海如何にもして再興を計らばやと思ひ立ち、
老中の登城を待ち受けて駕籠訴すると三十餘回
不憚と思ひて釋るるれば又も訴へ、縦たるれば
又も願ひ出つ

此上御上に御手数掛けるに於ては、砵度遠島
申付くべきぞ

と申渡さるゝに及んで、今は無益と漸うに思ひ止
まる

思へども人のわざには限りあり
力をそへよあめつちの神

實にや此上は神佛の御力に縦り奉つらん外はあら
じと思ひ定め、顔に墨を塗り、男の容に装うて、
國々島々の靈社名刹を巡拜して祈念を凝らす、或
時は果てしもなく荒野に飢えたる身を横たへ、或
時は道もなき深山に勞れたる足を運ぶなど、其艱
苦辛酸言ふばかりなし

數年の後、漸やく淺野大學の歸參を許されて、主
家の名跡僅かに存す、妙海意には満たざるも、望
みは稍々叶ふ、これより又も龜井戸に足を留め、
月々泉岳寺への墓參を怠らす

追々年浪の寄るに連れて、遠路の往復心に任せが
たく、泉岳寺のほざり清淨院と云ふに移り住み
て、日夕香華を供ふると幾十年

安永七年二月廿五日、花の咲き出づる頃ひ、身は

木の枯るゝ如くに果てぬ、年九十三、諡して清淨
庵實山妙海尼と曰ふ
松の操、雪の心、實に義士の子、義士の妻たるに
耻ぢず

(一五五) 醜類の末路 (其一)

瑞光院の使僧宗海、首尾よく大石内藏助に逢うて
生前の一念を遂げ、且つ諸士の毛髪を集めて京都
に還り來り、院主宗湫和尚に委細を語りて、内藏
助よりの書狀を渡す

當日の生者、今は早や故人となり、當時の書狀、
今は又遺書となりぬ、和尚愁然として披き見れば、
囚中の身の委はしくは記さず

御使僧被下、辱奉存心、委細は口上に申入

尚御教養奉仰、以上

この簡短なる文句の末に

兎に角に思ははるゝ身の上

しばし迷の雲とてもなし

この一首を書き添ふ、讀まぬ内より哀情動き、讀めば尙ほく愁涙多し

宗海又進藤源四郎、小光源五右衛門の兩人に逢うて、瑠泉院の傳言を通じ

何故此度の一味には加はられざりしぞ、其仔細

を知らせいへとの仰せに

この旨を告ぐれば、兩人の恐縮言ふばかりなし

左らば封書を以て御答仕つりいはん、御坊より

御後室様へ差上げられいへ

退いて一封の書を認めて宗海に渡す、宗海飛脚を

以て瑠泉院に贈れば、瑠泉院一覽の上

心に懸かりし事共、漸う解け侍る

この書を添へ、淺野士佐守長澄の手を経て、宗海

の許に贈り返へさる

兩人如何なる事をか申し送れる

吉良家の用心嚴重にいへば、一舉に本望を遂げ

んと叶ふべくもいははず、因つては豫め一の手、

二の手の備を設け、萬一、二の手損じいへば、

二の手を以て討ち果さんとの手筈、大石内藏助

等は二の手、大野九郎兵衛、奥野將監並に某等

は二の手に當りいひしに、一の手に於て首尾よ

く本望を達して、某等は終に手に合ひいはず、

速かに亡君の御恨みを晴らし奉つりしは、大慶

至極にこそいへ、某等の一身に取りては遺憾之

れに過ぎずい

この主意なりしが如し、左ればこそ瑠泉院の疑念

も忽ち釋然として一時に解けたるなれ

左らば九郎兵衛、將監を始め源四郎、源五右衛門

は事實二の手の備なりしかと云ふに、これぞ世を

欺き、人を欺き、及び己れを欺かんとするの造言、

全く去る企のありたるにはあらず

中にも言語道斷なるは九郎兵衛なり

九郎兵衛は赤穂開城前、四月十二日の夜、岡島八十

右衛門の一喝に膽を潰して自宅を逃れ出で、甥の

伊藤五右衛門方に一夜を明して、海路東に向ふ

城池の處分未だ了らざるに、家老の身として先づ

其姿を隠す、其罪固より輕からず

九郎兵衛は豫てより家財七十餘個を赤穂の町人大

津屋十右衛門方に預け、其子軍右衛門も亦た家財

九十餘個を中村の町人木屋九兵衛方に預け置く、

内藏助それと聞くより足輕を遣はして一々封印を

施し、且つ

九郎兵衛父子如何に申出づることも、決して渡す

と相成らず

と嚴重に十右衛門、庄兵衛の二人に申渡し置く

尋いで御目付、御代官城池受取りとして赤穂に到

着すれば、内藏助早速九郎兵衛失踪の旨を届け出

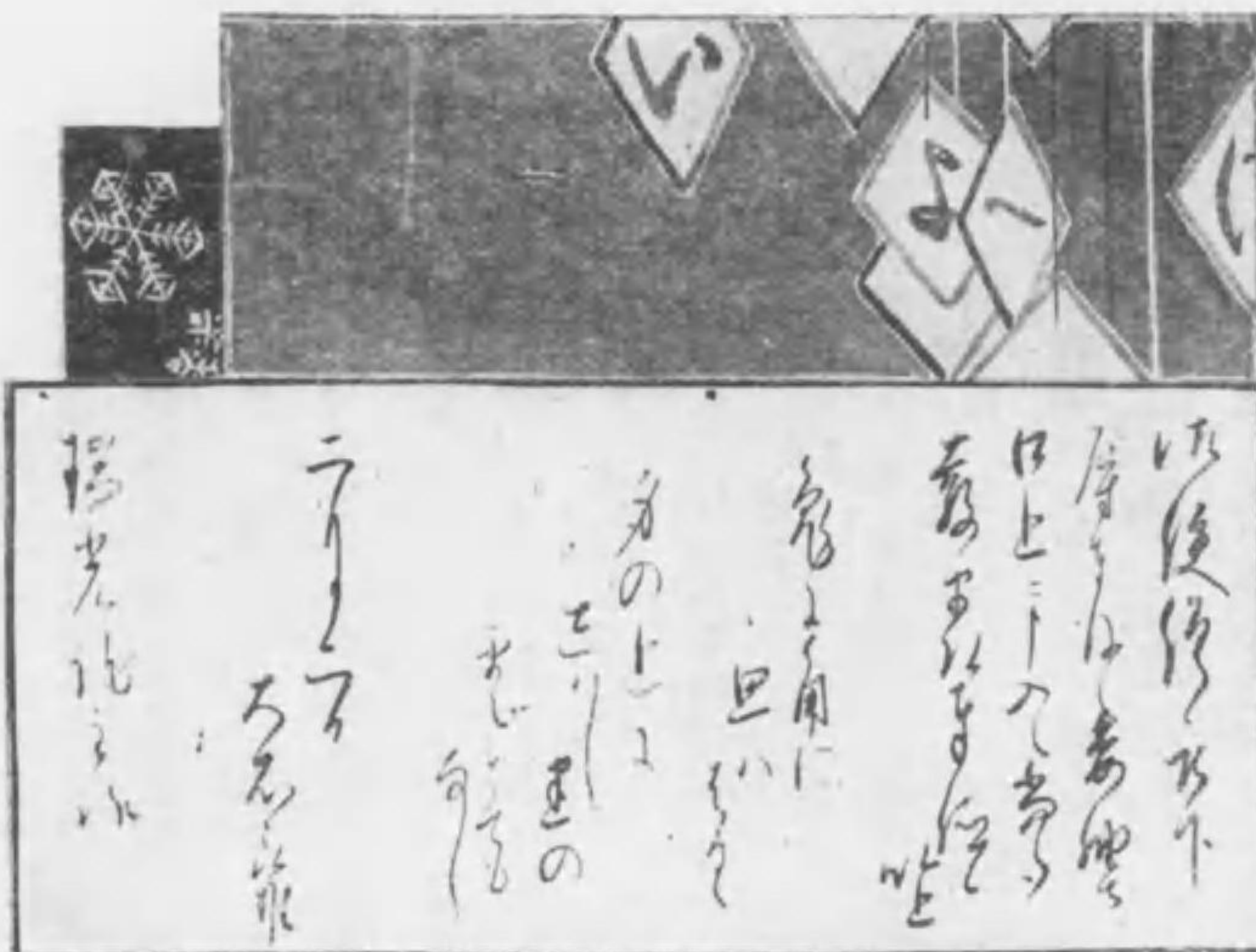
で、且つ家老の筋目ある番頭奥野將監を以て之れ

に代ふ

御代官石原新右衛門内藏助に向ひて告ぐ

九郎兵衛人外の仕方、其儘に致すべきにあらず、

其家財を賣り拂ふども、預け置くとも、將又大



大石内蔵助の書翰
瑞光院の僧使海宗大石内蔵助の家川細へ訪に僧同際るへ託に宗和倚る係に有所の郡太兼柱地番七十四町簡單區谷四りな状書るたり送

學若くは一門の指圖を受けて處分するとも、内蔵助一分の了簡を以て取計はれいへ
内蔵助因りて安藤善太夫、神崎與五郎、横川勘平の三人を遣はし、一々家財道具を取調べたる上、更に封印を施し、十右衛門、庄兵衛の二人より預かり手形を差出さしむ
九郎兵衛命惜しさに船に乗じて赤穂より逃がれ出で、同國網干と云へる所に錨を投ずれば、久しく九郎兵衛の虐政に苦みし土地の人々、寄つて集つて上陸を拒む
九郎兵衛去つて同國龜山に向ふ、此處は眞宗本徳寺の朱印地とて、僧侶亦た一宿だに許さず
官符を持たぬ身の、何處へ寄すべき所もなく、東漂西泊、船中に日を送ると半月あまり、終に京都

に到り、姿を隠す
月日の移るに連れて、貯への金も次第に手薄となり來れば、八月二十六日、其の子の郡右衛門と與に窃かに赤穂に舞ひ戻り、大津屋十右衛門方へ忍び行きて、家財を受け取らんとす
十右衛門内蔵助の嚴命なればとて、固く拒みて渡さず、九郎兵衛且つは驚き、且は怒り、百方説けども、賺せども、十右衛門首を掉つて、イツカナ聞き入れず
九郎兵衛今は如何にも詮術なし、折りしも夜中なれば
左らば是非もなし、切めては今宵一夜留め玉へ色々頼みて十右衛門方に泊り込み、夜更け、人靜まるを待ちて窃かに土藏に忍び入り、刀函に入れ



大野九郎兵衛の筆跡
大野九郎兵衛の筆跡を認むるに上州水碓郡村部に居中にして林遊と稱し上州水碓郡村部に居中にして林遊と稱す

置ける金三百兩を攫んで走り出す
十右衛門それと悟つて驚き騒ぎ、急を町内に報ずれば

それ逐へ、逃がすな
大勢の若者柄物々々を提げて、跡を逐駆け行く
九郎兵衛父子駕籠を飛ばして東の方へ走り行くを
それと見たる若者宙を飛んで逐ひ絶がり、駕籠より引摺り下して、森々と取り圍む
畜生武士、何國へか往く、速かに金子を返へせば好し、否やと申さば撃ち殺すべきぞ
アツヤ柄物を揮り上げて撃たんとす
九郎兵衛ブル／＼と顔へ上り、流々三百兩を差出だせば、若者
ウヌには未だ用事あり

父子を引つ捉へて赤穂に連れ戻り、白晝城下を引
き廻はせし末、鞭を揚げて追つ拂ふ
人々見て皆快とす
翌十五年八月、圓山會議の決議に基づきて、諸士
各々出府せんとす

赤穂の商人綿屋善兵衛なるもの京都の室町に住す
九郎兵衛此善兵衛に頼みて、己の家財を返さん
とを内藏助に乞ふ
内藏助悪人を苦しめて、却つて我が企てを妨げられんことを虞れ
犬畜生にも劣れるもの、家財道具を押へて何にかせん、好し／＼返へし取らすべし
今は異議なく返さんとす、大高源吾傍に在り
不義の家財金銀なれば、返すべき筋のいはす、

取上げて旅行の用に充て玉へ
と諫むるを、内藏助

左な言れそ、思ふ仔細もあれば、我れに任し玉へ
一切返し遣はすべき旨を告ぐれば、善兵衛大に悦びて、其證文を乞ふ

好し／＼、此方より持たせ遣はすべし、當日は
九郎兵衛父子を其方の宅へ呼び寄せいへ
期日を定めて善兵衛を返へす

當日に至れば、小野寺十内、潮田又之丞の二人使者として善兵衛の方に臨み、三村次郎左衛門證文を携へて従ひ行く

十内九郎兵衛を召して告ぐ
此度赤穂表に預けある其許の家財金銀残らず返し遣はす、有がたく頂戴仕つらるべし、尙ほ右

に對する一札を差出されいへ

慾に目のなき九郎兵衛耻を忍んで一札を差出し、
曾ては土下座させたる次郎左衛門に頭を下げて證文を受取る

九郎兵衛無事に家財を受取り、姓名を變じて京都
仁和寺のほごりに隠れ住む
諸士復讐の後は、狭き天地の益々狭くて、今は此
處にも身を置きがたく、終に上州碓部にさすらひ
行き、林遊謙と號して寺子屋を始む

世を忍び、耻を忍びて生き延ぶると五十年、寛延
四年九月二十四日、疾んで歿し、不義の骨を邑の
碓明山松岸寺に埋む

(一五六) 醜類の末路 (其二)

大野九郎兵衛既に碌々として身を終る、其他の面々は如何に

奥野將監は九郎兵衛の逃亡後、之れに代りて内藏助と與に城油返上の事に力を盡せしのみか、主として復讐の盟約にも加はり、隠然として副統領たるの資望を負ひしに、一朝進藤、小山の徒と前後して同盟を脱し、京都の寓居を引き拂うて、播州多可郡のあたりに歸り住む

同國龜山には不破數右衛門の父佐倉新助浪宅を構へて住む、新助は始めの名を岡野治太夫と曰ひ、疾に赤穂を浪人せしかど、曾て一日も淺野家の舊恩を忘れず、赤穂龍城の説を聞くに及んで、鎧櫃を荷ひ、手槍を提げて城下に出で、諸士に力を合せんと言ひ出でし程の義人として、將監の歸國せし

ことを聞きては、黙して止むべきにあらず

御所存相違の上は是非に及ばずと雖も、萬一何れも仕損じはば、跡を引受て存分に上野介を討ちいへ、左もなくば申譯相立ち申すまじくはとの書状を贈りて、激厲すること兩度に及ぶ

十一月に至りて將監病に罹り、醫師服部謙庵の治療を受くるに二十日あまり、十二月中旬、病勢少しく怠るに及びて龜山に赴く

居ると數日、會々新助の女婿たる本多中務大輔の家臣笹川唯右衛門より十二月十五日の飛報達す、これぞ諸士の首尾よく上野介を討つて、日頃の本望を遂げし事の概略を報するもの

新助手の舞ひ、足の踏む所を知らず、急ぎ將監を訪うて此由を告ぐれば、將監撫然としてハラ／＼

と涙を垂る

あゝ／＼仕なしたり

今更我身の事に會せざりしを悔めども、甲斐なしこれより病勢二たび加はりて、藥餌と親しむと數句、今は人に會はずべき顔もなく、去つて尾州名古屋に到りて、味氣なき世を送る

其他進藤源四郎は其儘山科に留まり住みて、子孫に及び、小山源五右衛門も亦た伏見に住して世を終る、一時此二人の自殺せし如き噂ありしも、全くの虚傳にして、去る勇氣もなく、義心もなし

(一五七) 二人の自殺

二の手に備へしと云ふ面々、皆命を惜みて、世に指彈されしが中に、獨り岡林奎之助の自殺せしと

稍々異とするに似たれど、實は是れとても潔よき最期を遂げしにはあらず

奎之助は公儀の小十人頭松平孫左衛門忠郷の弟なり、赤穂の家臣岡林奎之助は父方の大伯父なれば其名跡を継ぎ、番頭として祿千石を食む

淺野家の掟として番頭は單獨に進退するを許さず奎之助此戦場の法を株守して赤穂没落の際にも番頭近藤源八、外村源右衛門、伊藤五右衛門、玉虫七郎右衛門の四人と行動を俱にし、大野九郎兵衛に與みして、義盟に加はらず

諸士復讐の後、世を避けて鎌倉に棲まんと欲し、上方よりして一旦江戸に出づ、十二月二十八日、其弟左門半込邊にてハタと行逢ひ、直に兄の宅に連れ來れば、孫左衛門傍近く召し寄す



墓 墳 の 守 肝 吉
墓墳の助藏内石大び及頭匠内野淺るけ於に寺祥吉上坂虹町谷區南阪大
諸の他りな墓の助藏内はる在に左其てつ向頭匠内はる在に央中てしに
りあし刺に垣玉の圍周は名戒名氏の士

其方此儘存命しては、武士の一分相立つまじき
ぞ、潔よく切腹せんこそ然るべけれ
懇ろに説き諭せど、卑怯未練の奎之助、唯黙して
何事をも答へず、孫左衛門大に怒つて無理に切腹
を強ふれども、尙ほ聞かず、左門突と立ち上りさ
ま丁と其首を打落す、孫左衛門其翌日

孫左衛門弟

岡林奎之助

午二十四歳

奎之助義孫左衛門手前に養置い處、用事有之
當十一月、上方筋へ罷越い處、一昨日罷歸、昨
朝自滅仕い、吟味仕い處、書置迎も無御座
い、此奎之助は淺野家中父方之大伯父先奎之助
方へ養子に參い、上方へ參い留守に復讐之事有
殘念に存、自滅仕い儀と存い

どの旨を町奉行所に届け出づれば、亂心の所爲と
して、何の吟味もあらず
生きては耻を曝し、死しては醜を遺す、不義の徒
の心根こそ淺ましけれ
それに比すれば小山田十兵衛の最期ぞ哀れにも又
健氣なる
十兵衛は庄左衛門の父なり、隠居して一閑と號す
齡八旬を越えて行歩自由ならねど、義氣少しも衰
へず、赤穂没落後は女婚たる小性組番頭大久保豊
前守忠庸の家臣松山八右衛門方に身を寄せて、只
管我子庄左衛門の義を勵まんとを祈る
然るに父に肖ぬ子の庄左衛門、片岡源五右衛門の
小袖並に金三兩を盗み取りて逐電せしとは、十兵
衛夢にも知らず、復讐の擧あるに及び、急ぎ一葉の

讀賣を購うて見れば、こは無念、我子の名前のみ
はあらず、十兵衛心も心ならず、又他の讀賣を買
うて見れども、何れも我子の名前あるはあらず
扱ては倅奴變心せしと覺えたり、今は人に會は
さん顔もあらず

十兵衛且つ憤り、且つ耻ぢ、終に皺腹を掻き切つ
て死す、年八十一

諸士に次ぐべきの義人、あはれ唯此人のみあり

(一五八) 兩家の興亡

人多ければ天に勝ち、天定まれば又人に勝つぞ是
非もなき

吉良左兵衛佐義周、親は殺され、身は罪せられて
信州諏訪に放たる、諸士に心を寄するもの皆快と

せざるはあらず

諏訪安藝守忠虎左兵衛佐の年若くして配流の身となれるを憫れみ、老中小笠原佐渡守に請ふ。

左兵衛儀赤穂浪人亂入の折り、手紙を蒙り、栗崎道有の治療を受けしへども、今少し快癒仕つらず、在所へ參着まで道有を附け遣はさんご存するにてい、此儀如何いべきか

公邊の同情甚だ薄し、佐渡守

聊か其れには及ばず、其許の手醫者を差し遣はさば事足るべし

敢て道有の附き添ひを許さず

安藝守其後重ねて伺ひ出づ

左兵衛の家來一兩人召連れ申させたし、此儀は如何いや

老中又許さず

左兵衛儀は武士道に相背きたるもの、冬は木綿布子、夏は布帷子、朝夕の食事は一汁一菜の外無用に致されいへ

公邊の首尾以ての外宜しからず

安藝守今は是非もなし、左兵衛佐の家臣左右田孫兵衛、山吉新八郎の兩人を召抱へて、左兵衛佐の附人とす

諏訪は神宮寺と云へる所の法華寺を以て配所に充て、駕籠には青網を掛けて嚴重に護送す

幽居三年、左兵衛佐の刀創次第々々に腐爛して、除毒全身に及び、左しも美男なりと言はれし當年の俤、復た見るべうもあらず、後ち更に大瘡を患ひて、寶永三年正月二十日、終に歿す、年二十二

安藝守其由を公儀に届出づれば、御書院番頭石谷七之助檢使として諏訪に赴き、鹽漬の死骸を取り出だして、打返し／＼仔細に取調ぶ、惡臭紛々、宛がら鼻も歪まんばかり

檢視無事に終れば、安藝守其地に埋めて墓を建つ今尙ほ片山小學校後方の樹林中に存す

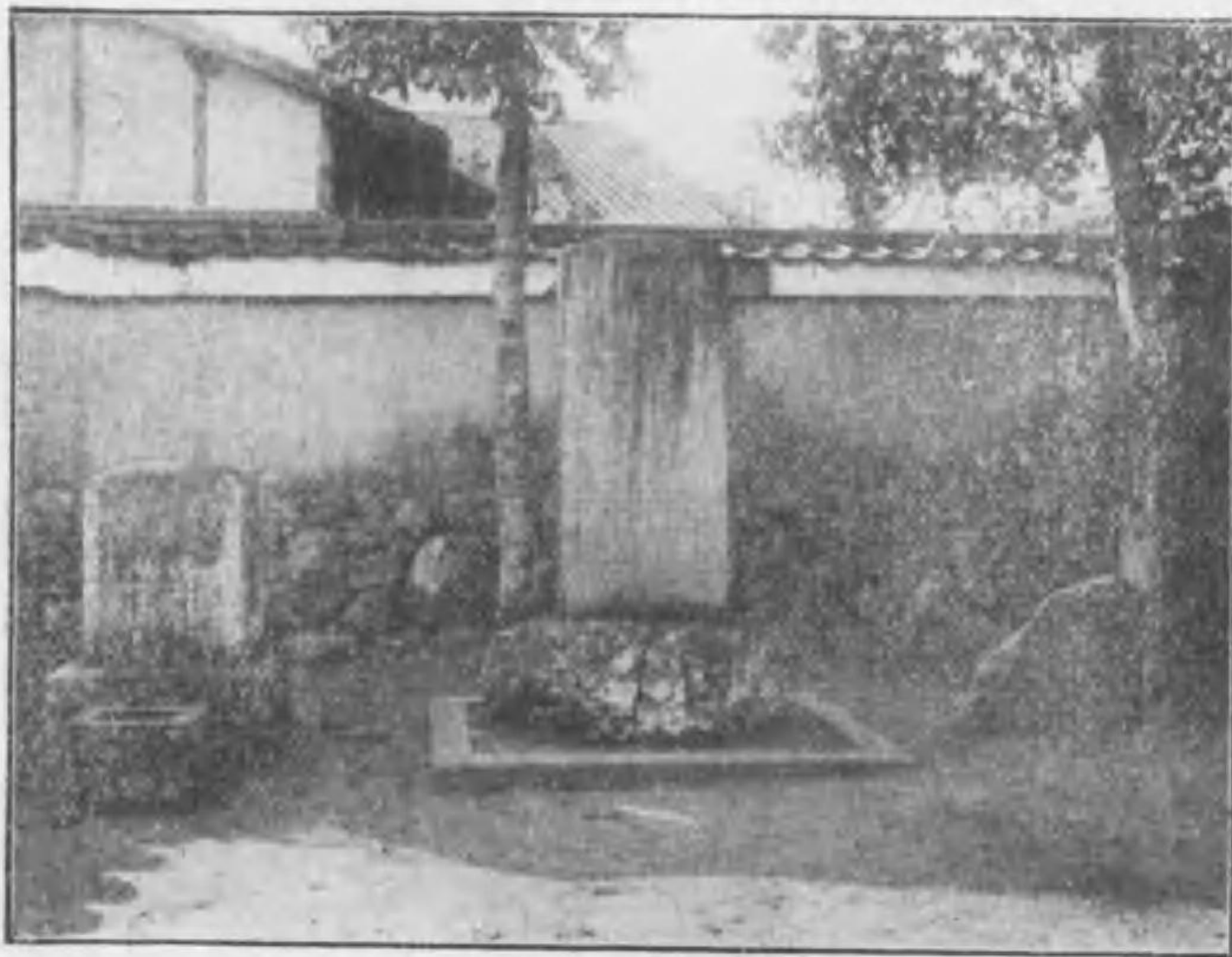
吉良家こゝに於てか亡ぶ

淺野大學長廣は藝州廣島に移りてより、何時赦さるゝ當てもなくて、空しく日を送り、年を送る、

寶永六年、將軍綱吉薨じて、家宣職を襲ぐに及び思ひ掛けなき恩免の命は下る、此年八月二十一日

淺野安藝守吉長の留守居役を大久保加賀守忠増の邸に召して告ぐ

常憲院様御法事に付、淺野大學事引取り置く儀



碑園遺の院光瑞
年七永嘉りあ碑蹟遺て、隣に方北の墓墳士義び及頭匠内野淺の院光瑞
ぶ調を文詳長野淺補少務中行奉町都京の時當つ建なれ之月七

御免遊ばさる
留守居役台命有がたき旨を述べて引き取り、急ぎ書を飛ばして廣島に報す

大學八年間の幽懷茲に始めて霽れ、妻子眷屬を率ゐて復た江戸に出づ

翌七年九月十六日、大學を菊の間の椽類に召し、安房國平郡、朝夷郡に於て新知五百石を賜ふ旨を達せられ、越えて二十八日、白木書院に召して謁を賜ふ、此日大學より太刀、銀、馬代を獻す

淺野家の祀こゝに於てか復た存す
前に存したる吉良家は終に亡び、前に亡びたる淺野家は復た興る、天運とは言へ、亦た諸士の力ならずとせんや

(一五九) 義士の英名

諸士を葬ひりて後ち、泉岳寺の住職 酬山和尚三百有餘の僧徒を集めて、懇ろに法會を行ふと二日夜、莊嚴比類なし
三十五日、四十九日の忌日々々には御預かりの家より銀子を寄進すれば、是亦鄭重の佛事を行ふ庶民の諸士の義を慕ひ、死を惜むもの、老若なく、男女となく、遠近より來り集まりて香を捧げ花を供ふるもの、日夕引きも切らず、別けて内蔵助の墓前には米錢を備ふると山の如く、卒都婆の木を削つて持ち歸るもの亦た少なからず、終に江戸の一名所とはなんぬ
あゝ混々として千秋盡きざるものは泉、巍々として萬古驚けざるものは岳、諸士の芳名、年を歴て高輪の彌や高し

第貳編 義士列傳

(二) 大石内藏助

義士復讐の勇擧は一の大石内藏助良雄あるに依りて、能く成功す

内藏助本姓は藤原、鎮守府將軍秀郷より出づ、秀郷關東に赴かんとするに方り、一子を其領邑たる近江國栗太郡大石莊に留む、子孫世々續いて此に住し、因りて以て氏とす

應仁の亂に際して一族悉く亡び、復た跡を繼ぐべきものもあらず

同族に小山大膳大夫と曰ふものあり、鎌倉の管領足利持氏に仕へて寵用せらる、持氏の敗れ死する

に及び、其二子春王、安王を奉じて結城氏朝に結城に頼る、城陥るに及び、大膳大夫長子九郎と與に之れに死し、次子久朝獨り遁れて京師に匿る
大石莊の民乃ち久朝を迎へて大石家の嗣とす、久朝の子久重、久重の子重綱相繼いで家を承く、重綱の子金右衛門、足利義昭に仕へ、織田信長の爲めに殺さる
久重の弟を朝重と曰ふ、朝重四世の孫良信、久右衛門と稱す、關白豊臣秀次に仕ふ、秀次敗れ死するに及び、故郷大石莊に歸り住む
良信の子良勝、内藏助と稱す、幼にして男山八幡宮本坊の弟子となる、良勝雄志あり、如何にしても緇徒となるを好まず、十四歳の時、密かに男山

藏助良雄なり
 内藏助十五歳の時、父権内病んで歿す、因て祖父良欽の嗣となり、十九歳にして家を承く、内藏助兵學を山鹿甚五左衛門及ひ東一郎兵衛に學び、劍術を奥村權左衛門に學びて、皆總奥を究む、和歌俳諧より琴棋書畫に至るまで一として通曉せざるはなし、然れども資性寛裕にして寡黙、敢て小事に齷齪たらず、加るに身體瘦せて梅干の如く、絶えて威容堂々の風なし、人皆痴として重んぜず、内藏助仕へて采女正長友より内匠頭長矩に及ぶ、當時大野九郎兵衛藩老として事を用ひ、庶政一に其意に依りて決す
 内藏助要職に在りと雖も、絶えて事に與からず、悠々として日を送る、其用を爲さざるより人々綽



大石氏の邸址
 近江國大石村中宇村石大郡太栗岡江は邸址の石大
 也れこち即るこさる在の林中園



大石莊
 近江國大栗郡大石村中宇村石大今は村中莊石大郡太栗岡江近
 りな景光の村中ち即は園此處るせ居住

を脱して江戸に赴き、十八歳にして常陸筑間城主淺野采女正長重に仕ふ
 元和元年、大阪の役起るや、良勝亦た長重に屬して軍に従ひ、毛利豐前守勝永の兵と天王寺に戦ひて之れを破り、敵首を獲ると二級、長重其功を賞して手づから名刀一口を賜ふ
 是れより長重の恩遇益々渥く、終に擢んで、老職に列し、祿一千二百石を賜ふ
 長重の子内匠頭長直、封を赤穂に移さるゝに及び良勝亦た従うて徒る
 良勝の子良欽、亦た内藏助と稱す、父歿するに及びて其職を襲ぐ
 良欽の子良昭、權内と稱す、岡山藩の家老池田出羽由成の女栗子を娶りて三子を擧ぐ、長は即ち内

名して晝行燈と曰ふ
何ぞ圖らん備中松山城受取の日に於て、晝行燈の
光大に輝かんとは

元祿六年十月六日、備中松山城主水谷出羽守勝美
病んで歿す、歿するに先だち、支族信濃守勝卓の
長子彌七郎勝晴を以て嗣となさんとを請ふ、彌七
郎未だ封を襲ぐに及ばずして、亦た病んで卒す、
幕府因りて其所領五萬石を收む

越えて十二月二十二日、松山城受取の命を播州姫
路城主本多中務大輔忠國及び淺野内匠頭に下し、
尋で二十八日、使番堀小四郎、書院番駒井内匠に
松山城目附を命す

城池受取の任は甚た重し、其遺臣或は公命に反抗
せんも亦た知るべからず、左れども當時内匠頭會

々疾に罹りて自から出張するに能はず、因りて
在國の家老大石内藏助を陣代役として差遣はさん
と欲し、富森助右衛門を使として命を傳ふ

助右衛門常に二十金を懐中して不時の用に備ふ、
命を拜して自宅へも歸らず、其儘早籠を飛ばして
馳せ歸り、只三日三夜を以て赤穂に乗り付く、人
々皆鳥も及ばずと感合ふ

内藏助急ぎ準備を調へ、士卒五百人を率ゐて、海
路備中玉島に向ひ、中務大輔の人数と合し、進ん
で松山城下に達す

城中には家老鶴見内藏介及び高垣三左衛門の二
人あり、幕府に向うて恩免を乞へども許されず
此上は城を枕にして討死せん、主君より預かれ
る城池を、其指圖なくして他人に明渡すべき道

理あらず

士卒五百餘人を以て城中に立て籠り、上使を迎
へて一快戦せんと意氣込む

内藏助此由を聞き知り、自から行きて説得せんと
欲し、中務大輔に乞うて許諾を得、唯一僕のみを
従へて、静々と城中へ立ち向ふ、進んで城門の
外に到れば、門戸堅く鎖さる

これは淺野内匠頭家來大石内藏助と申すもの、
豫ねて承はり及び鶴見内藏介殿に見參申した
し、其由申し通じ玉はるべし

内藏助槽上を見上げて呼はれば、守兵急ぎ其旨を
鶴見内藏介に報す

扱ては利害を説かんが爲に來りしと覺えたり、
イデ誅戮して軍神の血祭となさん

城中俄かに殺氣立ちて、皆一齊に奔めき合ふ

イヤ／＼左な騒ぎぞ、單身これへ來るは勇士な
り、謂はれなく殺さんと然るべからず、兎も角
も是れへ通ししへ

鶴見の一聲、燕雀の徒を鎮めて城中へと延く、相
對する兩箇、一は内藏介、一は内藏助

内藏助威儀を正して告ぐ
扱て／＼此度の御事、何とも以て申さんに言葉
なし、其許を始め家中御一統の御愁嘆左こそと

御察し申すにてしへ、其儀に就き主君より御預
かりの城池を他人へ明渡すべきにあらず、家中
御一統城と與に自滅せんとの御志なりと承は
る、如何さま潔よき御覺悟とこそ感服仕つりて
しへ、去りながら翻つて勘考仕つりしに、臣と



浄土寺 近江國大石村東字明山浄土寺大石家の
菩提寺にて其先祖の墓あり

して主君を弑し、主家を滅ぼしは、之れを忠臣義士と申すべきや、出羽守様には城池を召上げられてこそいへ、御先祖以来の勤勞を思召され、特に御舍弟主水殿を召出されて、采邑三千石を賜はり、御家名これにて相立ちいはずや然るに各々公儀に對して弓を彎き玉は、其矢は誰れに中るべしと思されいぞ、是に由つて主水殿には嚴刑に處せられ、御家も滅亡致しは、んか、是れ正しく各々方に於て主君を害し奉つり、御家を潰し申さるゝと同然にいはずや、之をしも忠義の至極と思されいや、之れに反して各々神妙に城池を差上げられいはんか、或は重ねて加恩の御沙汰あらんも知るべからず、利害の係はるところ極めて重し、能く進退の道

を誤まらざらんやう、思慮を運らし玉へ、武士は相身互ひと申すこのいへば、一應某の存じ寄りを申し陳するにてい、篤と御評定の上、開城の御心得にいはい、某の陣所へまで御知らせ玉はるべし、若し延引に及ば、是非なく弓馬の間に御目に懸かりいはん、左らば御暇申すべし



大石家の墓 明山浄土寺の中在り

丁寧式臺して城を出づ 今夢の覺めたるが如し、鶴見内藏介早速一同を招ぎ集めて、内藏助の申す所を告ぐれば、壯年血氣の面々、飽くまでも籠城決戦せんと意氣捲くを、内藏介百方説き諭して開城の意見を定む 此上は疾く大石殿に申し通すべし 此度は内藏介自から内藏助の陣所を訪うて其旨を

藏所寺岳泉



大石内藏助

藏所寺岳華



大石主税

藏所寺谷岩



大石父子の像

通じ、期日に至りて滞りなく城池を明渡す
内藏助一言の方に依りて平和に落着すれば、内匠
頭深く其功を賞し、祿を加へて千五百石となす
内藏助の名是より諸侯の間に著はれて、赤穂人あ
りと稱せらる

爾來八星霜、赤穂の兇變起るに及びて、晝行燈の
光更に益々輝き、終に一藩の燈臺として暗中の目
標たるに至る
當時少壯の徒は血氣の勇に逸りて、急に復讐を斷
行せんと欲し、老齡の士は前途の短きを慮かりて
是れ亦た速かに大事を遂行せんと欲す、内藏助其
中間に位して逸らず、焦せらず、慎重の態度を取
り、周密の思慮を運らして百事遺算なく、一舉宿
意を達す、若し内藏助なかりせば、或は一敗地に

塗れたらんも亦た知るべからず
内藏助温厚にして人を容るゝの量あり、然れども
自から一種犯すべからざるの威嚴其中に存し、者
宿を以て推さるゝ吉田忠左衛門の如き亦た其前に
在るを憚りたりと云ふ、亦た以て其尋常人に卓
越する所ありしを知るべきなり、其死する年四十
五

二二 大石主税

大石主税名は良金、内藏助の長子なり、志氣爽邁
にして、勇力群に絶す、身軀長大にして、思慮亦
た老成人の如し
十五にして義盟に加はり、一意主仇を報せんことす
るの外他志なし、諸士の畏敬するもの、獨り内藏

助の子たるが故のみにあらず
討入の夜、諸士皆堀部彌兵衛の米澤町の邸に會し
て、離盃を舉げ、主税亦た與かる
主税飲を嗜まず、勿々食事を済ませて後ち、一隅
に轉がりて胸々酣睡す、内藏助見て眉を顰む
目前に討死すべき身の、前後も知らで寝入るこ
そ不覺なれ、起きよ〜
と叱すれば、原惣右衛門手を舉げて内藏助を制す
扱て〜勇猛大度の性質かな、死に臨んで畏れ
ず、事に會うて動せざるの氣象、自然に備はれ
ばこそ、斯くも熟睡せらるゝなれ、斯かる大丈
夫の僅か十五歳を一期とすると、運命とは申せ
殘念至極のとなかな
思はずハラ〜と涙を垂るれば、大高源吾、勝田

新左衛門、倉橋傳助の諸士亦た目を屢叩く、内藏助聞いて只微笑するのみ

既にして諸士吉良家を襲ひ、徧ねく邸中を索むれども、目指す上野介は在らず

上野介の居室を改むれば、疊の端少しく浮き上がる、試みに之を剝くれば中

に一竇あり、竇中黝然として暗し、諸士皆見て躊躇す、斯かる所へ主税馳せ來り

我れは身細し、イザ試みいはん忽ち躍つて中に入れば、諸士亦た之れに觸まされ

て續々躍り入る木村岡右衛門主税と與に松平隱岐守の邸に預けら

る、一日、人に向ひて語る



大石主税の筆跡 大石主税四十歳の時の筆跡 野留吉の蔵所 橋本市の係

人の勇氣に甲乙あると申すと、今度始めて思ひ當りてこそいへ、我等は一命を抛つて本意を達したるものにいへば、事に臨んで死を恐るゝの心は毛頭之れなき積りにいなり、然るに上野介殿の居室の下に抜穴のいへるを見て、扱ては上

野介殿には此處より抜られしかご存じながら、誰れ一人飛び込むものもいはずりしに、主税跡より駆け來りて、何の猶豫もなく彼の穴へ飛び込みいへば、各々之れに續いて飛び入りたる仕宜にい、之れを思へば主税は生得の勇にこそい

べけれ

聞くもの皆深く感ず

主税又書を善くす、小野寺十内見て感じ、其筆跡を求むれば、主税短冊に

あふ時はかたりつくすと思へども わかれとなれば残る言の葉

どの一首を書して與ふ、討入の前一日、十内之れを其妻の許へ送り、且つ

大石ちから歳十五にて、せい五尺七寸、よろづ是にて相應のはたらき、さてく珍ら敷事ゆへ、

たんざくかへせおくり申し、手跡もたつしやに御座い

と申送る、人々の感ずる所只勇氣のみにはあらず、主税死する年十六

(三) 吉田忠左衛門

吉田忠左衛門名を兼亮と曰ふ、容貌魁偉、軀幹強大にして敏才に富む、内匠頭長矩に仕へて足輕頭となり、加東郡代を兼ねて二百石を食む、文武兩道に秀で、和歌の業にも達す

藩中に近藤源八と呼ぶものあり、組頭を勤めて千石を食む、其父三郎左衛門は甲州の軍學家小幡勘兵衛尉景憲に就て兵法の蘊奥を究め、長矩の祖父内匠頭長直に召抱へられて、重用せらる、其赤穂城を築くに當りて、繩張をなせるものは實に此三郎左衛門なりき

源八亦た箕裘を襲ぎて兵法に通ず、忠左衛門就て業を學ぶ

會々國難の作るや、源八大野九郎兵衛の徒と行動を俱にして、義舉に與みせず、忠左衛門心に其不義を憎めども、人を以て技を棄てず
我れ聊か存する旨あり、人を擇ぶの暇あらず
依然として源八の許に通ひ、盡く習ひ殘せる兵法を學ぶ

内藏助深く忠左衛門の用ふべきを知り、暗に副統領の任を以て之れに擬す

江戸の同志堀部安兵衛、奥田孫太夫等一日も早く大事を決行せんと欲し、百方督促して止まず、内藏助其輕舉事を誤まらんとを慮れ、人を遣はして之れを鎮撫せんとす、然るに同志中忠左衛門の外其任に堪ゆるものあらず、乃ち忠左衛門を召して托するに此任を以てす

忠左衛門先づ同志の會議を要求し、其決議を齎らして出府す、其資望と誠實とは諸士の推重する所となり、能く關東探題の任を盡す、小野寺十内の出府するに及び、其狀況を見て感嘆措かず、寺井玄溪に贈れる書狀の中にも

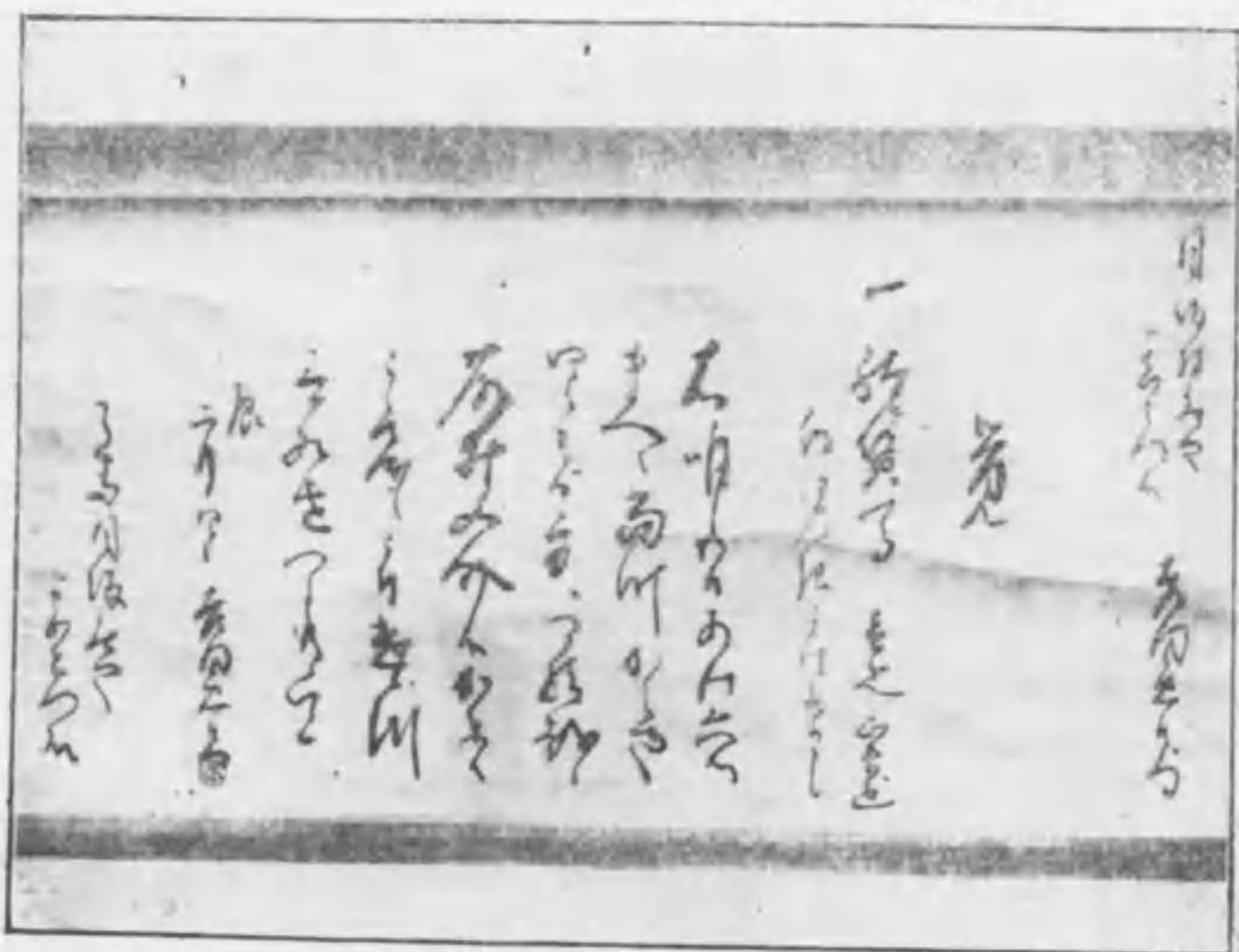
吉田の事、落去の節より志を建て、當春より下向して、いか計りの難儀を凌ぎ、勇猛甚だしく沙汰したる當府住の若き面々をあしらひ、無事にして此節を待請くる功、兼て思ふより太儀に相聞えい、來り見て感心致し

と記す、以て其辛勞の如何に甚大なりしかを察すべし
忠左衛門慈愛の心厚し、其足輕頭たりし日、深く部下を愛撫す、寺阪吉右衛門の卑賤の身を以て進

んで義盟に加はりしも、一つには亡君の仇を報じ、又一つには忠左衛門の先途を見届けんと欲せるに由る、吉右衛門の事終へて後ち忠左衛門の女婿伊藤十郎太夫方に事へて多年辛酸を辭せざりしも、亦た其遺族の爲めに心力を盡して、忠左衛門に報ずる所あらんごせしに外ならず

忠左衛門和歌を好くす、元祿十五年正月、播州三木より京都に出づ、會々菅公八百年祭の催あり、乃ち北野に日參すると七日、丹誠を籠て祈願し、梅及び松と云へる題にて和歌を賦して捧ぐ、曰く

梅
かきくらし雪ふりつもる山里も
垣ほの梅は春をわすれず
去年今年年を重ねて咲く梅の
わきて匂のふかき春かな



墨遺の門衛左忠田吉
を馬駄てへ與に門衛右甚屋庄の坂目てしに墨遺の門衛左忠田吉れこ
る係に藏所の耶五勘片阿町木並區草淺市京東のもしせ發徴

松

八百年の齡かさねし若みどり

なほ老松の千代や經ぬらん

花咲かぬ里はあれども足引の

山には春の松ぞいろこき

又江戸に在るの日、古郷雁と云へる一首あり

おもひすてし夕なれども古里の

たよりとや聞く初雁の聲

老雄亦何ぞ望郷の心なからん、此歌哀れ特に深し

忠左衛門又心を學問の道に潜め、曾て加東郡代た

りし時、手づから王陽明の傳習録を寫す、後年播

州飾磨津の松屋平七、浪華に於て傳習録を求めし

に、其巻尾に

貞享三年丙寅春三月加東客舎寫す

この十五字あり、是れ實に忠左衛門の所持せるものに係る、以て聖賢の道に達きを知るべし
忠左衛門文あり、武あり、復讐の謀略、規畫、其參畫の力與つて最も多し、其功勞内藏助に譲らずと謂ふべし、死する年六十三

(四) 吉田澤右衛門

吉田澤右衛門名は兼貞、忠左衛門の長子なり、其

身未だ仕へざりしと雖も、父の大事に與かれるを

聞き、進んで義盟に加りて生死を與にせんとす

討入の當夜は表門の進撃隊に加はり、二尺八寸の

刀を振うて進入し、轉戦最も力む

毛利甲斐守の邸に預けらるゝに及び、深く粟屋八

郎兵衛の推服する所となる、死する年二十九

(五) 原惣右衛門

原惣右衛門名は元辰、初め丹後宮津城主京極對

馬守高頼に仕へて小性を勤む、其國除かるゝに及

びて淺野内匠頭に仕へ、足輕頭を命せられて祿三

百石を食む

惣右衛門温良にして事を破らず、聰慧にして觀察

を誤まらず、何事も「程好う致さん」と稱して、言

語舉動の上に些の主角を露はさず

惣右衛門齡五十を踰ゆれども、夫婦の間に唯四女

のみありて、家を譲るべき男子あらず、元祿十二

年中、兵太夫と言へる養子を迎へ取りて、行くゝ

は長女に配せんとす

然るに間もなく重次郎と言へる一子を擧げたれ

ば、兵太夫養父母に義理を立て、身を退かんとす
るの色あり、惣右衛門早くも之れを察して

我れ程好う致さん

一日、兵太夫を膝近く召し寄す

我れに於ては毛頭重次郎に家督を繼がさん心あ

らず、成長の上は出家となすべき心得なれば、

決して心置くべからず、呉れゝも心得違ひの

ことなきやう

繰り返し、説き諭せども、兵太夫兎角に心濟ま

ず、終に何れへか逐電す

惣右衛門大に驚き、早速人を姫路の實家に遣はし

て聞き合せ見しかど、此處にも來らずと言ふに、

今は是非なく其儘に捨て置く

左れども惣右衛門最初の志を翻へさず、重次郎



原惣右衛門の邸
原惣右衛門の邸は播州赤穂町に在り今遺物保存會長
醫師田淵淳蔵の住宅なる

を大阪谷町の日蓮宗清久寺に托して僧となし、名を春好と呼ぶ
惣右衛門の性質、義理を重んずると此の如し、争か
か一日も大義を忘るべきや、國難の起るや

某程好う致さん

咄嗟に傳奏屋敷を引拂ひて諸人の目を驚かし、即
夜出發、赤穂に馳せ歸つて大に硬論を主張し、家
老大野九郎兵衛を満座の中に叱責して衆論を一定
す

是れより一意内藏助を輔佐して、宿意を達せんと
を力む、既にして内藏助の疔瘡を疾んで臥蓐する
や、諸士は赤穂を去れども、惣右衛門獨り去らず

惣右衛門程好う致さん

内藏助に代りて萬事萬端殘る所なく處辨すれば、

内藏助心に深く其頼むべきを信ず
後ち内藏助の山科に移るに及び、惣右衛門も亦た
東行して居を大坂に卜す、大坂以西の同士、自か
ら惣右衛門の指令を受くるに至る
惣右衛門一たび内藏助に代りて出府するに及び、
堀部安兵衛、奥田孫太夫の諸士と意氣投合し、東
西呼應して硬論を唱へ、内藏助を動かして急速に
大事を決行せんと欲す、然るに内藏助兎角に大學
の處分決定するを待たんと欲して、敢て其説に従
はず

此上は斷然分離して實行せん

常には何事も程好う致さんと唱ふる惣右衛門、今
は猛然我が意志の向ふ所に邁進せんとす、百事人
に譲るべし、此一事のみは斷じて譲らすとの意氣



原惣右衛門の遺墨

此處に掲ぐる門右衛門其下其安井武兵衛與へたる書翰なり
東京市淺草區六區區道野見濱雄蔵所藏に係る

躍々見るべし。此危機一髪の折りも折り、大學の處分不意に決して、其分離せんとせるもの復た固く固く結合し、一黨擧つて大事を決行し、終に首尾よく其目的を達す。

惣右衛門文事に長じ、各種の文案多くは其手に成る、常に硬論を主唱して他人の及びがたき論辯を揮へば、少壯諸士の惣右衛門に推服すること、寧ろ内藏助に優るものあり、其功内藏助、忠左衛門に亞ぎて高し、死する年五十六。

(六) 片岡源五右衛門

片岡源五右衛門名は高房、尾州藩士熊井十次郎の子なり、出で、赤穂藩士片岡六左衛門の嗣となる

内匠頭に仕へて側用人となり、祿百石を食み、終に増して三百石に至る

源五右衛門平生内匠頭の爲めに重用せられ、恩遇を荷ふも最も渥し、殿中の兇變起るや、源五右衛門即時筆札を飛ばして赤穂に報じ、馳せて田村右京大夫の邸に到りて、餘所ながら内匠頭に訣別す、尋で遺骸を奉じて泉岳寺に到り、髻を切つて墓前に供へ、堅く主仇を報せんことを誓ふ、既にして田村右京大夫より源五右衛門及び磯貝十郎左衛門に對する内匠頭の遺言を傳達せらるゝに及びて、益々感激措かず

數ならぬ某を人がましう思召せばこそ、多勢の御家來の中より特に某へ御遺言あらせ玉へるなれ、争かて此知遇に報い奉つらさるべきや

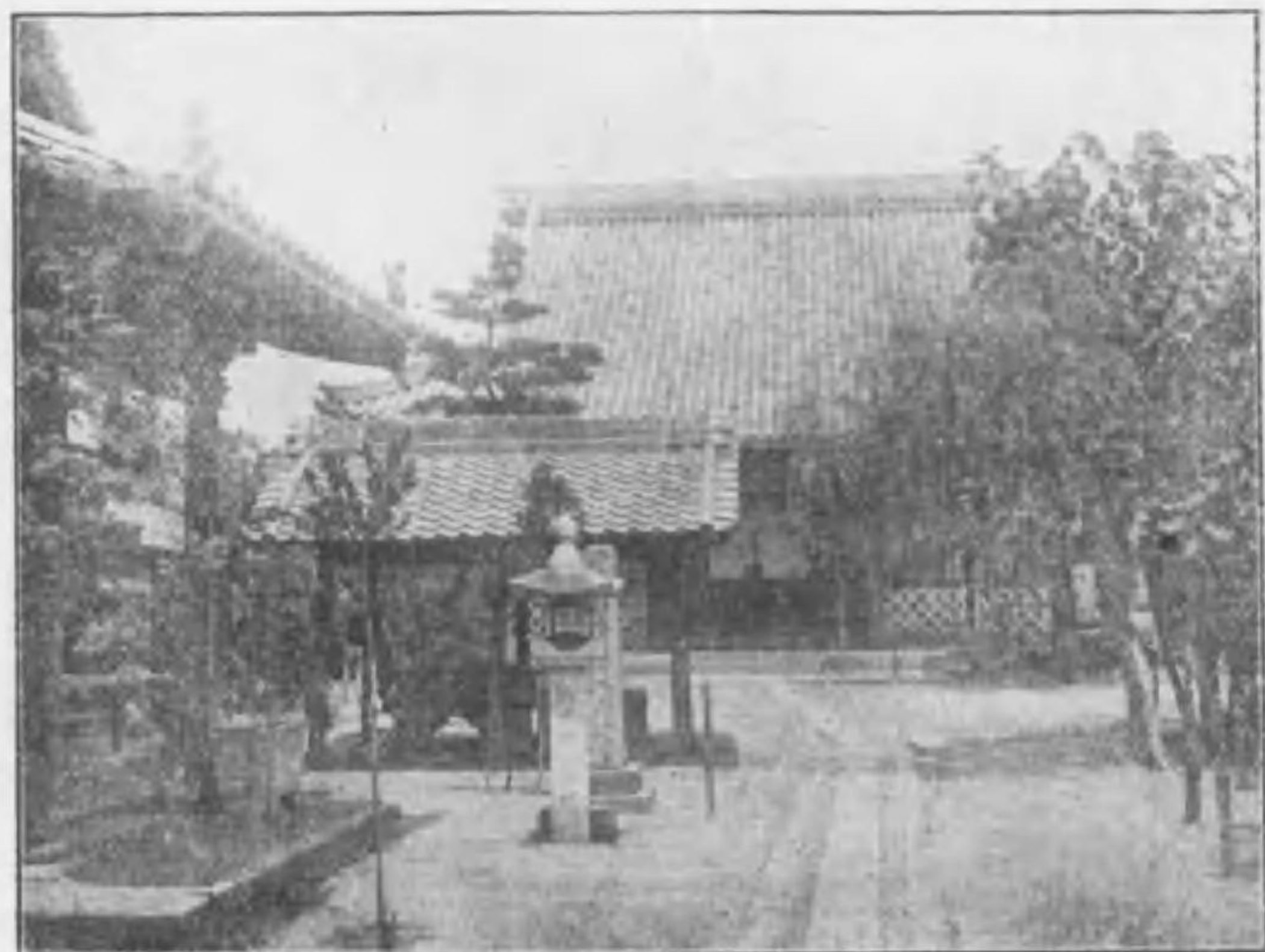
是れより一層復讐の決意を固うし、一七日の法會終るや否や、十郎左衛門と相携へて赤穂に馳せ向ふ。然るに赤穂の藩論殉死に決したれば、源五右衛門其我が意志に反するを以て之れに加はるを欲せず。十郎左衛門と與に袂を拂うて席を去り、江戸に還るに及びて、田中貞四郎等と與に専ら復讐の擧を行はんとを計る

後ち大石内藏助等の眞意亦た復讐に在るを聞きて大に喜び、吉田忠左衛門に頼りて同盟に加はり、一意其目的を達せんことを力む

源五右衛門の右京大夫の邸に於て内匠頭に訣別するを得たるもの、實に副檢使多門傳八郎の好意に依る、源五右衛門深く其恩義を感ずると與に、傳

八郎の是の爲めに嚴請を得んとを恐る、然るに八月二十一日、當時檢使として其反對に立ちし庄田下總守は奉職無狀の廉を以て職を褫はれしにも拘はらず、傳八郎に對しては何の沙汰だもあらず。源五右衛門大に意を安んじ、十一月二十三日の夕刻、傳八郎の表四番町の邸に到りて、取次を以て述ぶ

去三月十四日、主人内匠頭切腹の節、今生の暇乞として田村右京大夫様の御屋敷へ推參仕つり。いへるに、御一統の御得心相成らざる所を、此方様御一存の御計ひを以て、對面同様の暇乞を遂げいひしこと、何の喜びか之れに過ぎいはん、其節世上の風聞にては、右の御取計方御上向の御首尾宜しからさるやに承はり及び、恐れなが



寺 德 朝
るこまる在の墓の門衛右五源阿片りに在に町田東市屋古名

ら内々御案じ申上げしに、庄田下總守様ばかり御役御免と相成り、此方様には御安泰に御勤仕遊はされし由、只今在所より罷り出で、承はり、恐悦至極にこそ存じ奉つりてはへ、此鹽赤穂の舊友より到來に任せ、恐れながら献上仕りし

赤穂名産の鹽を贈る、傳八郎は磊落の人、早速書院へ通して對面し、熟々其風采を見て

扱ても立派なる人品かな、流石は五萬石の用人なり

と心の中に思ひつゝ、何かと談じ合ふ内、益々其人物に感じ

若し奉公の望みもあらば、傳八郎推舉致さん
とまで懇ろに語る、此方は固より大望を懐ける身

御懇志身に取つて大慶至極にこそ存じ奉つれ、去りながら最早二君には仕へ申すべき志も之れなく、來春よりは町人に罷り成るべき心得に、町人にては拜顔も相成りがたければ、其以前にと存じて斯くは參上仕つりてこそはへ體よく答ふれば、傳八郎

左様にいか、兎も角今日は緩々話されはへ酒肴を出だして厚く款待す、源五右衛門計らずも數献を重ねて

來春若し町人になり申さずは、重ねて御機嫌を伺ひ奉つりははん

深く謝意を述べて辭し去る
復讐の期漸やく迫るや、源五右衛門名古屋に赴き、父十次郎に逢うて其れとなく暇を告ぐ

源五右衛門の今日まで永らく御無音に打過ぎしへるもの、浪人と相成りてよりは兎角貧苦に迫られ、餘りに見すばらしき風體にてはま、能く御遠慮申したる儀にては、然るに此度幸ひにも去る御大名へ御奉公仕つること相成りしへば、御暇乞の爲めに參上仕つりてこそはへ

胸中の秘密は現在の父にさへ明かさず、それとも知らぬ十次郎忽ち赫とばかりに憤はる

何と申す痴呆ぞ、武士の貧乏するに何とて左様に耻かしきや、主君は御切腹、御家は斷絶せしに、一身を抛つて報恩の道をも計らず、二君に

仕へて利祿を貪ぼらんとすること、それが武士の作法と存するか、起て、起て、そこ罷り起たすや、今日限り勘當致す、親と思ふな、子ども

思はじ
以ての外なる權幕、面をも向けがたし、源五右衛門言葉もなくしてチツと蟠伏すを暫し、力なくく其場を立ち去る

言へば喜ぶ父と知りつゝ、それと言へぬが武士の道、源五右衛門只の一夜も名残を惜みがたく、情々として江戸に向へば、只の藤兵衛私かに一里ばかり見送り行きて袂を分たんとす、源五右衛門計らずも父上の御怒に觸れて、何と申さんに言葉もなし、他日重ねて御詫び申さん折りもいはん、去りながら人生朝露の如く、今日あれども、明日を期しがたし、若し萬一此世を去るやうのともあらば、我れに代つて詫び玉へ、これは御身に參らせん、今生の片身とも見玉ふべし

小柄を抜き取つて、藤兵衛に渡して別かる
藤兵衛家に歸り來れば、十次郎又々怒る
父の勘當せるものを見送るとは何事ぞ、其方も對面相叶はぬ
これをも亦た勘當せんとす、藤兵衛深く詫びつゝ、

言ふ
父上の御意に戻りいへると、何とも以て恐れ入りてこそいへ、去りながら父上、これには何か深き仔細ありげに察せられてい、先づく暫らく容子を見玉ふべし、何れ其内には譯けも知れいはん
百方言言葉を盡して父を宥む
幾ばくもなくして赤穂浪士復讐の報、名古屋に傳はる

十次郎それと聞くより我子源五右衛門は如何にと頻りに氣を揉む
會々門外を過ぐる讀賣りの聲あり、十次郎一散に走り出で、イキナリ讀賣りの紙を引つたくりさまと尻居に倒る
讀賣りの男怒つて取り戻さんとする時、十次郎サツと刎ね起きつゝ、

有るワ、出来したり
我れを忘れて小躍りしつゝ、打ち喜ぶ
源五右衛門中途より同盟に加はりしが故に、同盟中に於ても其薄志弱行を疑ふものなきにあらず、然れども源五右衛門と十郎左衛門とは純然たる復讐論者にして、籠城にも、殉死にも同意せず、其結果一時同盟外に立ちたるに過ぎず、復讐の決意

鞏固なるの點に至りては、決して人後に落つるものにあらず、死する年三十七

(七) 間瀬久太夫

間瀬久太夫名は正明、内匠頭に仕へて大目付を勤め、祿二百五十石を食み、外に役料として十石を給せらる
久太夫資性嚴格にして、一藩の畏敬する所となる、國難の起るや、久太夫主として義盟に加はる、内藏助常に吉田忠左衛門、原惣右衛門、小野寺十内を延きて謀議に參せしめ、久太夫亦た之れに與かる、其信頼せらるゝと以て見るべきなり
久太夫曾て茂左衛門なるものに贈れる書翰あり、其中に言ふ

此中は半右衛門殿方へ鮎御送、届申し、此方
の存い間、いろ／＼付札を見し得共、此方へ
の付札無之、力落申し、扱々風味宜く可レ在
之と見申斗り、ながめ入申し

多分我れに送れるものならんに、ハテ扱て訝かし
と繰り返し、付札を検べ見るさま、見るが如く、
嘸ぞ旨からんにと眺め入れるさま、又見るが如し、
此嚴格の人にして此輕妙の筆あり、亦た奇
久太夫細川邸に預けられ、下痢を患ふ、自及を賜
ふの日に及びて偶々癒ゆ、久太夫萬一尾籠の事あ
らんかを虞れ、豫め接伴員堀内傳右衛門に其故を
告ぐ、亦た其性格の嚴正なるを見るべし、傳右衛
門の此意を領するに及び、欣然として死に就く、
年六十三

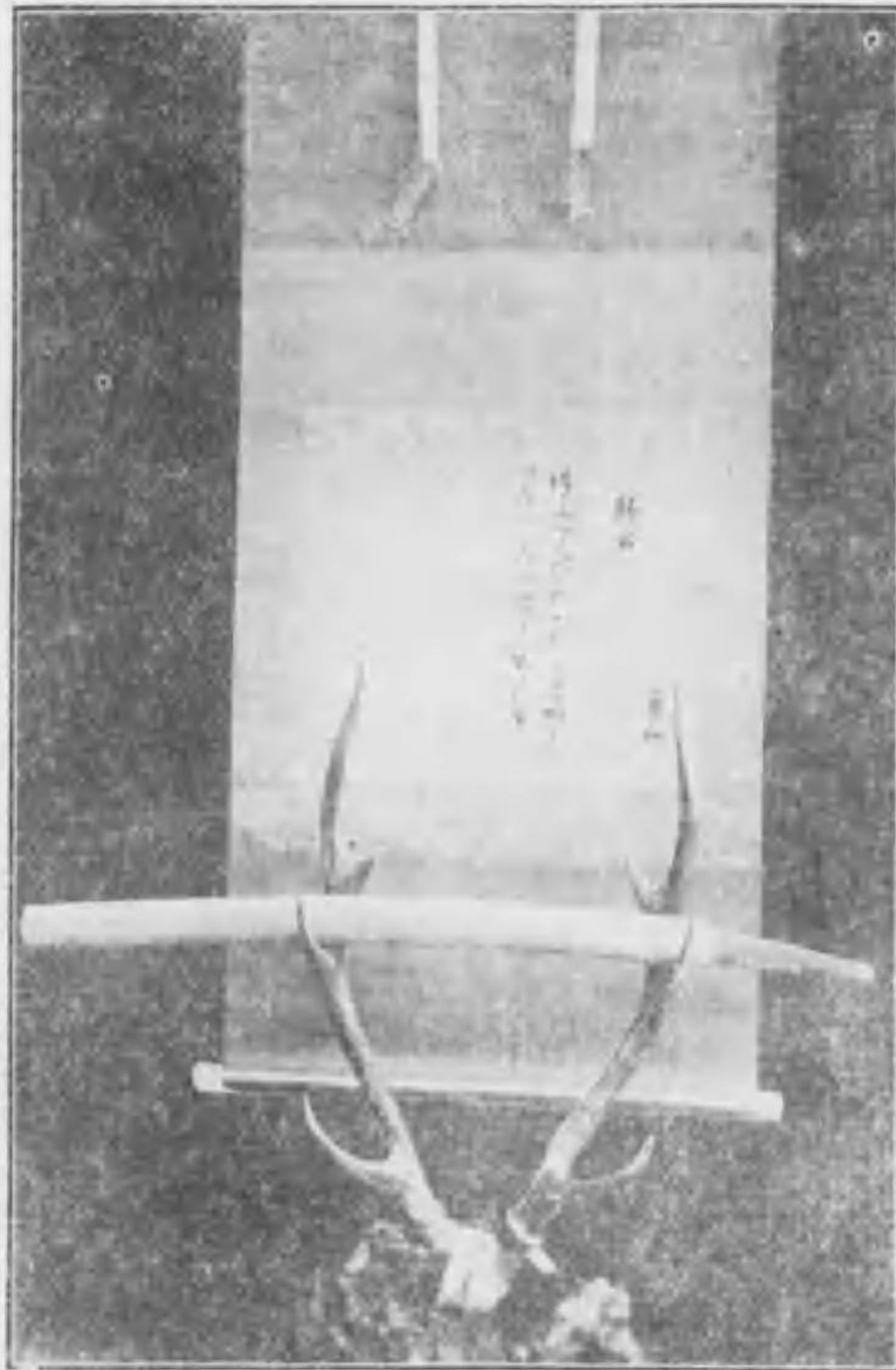
(八) 間瀬孫九郎

間瀬孫九郎名は正辰、久太夫の子なり、父と與に
義盟に加はる
討入の夜は搦手の軍に屬し、槍を提さげて長屋を
防ぐ、會々敵の一八無二無三に斫つて掛かる、孫
九郎奮然槍を取り直しさま、りう／＼と扱きてグ
サと脇の下を突き貫く、敵は勇猛、槍を手繰らん
として梅檀巻を二打ち三打ち打つ、孫九郎グイと
槍を捻つて投げ出せば、敵其儘バタリと倒れて死
す、其勇壯此の如し、死する年二十三

(九) 小野寺十内

小野寺十内名は秀和、内匠頭に仕へて京都留守居

を勤め、食祿百五十石の外、役料として七十石を
給せらる
十内文學を好
み、伊藤仁齋
に従うて經史
を修め、佐々
木慶安に就て
和歌を學ぶ、
其妻丹女亦和
歌を善くす
夫唱ふれば婦
和し、自から
梁伯鸞の風なり
國難の作るや、十内所司代にも届けず、一鎧一槍



物遣の内十寺野小
齋後の其てしに刀に并歌和の内十寺野小れこ
る係に藏所の太秀寺野小町石明州播るな

を携へて倉皇赤穂に馳せ歸り、進んで同盟に加は
る、其交際に長するを以て専ら親族諸侯の使者接
伴の任に當る
内藏助最も吉
田忠左衛門、
原惣右衛門及
ひ十内を推重
す、内藏助の
山科に在るや
忠左衛門は江
戸に出で、惣
右衛門は大阪
に在り、十内獨り京都に在りて専ら其謀議に參し、
内藏助亦た屢々十内の宅を訪うて密議を凝らす、

其輔佐の功甚た多し

十内に老母あり、平生之れに事へて孝養を怠らず、仁齋其九十の壽詩を作りて老萊子に比す、會々元祿十五年九月、壽を以て終る、十内泣くく其遺骸を葬むり、其菩提を弔ふ、愁涙未だ乾かざるに、出府の期早や既に迫り、内藏助の家老瀬尾孫左衛門と與に江戸に到る

間もなく七々日の忌日は來れど、世を忍ぶ身は寺へも詣でられず、養子幸右衛門、從弟間瀬久太夫、其子孫九郎、久太夫の甥中村勘助の俱に新麴町四丁目の寓居に在るを幸ひ、其處に訪ね行きて、法會ごゝろに酒を傾け、迭みかはりに生前の事など語り合ふ

生前には賀宴を張りし人の、死後には法會をも修

めがたし、是れも有爲轉變の世の常にこそあれ

十内江戸に出て、より後は、妻の丹女と互ひに書狀を遣り取りして慰めもし、慰められもす、此方よりは雁が珍らしとて送り遣り、彼方よりは嚙ぞ不自由ならんとて金子を送り來る、此一事にても其伉儷の濃かなりしを察すべし

吉良家に討入るや、裏門の方を守りつゝ、槍を繰つて手づから敵三人を倒す、武道亦た優ぐるゝを見るべし、死する年六十一

(二〇) 小野寺幸右衛門

小野寺幸右衛門名は秀富、大高源吾の弟なり、叔父十内の爲めに養はれて嗣となる

討入の夜、幸右衛門は表門に向ひ、兄の源吾と與

に眞先きに屋根を越えて闖入し、高く名乗つて玄關に馳せ行き、戸を蹴放ちて躍り入りさま、一敵の高股を切つて落し、進んで奥に入れば、床に數張の弓あり、幸右衛門刀を揮うてバラリと弦を切り放す、十内此事を丹女に報じ、且つ言ふ
かたき何方よりか起き出で、うしろより射らるべきとて、弦を切はなしたるは、能く心付たりとて、輕き事ながら其みぎり人々感じ申し、これ程の間を合せたる事、悦び申さるべくい
其喜びを母に分たんとする父の心を見ても、如何に其活動の目覺ましかりしかを知るべし、死する年二十八

(一一) 儀貝十郎左衛門

儀貝十郎左衛門名を正久と曰ふ、其父權右衛門麾下の士松平隼人正に仕へ、堀部彌兵衛と相識る、十四歳の時、彌兵衛の推舉に依りて内匠頭に仕へ、兒小性を命せらる、爾來深く寵用せられ、終に物頭並に進みて、百五十石を給せらる
十郎左衛門壯年の身を以て、此異常の拔擢を蒙むる、如何ぞ其恩遇に感せざらんや、加ふるに内匠頭の死に臨んで遺命を下されてより、益々感激骨に徹し、一身を抛つて主仇を報せんと欲し、常に片岡源五右衛門と其行動を同うす
兇變後、源五右衛門と與に赤穂に赴かんとするや母の貞柳に向ひて

此度赤穂に赴くに就ては、自然日數の重なること
もいはん、假令ひ好便あるとも、必らず文をば

寄せ玉ふまじ、城中に女の文通は相成ひはず
呉れくも告げて發す、其決死の堅きこと以て見
るべし

十郎左衛門日夜主仇を報せんを思つて、片時も
忘るゝとなし、元祿十五年の夏、不圖疾に罹り、
熱度特に高し、貞柳下女と與に病席に附添うて看
護に盡す、十郎左衛門の熱に浮かさるゝ讒言、一
として大事に關するとならざるはなければ、貞柳
秘密の外に漏れんことを恐れて、頗ぶる胸を痛めし
と云ふ、十郎左衛門の二兄内藤萬右衛門、神谷成
右衛門俱に獨身にして妻なし、十郎左衛門其嫁を
索むるに托し、諸家に入入して仇家の動靜を探ら
んとを力む、其一意主仇を報せんとするの外他志
なきを知るべし

既にして天運循環、復讐決行の時機今や愈々來
る、時に母の貞柳大忠に罹りて、命旦夕に迫る、
十郎左衛門母を捨つるに忍びずと雖も、亦た義を
忘るべきにあらず、終に斷然意を決して同志と與
に仇家を襲ふ

事終へて後ち泉岳寺に引揚げんとし、途次金杉橋
を過ぐ、兄萬右衛門の宅此處を距ると遠からず、
内藏助

近くに母の在はさん、立寄りて暇乞を致されし
へ

垂死の母を省みんことを勸むれども、十郎左衛門一
つには兄の主家に對して禮を失せんを思ひ、二
つには一行の前途に萬一の變あらんかを思ひて、
終に辭して行かず

堀部彌兵衛細川邸に在るの日、堀内傳右衛門に對
して語る

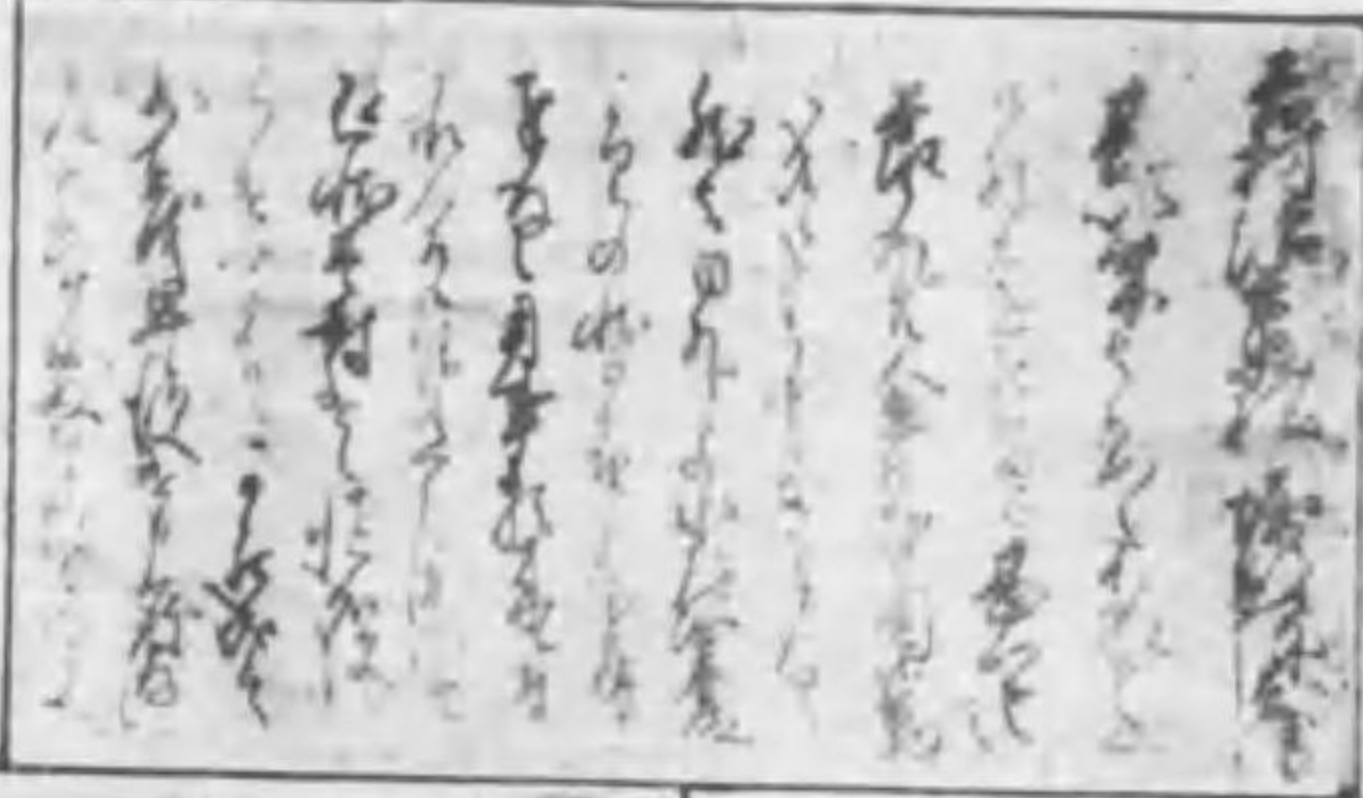
磯貝十郎左衛門に就ては此處に居る老人其の別
して不憚に存じ居るにこそいへ、是れに罷り
在るものは二代三代も相勤めて、代々重恩を受
くるものゝみにい、然るに十郎左衛門は十四歳
の時、拙者の推舉にて兒小性に召出され、僅か
に十年以内の奉公なるに、古き者共と同前の志
を盡しひなり、引揚げの朝も母の住居近くを通
りいへば、立寄りて暇乞を仕つれど内藏助を始
め何れも申しいへども、終に立寄らざりしと、
全く嗜み故どこそ存じていへ

深く其志を賞す、傳右衛門亦た感嘆措かず、其
言を以て十郎左衛門に告ぐれば

そは彌兵衛の好きやうに御話仕つりたるにてい
はん、拙者如何にも幼少より召出され、一方な
らぬ取立てを蒙り、屋敷さへ廣く申付けられ
て、老母をも寛りと養ひいへると、争かて古き
者共の重恩に劣りいへべきや
と答ふ、其如何に君恩を感ずるの深きかを察すべ
し

十郎左衛門少時亂舞を好み、鼓、大鼓を善くす、
内匠頭に仕ふるに及び、其好まざるを知りて斷然
之れを廢す、十郎左衛門の細川家へ預けられたる
所持品中、紫縮緬の服紗あり、其中に琴の爪一つ
ありしと云ふ、優しくも又床し、死する年二十五

(一一一) 堀部彌兵衛



これ堀部彌兵衛の吉村治兵衛に贈れる書翰なり福岡縣久留米市篠山町吉村眞管の所藏に係る



堀部彌兵衛の遺墨

堀部彌兵衛名は金丸、其父の名をも彌兵衛と呼ぶ、父の彌兵衛内匠頭長矩の曾祖父采女正長重に事へ寛永六年、病に罹りて歿す

時に子の彌兵衛年甫めて三歳彌兵衛爾來母の手一つにて養ひ育てらるゝこと十とせ餘り、今は漸やく成年に及びて、空しく家に在るに忍びず、傳手を以て奉公を願ひ出づれば、時の君侯内匠頭長直

何か優ぐるゝ藝やある

と尋ねらる、彌兵衛

と答ふれば、長直

左らば其向の役目こそ好からめ

直に召出されて右筆の列に加へらる

一日、長直筆札を書すべしと命せらるれば、彌兵衛

實は彌兵衛無筆に、書札を認めんと難儀至極にこそいへ

と答ふ、右筆頭斯くと聞きて痛く訝かる

貴殿は筆道を申立て、御奉公を願はれたればこそ、御右筆をも仰付けられたるなれ、然るに無

筆と申さるゝ條奇怪至極なり、謙遜か、戯言か、其仔細を申されいへ

事、漸く六づかし

彌兵衛露ばかりも恐るゝ色あらず

彌兵衛若年の身と雖も、坐して君の祿を戴くに忍びず、一日も早く御奉公申上げんと存じたればこそ、筆道の儀を申立て、いへ、實は一時の

僞言にして、眞實の事にはいはず、殿を始め奉

つり、御推舉の方をまで詐はりいと、其罪免る

措きて其罪を問はれず

彌兵衛深く君の恩遇に感じて、恪勤精勵、聊かも

怠らず、暇あれば文武の道を研磨して、兵法に通

じ、槍術に達し、筆道の如き特に精妙の域に入る

長直より長友を歴て内匠頭長矩に事ふ、内匠頭其勇を愛して三百石を給し、命じて江戸留守居となす

彌兵衛職祿與に上れども、儉素自から奉じ、愛馬の如きも親から洗ひ、親から秣かふを常とす

彌兵衛に彌平太と呼べる一男子あり、眉目秀麗にして文武の才あり、十五歳の時、家に在りて書を讀む、會々母の一族本多喜平次の爲めに背後より不意に斬り付けられて重傷を負ふ、彌平太屈せず、忽ち撃つて其腕を落す

喜平次走りて中庭より逃がれんとす、彌兵衛見て驚き、逐うて之れを斬り、歸つて我子を見れば、既に息絶ゆ

彌兵衛最愛の一子を失うて、悲痛の情に堪へず、

恹々として日を送る

偶々中山安兵衛なるもの高田馬場に於て、叔父を助けて武勇を現はす、彌兵衛之れを聞きて感嘆措かず

天晴れ君の御用に立つべきものぞ強ひて求めて養子となし、終に家を譲る

彌兵衛父子の宅は鐵砲洲の藩邸に在り、兇變の起るや、君侯は御預けとなり、切腹となり、此屋敷も亦た御取上げとなりて、即夜立ち退くべしとの嚴命あり、邸中の狼狽、宛がら鼎の沸くが如し、早や受取の人数入り來れば、今は猶豫もなりがたし、彌兵衛以下家臣の面々何れも家財を取片付けて、思ひ／＼に立ち去る

其月の二十二日、此鐵砲洲の上げ屋敷を若州小濱

城主酒井朝負佐忠固に賜ひ、彌兵衛の宅へは鳥井勘左衛門なるもの引き移る

勘左衛門取敢へず其宅に到り見るに、門内は箒目正しく掃き清めて

一點の塵もなし、玄關より入れば、室毎々々奇麗に拭き清めて腰張

一つだに損せず、十疊餘の座敷に入り見れば、床の間には狩野探幽の牡丹に唐獅子の双幅を掛け、



板着の衛兵彌部堀
板着の屋毛刷るたし筆の衛兵彌部堀は圖
るなき實什の寺岳泉てしに

其前には古雅なる香爐を置きて、花瓶には松の古木を活く、椽端の天水鉢には一杯に水を湛へて、

新らしき手拭を掛け置くなご、日頃の嗜み見えて床しさ言ふばかりなし

勘左衛門見る物毎に感じ入り、斯くと君侯に申せば、

左もあるべし、彌兵衛は世に聞えし名ある武士

なり、養子安兵衛は高田馬場にて武勇を顯はせし剛の者なり、これにつけても上野介の寢覺の悪さよ

暫し感嘆の聲を絶たず

實にや初負佐の明察其圖を誤またず、彌兵衛は七十有餘の老軀を起して復讐の舉を企て、安兵衛主として活動の任に當り、終に同志を鼓舞作興して、首尾よく其目的を達す

彌兵衛細川邸に在り、一夜丑の刻の頃、突然曳々と矢聲を掛く、不寢番のもの聞いて肝を潰し、行きて窺へば、彌兵衛胸々として睡る

此氣あればこそ若き人に混りて本望をも遂げられしなれ

聞くもの皆感じ合ふ、彌兵衛死する年七十七、實

に同志中の年長者たり

(一二三) 堀部安兵衛

堀部安兵衛名は武庸、彌兵衛の養子なり、本姓は中山、越後國新發田城主溝口信濃守重雄の家臣中山彌次右衛門の一子なり、彌次右衛門故ありて釐居を命せられ、終に恩免の命に接せずして歿す安兵衛當歳にして恃を失ひ、十四歳にして怙を失ふ、姉あれども皆他に嫁し、別に頼るべきものもあらず

此上は江戸に出で、身を立てんに若かじ少年の安兵衛遙るゝと江戸に上り、知邊の許に寄食して武藝を學ぶ

安兵衛氣骨あり、膽力あり、其技藝々として年と

與に進む

元祿六年の初め、當時劍道を以て天下に鳴れる堀内源太左衛門正春の門に入る、居ると一二月にして、早くも師友の爲めに重んぜらる

安兵衛の母方の伯父に菅野六郎左衛門と言ふものあり、武藝を以て伊豫國西條城主松平左京大夫頼

純に仕へ、定府として上青山百人町の藩邸に住す藩主村上庄兵衛と言ふもの、日頃其武藝の六郎左衛門に及ばざるを嫉みて、之を除かんと欲するの

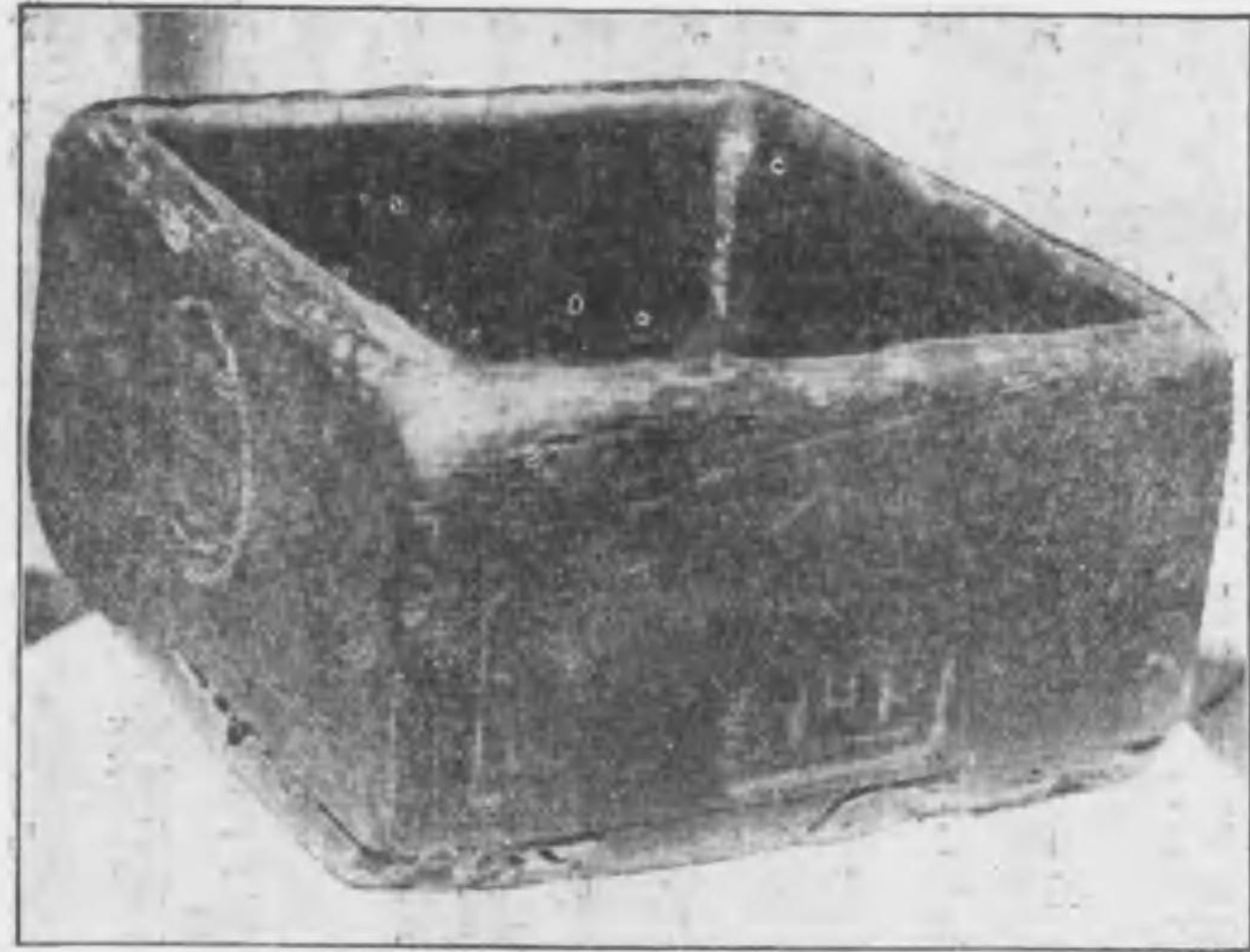
心あり、圍碁の勝負より争論を仕掛け、二月十一日の早曉、高田馬場に於て決闘せんことを求む武士の意氣地、辭すべきにあらず、六郎左衛門期

に至りて妻に告ぐ
我れ朋輩と争論に及び、是れより高田馬場に行



牛込馬場下酒屋

東京市牛込馬場下三番地小倉栗林助方堀部安兵衛高田馬場へ赴き酒呑み宅に當時主人小倉半右衛門曰ふ
其は五合に於て家寶とせし珍寶



小倉屋の櫛
堀部安兵衛の用ひし五合櫛な

きて、果し合ひに及ばんと存するなり、後々の事は安兵衛に頼みしへ
佐次兵衛と言へる若黨一人を随へて、高田馬場に向ふ

妻は夫の身の上心元なく、急ぎ使を馳せて安兵衛に告ぐれば

妻子の事は他の親戚好きに計らはん、我れは伯父を助くべし

サラ／＼と湯漬を掻き込んで、箸投げ捨て、尻引つからげさま、宙を飛んで高田馬場に馳せ向ふ

牛込馬場下に到れば、小倉屋と言へる一軒の酒屋あり、安兵衛店に飛び込み、一杯グツト櫛より飲み干し、其儘又も馳せ出づ

六郎左衛門高田馬場に到れば、村上庄兵衛最初より

り助太刀無用と約しながら、其弟の村上三郎右衛門、中津川祐見及び屈竟の若黨一人を引き連れて來り待つ、六郎左衛門を見るより

如何に六郎左衛門、汝を待つと久し、イザ／＼勝負に及べ

一刀スラリと引き抜いて立ち向ふ

六郎左衛門言ふにや及ぶと、これも刀を抜きて立ち向へば、一聲ソレと言ひさま、三郎右衛門、祐見及び若黨の三人皆一齊に抜連れて切つて掛る
主人の大事と見て取る佐次兵衛、忽ち一刀引き抜きて六郎左衛門の後に寄添ひ、近寄る敵を相手に拒ぎ戦ふ

敵は四人、此方は二人、丁々發矢、受けつ、流しつ、勇を勵まし、鋭を鼓して奮ひ戦ふと數刻

寡は衆に敵せず、六郎左衛門早や數劍を受けて、太刀先き漸やく亂る

敵、勢ひに乗じて踏ん込み／＼、四方より撃つて掛かる

斯かる所へ風を研つて馳せ來れるは安兵衛、スラリと太刀を抜き放ちさま、猛然三郎右衛門に切つて掛かり、一合、二合、ガツキ／＼と切り結ぶよと見る間に、忽ち大喝一聲、敵の小鬘より願へ掛けて、ザツクと切り下ぐ

折柄敵の祐見、六郎左衛門の背後より馳せ寄つて斬らんとす

安兵衛オノレと言ひさま其背後より躍り掛かり、唯一刀にバラリと切つて倒す

敵の若黨又安兵衛の背後より腰をなぐれば、刀尖

サツと帯の結目を掠む

安兵衛サ知つたりと、ヒラリ身を反しつゝ、サツと刀を横に拂へば、敵はアツと叫んで地に僵る。安兵衛ホツと息を吐きつゝ、彼方を見遣れば、六郎左衛門若黨佐次兵衛と與に當の敵の庄兵衛と戦ふ。安兵衛馳せて伯父の許に到れば、双方各々大小十數創を被り、力盡きて土手に凭り掛かる。安兵衛グイと庄兵衛の襟上を掴んで、六郎左衛門の面前に引き摺り來る。

伯父上、敵は斯く計らひいへしと言ひつゝ、忽ち首を打ち落す。今は一敵もあらず、安兵衛伯父を促がして去らんとすれども、六郎左衛門創重くして起つと叶はず。斯ばかりの御手疵、何程の事かいはん、御心弱く

ては叶ふまじ、イザさせ玉へ

安兵衛肩に掛けて袂け去ると數丁、氣息奄々とし、今にも絶えんとす。傍を見れば何れの藩かの下屋敷あり、安兵衛垣を破つて中に入り、六郎左衛門を木小屋の内に卸して介抱を加ふ。

斯かる所へ見廻りの足輕來つて安兵衛を咎む。安兵衛事の由を告ぐれば、物の道理の分りし足輕左らば苦しいはず、去りながら手負ひは殊の外なる深手にい、所詮助かり玉はんと叶ふまじ、自害せられんこそ然るべけれ。安兵衛實にもと思ひて其由を告ぐれば、六郎左衛門打ち領づきつゝ、自から刀を取つて腹に突き立つ、安兵衛介錯すれば、足輕

暫し其れにて待ち玉へ。急ぎ走り出で、棺桶を買求め來り、甲斐々々しく力を添へて屍骸を收む、安兵衛乃ち佐次兵衛に命じて寺院に送り届け、血を洗ひ、帯を締め直して、高田馬場に到り見れば、群がり集まる見物の老若宛から雲霞の如し。折柄一挺の駕籠、宙を飛んで馳せ來る、中より立ち出づるは六十餘りの老人、永樂通寶の紋のつきたる茶の縮緬の羽織を着す、そこ此處に横はれる屍骸を見つゝ、兄弟三人のみか、若黨まで討たれて、敵には手も負はせざりしと見ゆ、扱てゝ残念の事かなと言ひつゝ、ホロ／＼と涙を流す、これぞ三人の親なるべし。



高田馬場

高田馬場東下郡豊多摩下村戸村に在り安部兵衛の父を助けた時舊た復して接相家人は今もこゝをせく賑を敷てけ

此評判早くも八百八町に響き渡りぬ

老人を助けて相手を仕留めたる若者こそは中山安兵衛と言へる浪人なれ

其れより其れへと傳はりて、忽ち堀部彌兵衛の耳にも入る

彌兵衛も亦た源太左衛門の門弟にして、日頃安兵衛と交り深し

扱て／＼世にも稀れなる剛の者かな、斯かる勇士を我が養子とせば、天晴れ君の御役にも立つべし、我れ一子を失ひて、外に家を譲るべき男子もなし、如何にもして貰ひ受けばや

一たび思ひ立ちては、矢も楯も堪らず、早速安兵衛に逢ひて

唐突ながら彌兵衛貴殿を貰ひ受けんと存するに

てい、如何に承引き玉ふまじきか

思ひ入つて語り出づれば、安兵衛芳志辱じけなくこそはいへ、何分にも他姓は繼ぎがたし

と答へて、聞き入るべき氣色もなし

斷はらるゝ程尙ほ彌や増さる彌兵衛、師の源太左衛門及び高弟細井次郎太夫に打明けて、周旋を依頼すれば、二人も亦た頻りに安兵衛に説き勸む

左れども安兵衛尙ほ聞き入れず

彌兵衛屹と心に思ひ定め、一日、内匠頭の前に出で、白す

君、高田馬場の事を聞き召されいや、中山安兵衛と申すもの、剛勇、天晴れ御役に立つべきものにこそいへ、彌兵衛同門の好誼之れあり、強

我身も我心に任せがたし、兎も角も仰せに従ひいべし

始めて其意に應ずれば、彌兵衛の満足大方ならず、早速安兵衛を我家に迎へ取り、一女幸子の成長するを待つて其婿となさんと欲す、時に安兵衛年二十四、幸子甫めて八歳

安兵衛間もなく召出されて十兩、三人扶持を給はり、我が本姓を以て君父に事ふると三年、彌兵衛の己れを遇するに極めて厚きを見て、感激の念已みがたく、師の源太左衛門及び細井次郎太夫に向ひて言ふ

安兵衛つく／＼養父の志に感じ入りてい、此

上は快よく養家の苗字を名乗りいべし

氣を負ふものは義に感ずると深く、今は自家より

つて養養子に懸望仕つれども、安兵衛他姓を繼ぐの意なしと申して更に承引仕つらず、此上は君の御許しを蒙り、安兵衛の苗字を以て養養子と仕つらんとこそ存じていへ、何卒此儀聞し召し届けさせ玉ふべし

我が家名を斷ちても、勇士を迎へ取らん決心、内匠頭何とて感せざるべき

奇特の願ひぞ、苦しからず

即座に許容せらるれば、彌兵衛有り難しと御禮を述べて御前を退り、師の源太左衛門を以て此趣を申し入るれば、左しもの安兵衛も今は辭すべき言葉もあらず

堀部殿の懸望と言ひ、君侯の思召と申し、左はごまでに安兵衛を人がましよう思すからは、今は



松の愛遺衛兵安部朝
りあ樹松古るた杉様幹老に内寺徳長町田發新郡原蒲北國後越
やにるたふ植時しりに在地此は尙時幼らせ稱と松の戟手の衛兵安部朝

も養家の姓を存せんとす
二人此由を告ぐれば、彌兵衛悦んで君侯に願ひ出
で、内匠頭又悦んで之れを許す
安兵衛これより堀部の姓を名乗りて益々忠勤を抽
んで、後彌兵衛の隠居するに及び、馬廻を命ぜ
られて、二百石を給はる
安兵衛君家に仕ふると九年、計らずも不慮の國難
忽ち起る
安兵衛憤然として主仇を報せんと欲し、奥田孫太
夫と志を協せて、終始同志を鼓舞す、一年有餘
の間、士氣の沮喪せざりしもの、實に安兵衛の熱
誠與つて力ありと謂ふべし、死する年三十四

(一四) 近松勘六

近松勘六名は行重、内匠頭に仕へて馬廻となり、
祿二百五十石を食む
勘六の祖、淺野長政に仕へて二百石を食む、或年、
長政の其領地笠間に還り來るや、群臣皆郊外に出
迎へ、勘六の祖亦た同じ祿高の人々九人と與に馬
を牽きて出で迎ふ
長政見て憚ばず、頓て城に入りて後ち、勘六の祖
以下十人を召し寄せて告ぐ
當家に於ては三百石以上にあらされば、馬を畜
ふとを許さざるは、其方共も知りつらん、抑も
二百石の微祿を以て、父母に事へ、妻子を養ひ、
特には不時の費用を辨せんと容易ならず、争か
で馬を畜ふの餘裕あるべきや、若し強ひて畜は
んとすれば、父母妻子に不自由を見せんと必定

なり、畢竟其方共は武藝の嗜みを見せん爲めの
儀ならんが、左様なる過分の儀は此方大嫌ひな
るぞ
懇々説き示せば、十人ハツとばかりに俯伏して、
何ぞ申さんやうもあらず
長政重ねて告ぐ
察するに其方共は馬を好めばこそ斯かる事をも
致せしなれ、馬を好むは武士の常にて、別に咎
むべき業にはあらず、唯身分に相應はしからぬ
が悪しきと申すまでぞ、必らず此方の趣意を誤
まるべからず
其過を責めて、其志を賞で、改めて五十石づ
ゝの加増を申渡せば、十人夢かどばかりに打喜び、
涙を流して恩を謝す

爾來采女正長重、内匠頭長直等引續き此十人の子孫を好遇して、曾て其祿を減せず

勘六祖先より數代淺野家に仕へて恩義を受くること深し、國難の起るや、多年の主恩を報するは此時なりと思ひ極め、郷里なる江州野洲郡蛭田に立ち寄り、田宅什器を悉く親類舊知に分ち與へて京都に出で、常に原惣右衛門等と行動を同うす、其志氣の堅きと以て見るべし
勘六武道に達し、兵學に通ず、死する年三十四

(二五) 富森助右衛門

富森助右衛門名は正因、内匠頭に仕へて馬廻を勤め、使役を兼ねて、二百石を食む
助右衛門平生の心掛け極めて好し

武士は今日ありて、明日をば知らぬものぞ年を経て實のる樹木を植ゑず、久しきに堪ゆる衣服器具の類を求めず、一朝君家に事あれば、何時にても一身を抛たんと欲す
使役となりてよりは、常に二十金を懐中して不時の用に備ふ、元祿六年、内匠頭の備中松山城受取方を仰付られし時に當り、其使命を奉じて即時に發足し、江戸より赤穂まで百五十五里の間を、只三日三夜に乗り付けたるも、全く此平生の用意深かりしに由る

助右衛門家富み、財豊かにして、十年二十年を支ふるに餘りあり、左れば國難の起るや、人々或は其志操の堅固ならざらんかを危ぶむものなかりしにあらす

然れども助右衛門義氣最も深く、其母亦た折りに觸れて激勵すれば、秋毫も命を惜み、死を恐るゝの心なく、自から戒名を附け、位牌を作りて之れを淺草の香華院長延寺に納む、以て其死を決するの堅きを見るべし

助右衛門俳諧を好くして春帆と號す、又書道を佐々木玄龍に學びて能筆の名あり

助右衛門又言語明晰にして、應對頗ぶる巧みなり、内藏助の吉田忠左衛門と與に仙石伯耆守の邸に遣



富森助右衛門の遺墨



茲に掲ぐる富森助右衛門の俳句は『運墓のや奇數で落葉さび桐』
常陸國笠間町石井右衛門藏所の『時降る鳥起きてきく夜最』
方は靜岡市紺屋町柏原學而の藏所に係る

はしたるも、又細川邸に於て常に應對の任に當りしも、皆是が爲めなり、死する年三十四

(二六) 潮田又之丞

源五右衛門は内藏助の叔父なり、中途より節を變じ、孫四郎亦た盟を脱したりと雖も、又之丞獨り節義を守り、原惣右衛門と意志を同うして常に硬論を持す

又之丞の加東、加西兩郡奉行として、加東郡穂積村（今の加茂村の内）に在るの日、其地の醫師田中道徳と交りて親み善し、道的又之丞の三味保童圓の秘方を知れるを聞き、切に其方を受けんとを乞ふ、又之丞之れを諾すれども、未だ授けず、會々國難の作りて倉皇赤穂に馳せ歸り、爾來東奔西走、寧處に違あらず

十五年の秋、後事を處せんとして加東郡北條に還り來れるを機とし、三味保童圓の處方を委はしく書き認めて、道的の許へ送り遣はし、始めて挂劍の約を果たす、後ち道的又之丞の復讐の舉に加はれるを聞くや

又之丞殿の北條に來玉ひし時には、一つには慈母の安否を伺ひ、二つには妻子の處置を付けん爲めに、其心緒も左こそ亂れ玉ひつらんに、我れへの一諾を重んじて、藥方を認めて送り越されし信義感するに餘りあり、朋友への信を守るに此の如し、亡君への義を守らるゝと固より宜べなり
と語り終りて泣然涙を流し、其書翰を裝綴して軸とす、尋で死を賜ふに及び、此軸を掛け、供物を

備へて其靈を祀れりと云ふ、又之丞の然諾を重んずると此の如し、死する年三十五

(二七) 赤穂源藏

赤穂源藏名は重賢、内匠頭に仕へて馬廻となり、二百石を食む

源藏の妹、下野國宇都宮城主阿部備中守正邦の家臣田村縫右衛門に嫁し、一子を擧げて名を長吉と命す

討入の期日決定するや、源藏暗に訣別を告げんと欲し、十二月十二日、風雪を冒して縫右衛門の宅を訪ふ

縫右衛門の父、源藏の常よりも美服を纏へるを見て、苦々しさ言ふべからず、テツと其顔を見詰め

つゝ言ふ

源藏殿には如何なれば浪人の身として、左様な結構の衣類を着られぬぞ、内匠頭殿の一條以來、赤穂の面々は腰拔よ、犬侍よと冷笑ひて、誰れとて扶持するものもいはず、此上は商賣にても致さるゝ外はあるまじきに、其元手にもせいで、左様な衣類を求められて、何に致さるるに御了簡にいぞ、斯く申せばとて御手前御一人の腰拔にてもなく、朋輩衆一統の腰拔なれば是非もいはねぞ、今は誰れとて異見を申すものもなく、拙者ならではと存すればこそ、斯様に申すなれ

老人の一徹、遠慮もなく述べ立つれば、側聞きする縫右衛門さへ極まり悪し、

源藏少しも憤はる色だになく、言葉徐かに答ふ
 如何にも仰せの如く、誰れか左様の異見を申し
 呉る、人のいへき、御親切の段、肝に銘じて忘
 れいまじ、但し今日は斯様に仕つらではならぬ
 所へ参り候故、斯くは着用仕つるにては、其
 序と申せば如何はしういへども、實は久々御目
 にも懸からず、妹にも逢ひ申さず、其上拙者も
 一兩日中には本所の方へ参る筈にて、又何時
 伺はるゝやも計りがたく、其れ故にこそ推参仕
 つりていへ
 其容子如何にも篤實なれば、今は老人も氣の毒に
 やありけん
 左様にいへば、左らば酒一つ参りて御歸りいへ
 と言ふに、源藏別に辭退もせて

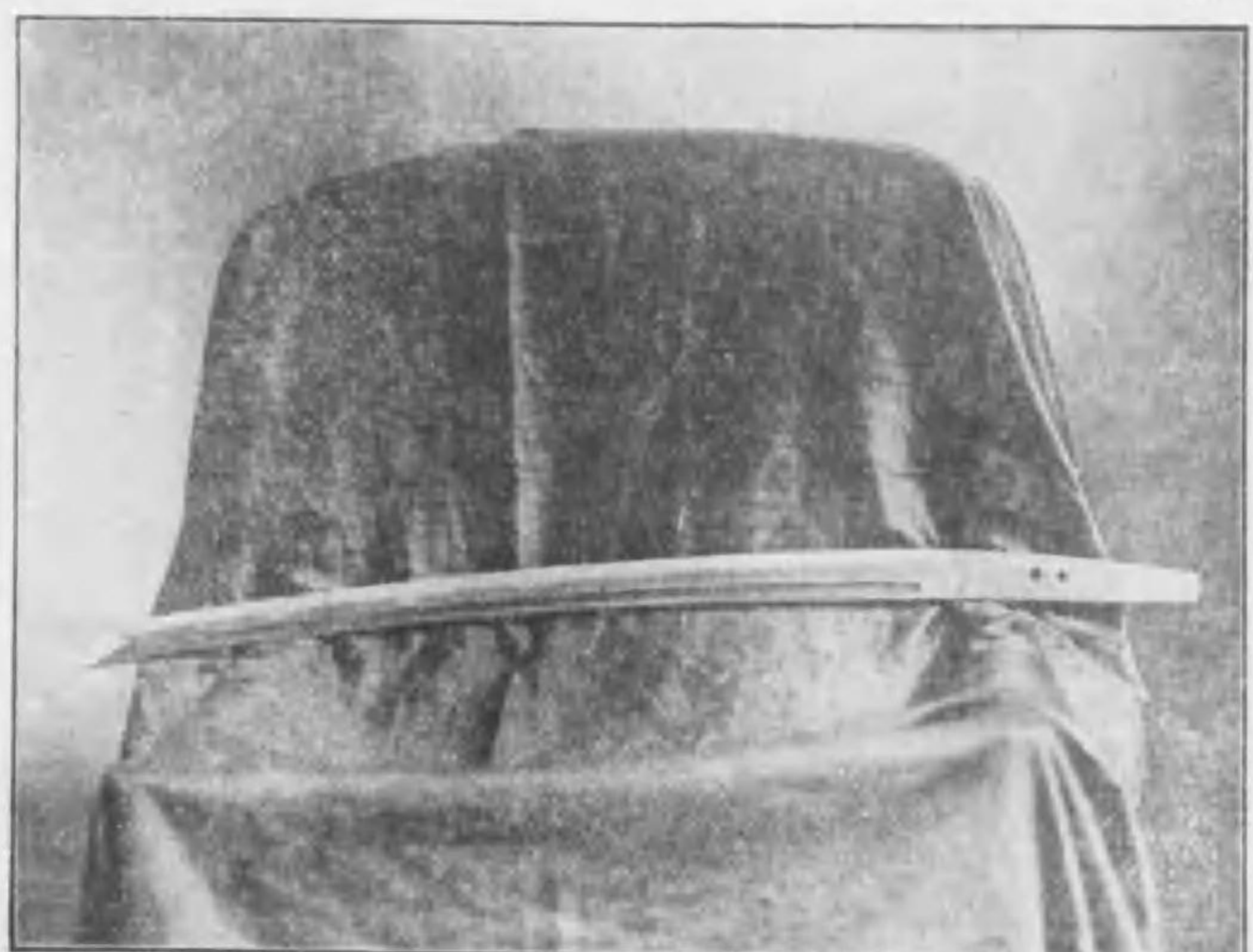
然らば一つ頂戴仕つらん
 と答ふ、常には酒を嗜まざる源藏の事とて、縫右
 衛門何とやらん不審しく
 例は酒を参られざるに、今日は何と致されいや
 と言へば、源藏莞爾と笑みつゝ
 例は例なれども、今日は少々戴きたし
 と答ふ、妹有り合せたる下物にて、酒を侷むれば、
 源藏珍らしくも銘々へ盃を献し、且つ妹にまで盃
 を強ひつゝ、
 何れ先きへ落着きいはい、又参りいはん、當分
 は御目にも懸かられいまじ、随分寒さ御厭ひな
 さるゝやう
 常よりも睦まじく語りつゝ、辭して去る
 二日の後、復讐の擧あり、源藏も亦た其一人なり

と聞くより、老人忽ち愕然として驚く
 ハテ扱て左様の事なりしか、それと知りなば、
 馳走をも致し、力の附けやうもありたるものを、
 入らざる異見立てして耻ぢしめたるこそ面目な
 けれ、あゝ何と致せしものぞ
 流石は林直の老人、日夜語り出は嘆き悲しむ
 源藏討入の夜は裏門より突入して奮闘し、一旦回
 向院前まで引揚げし時、矢田五郎右衛門と與に復
 た仇家につて返して、水を竈、爐に注ぐ、其敵
 を怖れざると此の如し、死する年三十五

(二八) 奥田孫太夫

奥田孫太夫名は重盛、初め志州鳥羽城主内藤和泉
 守忠勝に仕ふ、和泉守の妹、浅野采女正長友に嫁

するに及び、孫太夫之れに従うて赤穂に赴く、延
 寶八年、和泉守私忿を以て永井信濃守尙長を殺し
 たる罪に依りて國除かる、孫太夫其儘赤穂に留ま
 りて馬廻を勤め、武器奉行を兼ねて、祿百五十石
 を食む
 孫太夫擊劍を堀内源太左衛門に學び、同門の誼を
 以て堀部安兵衛及び高田軍兵衛と親みて、常に
 行動を同うす、軍兵衛の叛き去るに及んで、安兵衛
 と提挈して硬論を主張す
 源太左衛門常に門弟に教へて言ふ
 多勢を相手に戦はん時は、大太刀を用ゆるを可
 とす
 孫太夫乃ち及の長さ二尺六七寸の大太刀を携へて
 仇家に赴き、多勢を相手に奮闘す、事終へて後ち



刀大の夫太孫田奥
[盛重夫太孫田奥匠内野淺]作の繼康住前越てしに物遺の夫太孫田奥
る係に藏所の剛田黒地番一十二町軒五東區込牛市京東りあ館のと

之れを見れば、刀身筋の如く、鑢にも、柄にも切
込みの痕ありき、其血戦の状想ひ見るべし
孫太夫性質篤實にして、妻に對して實意ありしに、
何時とはなく餘所々々しく待遇す、養子貞右衛門
亦た母にも疎く、妻とも親しまず
扱て、男は薄情なきものかな
母子密かに相語りては、涙に掻き暮る
孫太夫本望を達するに及び、人を以て其真意を通
ずれば、妻初めてそれと悟り
今ぞ知るつらき詞は情ある
思ひを殘すかたみなりけり
と詠み出で、娘と與に又も四つの袂を絞る、孫太
夫父子の意を用ゆると如何に深かりしかを察すべ
きなり、孫太夫死する年五十七

(二九) 奥田貞右衛門

奥田貞右衛門名は行高、近松勘六の弟なり、孫太
夫に養はれて嗣となり、其女に配す
貞右衛門頗る醫道を知る、國難の起りてより、
深川黒江町に住し、西村丹下と稱して醫を業とす、
孫太夫の一意専念、復讐の事に盡瘁して、復た家
道の事を顧みざりしもの、實に貞右衛門ありしに
由る、死する年二十六

(二〇) 矢田五郎右衛門

矢田五郎右衛門名は助武、内匠頭に事へて馬廻と
なり、百五十石を食む、其先參河の勇士矢田作十
郎より出づ、作十郎石瀬の役に金鯉の兜標を獲、

戦ふ毎に之れを着けて出づ、敵望み見て辟易す、
阿部四郎五郎も亦た驍名あり、曾て其兜を借らん
とを求む、作十郎首を掉る
止めぬへ、卑怯者には似合ふまじきぞ
四郎五郎聞くより忽ち勃然として怒り
何が卑怯ぞ、言へ、聞かん
刀の柄に手を掛けて詰め寄る、作十郎冷然として
言ふ
要るならば、呉れこそ申すべけれ、借せとは
何事ぞ、勇士戰場に臨まば、生きて還らんとを
期せず、御邊の借せと言ふは、還つて返さん心
あるなり、之れを卑怯者と申すが誤まりか
四郎五郎ハタと横手を拍つ
如何にも其通りぞ

其失言を謝して改めて請ひ受け、之れを着けて戰場に出づ、敵望み見て

兜は同じけれども、人は似もつかず

と評し合ふ、四郎五郎後ち之れを還したれども、作十郎

鯉は既に死せぬ

捨て、復た再び用ひす

此勇士の血統を受けたる五郎右衛門亦た驍勇を以て名あり、討入の夜、大刀を提さげて屋中に闖入し、縦横無盡に奮ひ戦ふ、敵の背後より斬り付くるや、奮然として振り返りさき一刀兩断となせしが如き、赤埴源藏と與に立ち返つて水を爐火に注きたるが如き、勇猛の士にあらすんば能はざるどころ、作十郎の後裔たるに恥ぢずと謂ふべし、死

する時年二十九

(二二) 大石瀨左衛門

大石瀨左衛門名は信清、内藏助の一族なり、内匠頭に仕へて馬廻となり、百五十石を食む、内藏助及び潮田又之丞と與に劍道を奥村權左衛門に學びて、其技に達す

瀨左衛門定府として江戸の邸に在り、兎變の起るや、原惣右衛門と與に即夜赤穂に馳せ歸り、主として義盟に加はる

兄孫四郎宗家を繼ぎて三百石を食む、中途より同盟に加はり、圓山會議の開かるゝや、亦た之れに列す、然るに其愈々出府せんとするに臨み、瀨左衛門の留まりて老母を養はんを求む、瀨左衛門

義氣最も強く、惣右衛門等と與に一日も早く大事を決行せんと欲するもの、何とて兄の言に従ふべきや、固く之れを争うて聴かず、終に鬨を探つて之れに當る

瀨左衛門大に悦び、大石主税と與に江戸に出で、仇家の偵察に力む

討入の夜、搦手の軍に屬して屋内に闖入し、一敵を捉へて上野介の居室に入り、其空釜の暖氣を試みて、敵の逃走後間もなきを發見せしが如き、亦た其注意の周密なるを見るべし

事終へて後ち内藏助以下十六人と與に細川邸に預けらる、其死を賜ふや、瀨左衛門の順序最後に在り、内藏助を先頭とし、吉田忠左衛門、原惣右衛門、片岡源五右衛門以下次を逐うて設けの場に出

づ、引續き奥田孫太夫も出で、矢田五郎右衛門も亦た出づ、今は跡に残れるもの孑然たる瀨左衛門只一人

普通のものならば或は心懸せん、獨り瀨左衛門神色自若として平生の如し、尋で

五郎右衛門殿御仕舞成されい、瀨左衛門御出でいへ

と呼はるゝや、瀨左衛門應と答へて起ち上り、案内に連れて悠然切腹の場に出で、作法美事に屠腹す、檢使以下皆其沈着の態度を稱せざるはなし、死する年二十七

(二二) 早水藤左衛門

早水藤左衛門名は滿堯、内匠頭に仕へて馬廻とな

り、百五十石を食む

尾張の土星野勘左衛門弓術を善くす、寛文九年五月朔日、射を京都三十三間堂に試みて徹矢八千に及び、海内無双の稱を博す、藤左衛門弓術を勘左衛門に學び、其推舉に據りて内匠頭に仕ふ

仇家を襲ふや、藤左衛門弓を取つて長屋々に射込む、吉良家の家士其弦聲を聞きて、皆屏息せざるはなし

既にして上野介の首級を獲、將さに裏門より立ち去らんとす、藤左衛門自から高く名乗つて矢を家老の宅に發つと二たび、敵皆備伏して敢て出でず、其弓力勘左衛門の門人たるに恥ぢず、死する年四十

(二二二) 間喜兵衛

間喜兵衛名は光延、其先近江の蒲生氏より出づ、喜兵衛の父左兵衛人を殺して、仇を赤穂に避く、采女正長友其用ふべきを知り、收めて家臣とす、喜兵衛内匠頭に仕へて馬廻となり、祿百石を食む性質謹慎寡黙にして、文雅の心あり、和歌及び俳諧を好む、或年の九月

月や友寝ぬ山鳥のおのづから

その一句を賦し、其知人に書を寄せて、當月の句と聞ゆるや否やを質す、其謙にして益を受くるの心厚きを見るべし

國難の起るや、喜兵衛其二子十次郎、新六の二人と與に義盟に加はる、父子兄弟三人共に義に就けるもの、實に一家あるのみ、木村岡右衛門の其妻を諭すの書中にも「間喜兵衛殿は親子三人果て

申し云々」と記せるを見ても、諸士の爲めに感稱せられしを知るべし

仇家を襲ふや、喜兵衛後門を守り、槍を揮うて一敵を突き倒し、其子十次郎亦た上野介の首を獲たり

内藏助以下の細川邸に在るや、諸士皆能く談す、獨り喜兵衛黙然として室隅に坐す、或日、堀内傳右衛門上の室に到れば、諸士



印槍の衛兵喜間
るむけつに印槍の衛兵喜間はるぐ掲に、こ
る係に蔵所の義正田福町柳市早岐てしに歌和
りな裔後の女季の衛兵喜は氏田福

喜兵衛の方を見つゝ言ふ
御覽いへ、間喜兵衛は何時とても話など仕つら

ご承はりいへるが、此度其徳のあらはれては心ありげなる言ひ振り、諸士の腑に落ちず

す、あの通りボツネンとして坐はり居りい、實に律義なる堅人にい傳右衛門領づきつゝ言ふ如何さま優れて御實義

そは如何やうの意味にひや
と問ひ返せば、傳右衛門

左ればにひ、各々様何れも上野介殿をこそと御
心を掛け玉ひつるに、終に十次郎殿の御手に落
ちて、天晴れ御手柄を立てられいと、畢竟喜兵
衛殿常々御實義の報いにこそいへけれ

と答ふ、諸士ハタと手を拍つ

成程其れに相違ひはす

と言ひつ、皆喜兵衛の方を見遣れば、喜兵衛何と
も言はず、左も嬉れし氣にニコつきつ、傳右衛
門の方に向ひて頭を屈む

最後の時に到り、傳右衛門其側に立ち寄りて御用
はと問へば、喜兵衛何事をも言はずして、一首の
辭世を懐中より取り出だす

其慎黙此の如し、諸士皆爲めに畏敬すと云ふ、死
する年六十九

(二四) 間 十次郎

間十次郎名は光興、喜兵衛の長子なり、性質機敏
にして勇氣あり

追手軍に屬して仇家を襲ふや、真先に梯子を馳せ
登りつ、大音に名乗りを揚げて躍り入り、バラ
／＼と玄關に馳せ到つて戦を挑む、上野介の物置
部屋に潜居するや、十次郎再三詰り問へども答へ
ず、乃ち槍を取つて其股を刺す

十次郎既に一番槍を着く、内藏助其功を稱して首
を截せしめ、之れを亡主の墓前に供へて祭るに當
り、又十次郎をして真先に焼香せしむ、諸士皆榮

とす
十次郎松平美濃守吉保の家臣細井次郎太夫と交り
親し、引揚の
際、堀部安兵
衛と與に馳せ
て其門を叩き
片身として其
被れる兜頭巾
を贈る、今尙
傳て細井家に
藏す、十次郎
行年二十六



間新六の墓
地墓の院別寺願本地築區橋京市京東は墓の六新間
ふ曰と士信真宗釋眞婦な號法リ在に

間新六名は光風、喜兵衛の二男なり、喜兵衛の從
弟なる同藩士里村津右衛門の爲に養はる、日を経

るに従ひて一
家の間兎角に
和熟せず、新
六心面白から
ず、離縁を求
めて家に歸ら
んとすれども
性質物堅き喜
兵衛、頑とし
て聞入れず

(二五) 間 新六

此上は身を脱して、他國に赴くの外はあらず
一日、意を決して終に江戸に走る

八田彌助の妻となり、俱に備後三次に住す
三次は内匠頭の夫人瑠泉院の生家淺野土佐守長澄
の治所にして、尾道を距ると十四五里、世を忍ぶ
には便宜多し

半之丞此兄と姉とを便りて三次に赴き、三次川の
對岸、寺戸の山麓、甲斐谷の甲斐庵と云ふに身を
寄す

胸中の大望は固く秘して、兄にも明かさず、姉
にも語らず

曾ては美少年の評判高かりし半之丞、昔の面影こ
そ残れ、耳は聾し、足は跛となりて、物の用に立
つべくも見えず

別に生計の道をも求めず、奉公の口は尙更搜がさ
ず、唯一本の釣竿を携へて、毎日々々三次川の清

流に綸を垂る

釣は飯よりも嗜げども、酒は又釣よりも好もし、
鳥の啼かぬ日はあれども、釣を垂れぬ日とはな
く、釣を垂れぬ日はあれども、酒に酔はざる日こ
てはあらず

初めは多少の貯へもありしが、何時しか遣ひ果た
して餘財もあらず

今は酒沽ふ錢とてはなきも、酒呑む癖は更に止ま
す

其處此處より借らるゝ、又は金は借り、借れば直
に酒を沽ふ

期限は過ぐれども、別に返へさんともせず、貸し
さへすれば、幾度にも借るを辭せず

姉聞いて心を痛め、半之丞には知らさず、兎も角

もして其債を償ふ
兒童の輩、半之丞の姿さへ見れば、跛者よ、醉漢
よと嘲り笑ふも、耳の聞えねばや、意に介くる振
も見えず

斯くて在ること一年ばかり、或時、不意に其姿を
失す

會々近隣の人の他より歸り來るものあり
此處より二里ばかりの地にて、半之丞殿に行き
逢ひたるが、聊か所用ありて故郷へ歸る所と、

丁寧に暇乞ひして過ぎられぬ、耳も聞え、足も
満足にて、顔色も常になく勇々しかりし、人違

ひかと思ひしも左にはあらず、正しく半之丞殿
に相違なかりき、扱てく不思議の事かな

逢ふ人毎に物語れば、忽ち兄や姉の耳にも入れり



地の樓幽丞之半谷菅
りな谷斐甲は山の面前てしに町次三郡三双國後備はるぐ揚に處此
りなしに在に麗其は庵斐甲しせ室の丞之半谷菅



菅谷半之丞之垂輪之地
こは備後三郡次町を流る三三川に
菅谷半之丞の釣竿を垂しは此の川のなり

扱ては仔細あらん
半之丞の居間を調べ見れば、金を借りたる人々の
名前と金高とを一々記して、返済の金まで取揃へ
あり

扱てこそ大望を懐けるなれ
始めて其れと悟りて、心に打ち悦ぶ
半之丞陽には狂愚を装うて世を忍ぶも、其心一日
も復讐の舉を忘れず、内藏助の密書を得るに及ん
で

時機こそ来つれ
喜び勇んで京都へとは馳せ上れるなり
京都に出で、後ち内藏助に従うて江戸に赴き、一
時谷中長福寺に寓す、住僧文良は近松勘六、奥
田貞右衛門の弟なり

復仇の夜、搦手の軍に屬し、半弓を放つて長屋の
敵を拒く、死する年四十四

(二一八) 不破數右衛門

不破數右衛門名は正種、國難の作りたる際、鐵櫃
を荷ひ來つて俱に籠城せんことを請ひたる彼の浪士
岡野治太夫の子、出で、不破氏を嗣ぐ、長矩に仕
へて馬廻となり、濱邊奉行を兼ね、祿二百石を食
む、人となり勇武にして權威に屈せず、家老大野
九郎兵衛之れを憎み、數右衛門の

第一、死屍を發きて試斬を行ひし事
第二、朋輩を會して遊樂に耽りし事
第三、血氣に任して土民を酷使せる事
を擧げて讒構せし爲め、忽ち赤穂を追放せらる、

數右衛門江戸に放浪すると數年、機を見て恩赦を
請はんと欲し、苦節を守りて敢て二君に仕へず、
計らざりき凶變俄に起りて君は死し、國は除かれ
んとは

あ、今より後は復た何をか待たん
數右衛門日夕君の不幸を悲み、身の不遇を嘆す
一日、途中に於て圖らずも舊友磯貝十郎左衛門と
行き逢ふ、數右衛門

扱て、此度の椿事、残念至極、日夜悲嘆に暮
れては、各々方の御胸中左こそと御察し申すれ
と言ひつゝ、無念の牙を嚙めば、十郎左衛門
今に始めぬ御志誠に感じ入りては、先君にも
貴殿の御心中は能く御存知に、御噂の出づる
度毎に深く惜ませ玉ひてこそはへ

と物語る、數右衛門聞くより感激止まず
扱て有り難き御心かな、某とても何條御恩
を忘れ奉つるべきや、悲しいかな今は御勘當の
身の上、御墓だに拜禮するを得ざるこそ残念至
極にいへ

愁然として聲を呑む

御墓を拜し奉つらんと何か苦しういはん、イザ
是れより御同道申すべし

十郎左衛門直に數右衛門を伴うて泉岳寺に詣る
昔は一城の君、今は孤墳の主、富貴夢と消えて、
功名灰より脆し、數右衛門百感胸に迫りて、九腸
爲めに寸斷せんばかり、思はずハツと墓前に蟠伏
して、暫し顔をも掻げ得ず

十郎左衛門熟々此有様を見て、其節操の滄はらさ

るを察し、密かに復讐の企てあることを告ぐれば
能くこそ漏らし玉ひけれ、我れも其列に加はり
いべし

流石は岡野治太夫の子、義を見て何かは躊躇はん、
數右衛門勿々東海道を馳せ上りて、内藏助を山科
の幽居に訪ふ

數右衛門不幸にして先君の御怒に觸れてこそい
へ、何卒功を立て、罪を贖ひ、今一度歸參を願
ひ奉つらんと心掛けいへるに、計らずも此度の
御變事、何とも以て無念至極にいなり、仄かに
承はりいへば、密々復讐の御企ての由、數右
衛門不肖と雖も固より君恩を蒙むりいへるもの
争かて黙して止みいべき、一死鴻恩に報ひ奉つ
るは今日に在り、枉げて一列に加へさせ玉へ

言々肺腑より出で、義氣金石よりも堅し
内藏助心に感ずれども、敢て許さず

神妙なる御志感するに餘りあり、去りながら
其許は先君より御暇を賜はりしもの、自儘に許
さんと叶ひがたし、去りて先君には今は此世
に在はしまさねば、仰せを蒙むらんやうもあら
ず、旁々内藏助に於ては何とも以て許らひがた
し

數右衛門聞くよりハラ／＼と涙を垂る

一たび思ひ立ちたるからは、今更心を翻へすべ
きにあらず、是非に願ひを容れ玉へ
且つ泣き、且つ請ふ、内藏助今は心動く

其許は誠に忠臣なり、我れ近日江戸へ下向すべ
ければ、其時俱に泉岳寺に到り、先君の尊靈に

願ひ奉つりて許しいはん

數右衛門聞いて大に喜び、堅く再會を約して江戸
に還る
待つと數旬、十一月二日、内藏助果して江戸に來
り、書を以て數右衛門に告ぐ

當月十四日、禮服着用、泉岳寺へ御出でいへ、
豫ねての儀亡君の尊靈に願ひ奉つりいべし

今や日頃の望みを達せんとす、數右衛門期に至り
て泉岳寺に赴き、内藏助を待受けて俱に與に内匠
頭の墓前に進み、鞠躬として君在ます時の如し
内藏助少しく前に進み出づ

舊臣數右衛門事、君の御不興を蒙むりて、一旦
御國元を退去仕つりいへども、朝暮先非を悔い
て只管恩免を願ひ奉る、其心術一點の偽りもい

はず、亡君の尊靈願はくは其罪を赦させ玉へ
恭しく述べ終りて拜伏すること稍々暫し、頓て
願みて數右衛門に告ぐ

進みいへ、君の御赦免を願ひいぞ、今後元の役
儀の通りと心得いへ

數右衛門二歩三歩膝行り寄りつゝ、墓前に拜す、感
喜の涙雨の如し

是れより堀部安兵衛、奥田孫太夫の二士と志を
同うして、只管同志を鼓舞せんとを力め、武林唯

七と與に西上して力を致す
其仇家を襲ふや、搦手の軍に屬して大に奮闘し、
敵數人を斬つて倒す、大石内藏助、原惣右衛門、
小野寺十内の書を寺井玄溪に與へて當夜の状況
を報するや、先づ間十次郎、武林唯七の事に叙し、

更に

此働よりは大に働い處は、不破數右衛門大
働にてい、勝負致し相手も形の如き手利にて、
數右衛門も數ヶ所切付られいへ共、着込の上に
てい段、疵之なくい、小手、着物は悉く切さか
れ申し、其身の刀もさゝらごそ申しへ、及は
皆之なき様に成されい、四五人も切留申積りに
御座い

と記して其激戦の功を稱す、數右衛門の松平邸に
預けらるゝや、其太刀を見て具に奮闘の實況を問
はれたりご云ふ、戦闘第一の功、實に斯人に在る
を察するに足る、死する年三十四

(二九) 千葉三郎兵衛

斯くて日を経れども、兎角に君の心の釋くべき模
様もあらず、三郎兵衛神に祈り、佛に念する甲斐
とてもなく、一日、藤井、安井の二人より
兎角に御前體宜しからず、御暇を願うて退身せ
られんこそ然るべけれ
ご告ぐるに、三郎兵衛今は是非もなし
左らば一先づ赤穂へ歸りし上、何方へなりとも
立ち退きいべし
君へは御暇を請ひ、知人には別れを告げて、赤穂
へ歸り來り、一家を疊みて兄の住める大阪へと立
ち向ふ
頓て船場へ着きたる時、不圖君侯の變事を聞きて
打ち驚く
今は我が一命を棄つべき時ぞ

三郎兵衛君の不興を見て心に思ふ

君の御意に叶はざるは、我が誠心の足らざれば
こそなれ
我れど我が身に省みて益々忠勤を勵む

千葉三郎兵衛名は光忠、内匠頭に事へて馬廻役兼
高瀬運上奉行を兼ね、祿百石を食ひ、幼少より心
を文學に潜めて、大義に通じ、名分を重んず、君
侯若し過誤あれば、三郎兵衛顔を冒して諫言を進
む

良薬兎角に口に苦し、内匠頭心に其誠衷を嘉すれ
ども、度重なりては何となく忌み憚かる色なきに
あらず、藤井又左衛門、安井彦右衛門等の常に其
讒直を忌むもの、機乗すべしとして頻りに讒を構

ふ

今我れど我が身に省みて益々忠勤を勵む

忽ち取つて返へして赤穂に向ふ、從者怪しみて
何故再び赤穂へ引き返へし玉ふぞ

と問へば、三郎兵衛

左ればなり、我れ君の御意に叶はざればこそ、
退身せんとはしつれ、我れより御家を見限りた
るにはあらず、今君の變事を聞きて復た何處へ
か行くべき、汝は我が娘を伴うて大阪に赴き、
能く／＼我が心底を一家親類の人々へ言ひ聞か
せよ、我れは赤穂の城中に於て死すべきぞ

三女を從者に托し、急ぎ赤穂の城中に馳せ歸つて、
其儘内藏助の邸に到る

内藏助見て訝かる

何として歸られしぞ、今頃は早や先方へ着かる
頃と存じつるに

三郎兵衛忽ちハラ／＼と涙を垂る

君辱かしめらるゝ時は臣死すところ申すなれ、
某途中に於て計らずも君の變事を承はりていへ
ば、御城代の御差圖を受けんと存じ立ち、娘共
は大阪へ遣はして、只某のみ一人引き返へし
てこそいへ、不肖の某、亡君の御心に叶はず、
有るに甲斐なき身なりとは申せ、忠義の道は誰
れにかは劣りいはん、一方の用に立たせ玉はい、
生前の面目此上もいはず

君を怨むの心露ばかりもなく、國に報いん志
最と深し

内藏助聞いて感嘆已む能はず

扱て／＼類ひなき忠義の心、感ずるにも尙ほ餘
りあり、日頃は君の寵遇も厚く、食祿も饒かな

りし輩さへも、此度の大變を聞きては、兎角に
逡巡するもの、多き今日、一旦退身して故郷へ
引き取らんとせられし貴殿の事、其儘立ち去ら
るればとて、誰れが何と申すべきや、然るを斯
くも途中より引返されしと、世の常の者の遠く
及ぶ所にいはず、去りながら未だ籠城とも、殉
死とも決定するに及ばず、貴殿は寧ろ大阪に立
ち歸りて、身命を全うせられんこそ然るべけれ
惡に説き諭せども、三郎兵衛イツカナ聞き入れず
イヤ／＼此期に臨んで誰れか思ひ返へすもの、
いべき、今は他方に立ち去らん存念とてもなき
某、是非に一列に加へ玉へ

堅く思ひ定めて跡へ引くべき色もあらねば、内藏
助益々其氣節に感じて、終に義盟に加ふ

赤穂を去りて大阪に移るに及び、私財を盡して吉
良家の容子を知れる一浪人を扶助し、如何にもし
て其狀況を探らんと力めしを見ても、其熱誠の
深きを知るべし、死する年五十一

(三〇) 木村岡右衛門

木村岡右衛門名は貞行、内匠頭に仕へて馬廻とな
り、百五十石を食む、小川茂介に就て書を學び、
最も王陽明の學を好む

岡右衛門平生君寵を受けずと雖も、祖父吉兵衛始
めて長政に仕へてより、父總兵衛を歴て其身に至
り、三代百年の君恩を受く、岡右衛門書を讀みて
義を知るもの、奈何んぞ報効を圖らんとを思はざ
らんや、兎變の起るや、奮うて同盟に加はり、上

は以て君主の恩を報じ、下は以て人臣の義を全うせんことを期す、其赤穂を出づるに臨み、相識る所の禪僧蟠溪に乞うて英岳宗俊信士の戒名を附す、亦た以て決死の志堅きを見るべし、仇家を襲ふに當り、一篇の詩を兜頭巾の中に藏す、其精神躍々として序中に露はる、死する年四十六

(三二一) 岡野金右衛門

岡野金右衛門名は秀包、小野寺十内の甥なり、初め九十郎と稱す、父金右衛門内匠頭に仕へて物頭並となり、二百石を食む、凶變の起るや、進んで義盟に加はる、其病んで歿するに及び、九十郎深く父の志を遂げざるを悲み、終に其名を襲うて金右衛門と稱す、人は君の志を繼ぎて、敵の首

を獲んと欲し、金右衛門は乃ち父の志を繼ぎて、更に君の志を繼かんと欲す、忠道孝道惣て此一擧に在り

江戸に出づるに及び、前原伊助、神崎與五郎の二人を助けて仇家の偵察に従事し、吉良家々士の女中つやと云ふに慇懃を通じて、其動靜を探らんとするに至る、其苦心の如何に深かりしかを察すべし、金右衛門十文字槍を善くす、討入の夜、内藏助御手前は十文字槍の名人なれば、廣場にて大勢をあしらひいへ

とて屋外防禦の任を命ず、金右衛門乃ち新門を守り、敵の來るを見れば槍を揮うて之れを倒す、金右衛門俳諧を好みて放水子と號す、死する年二十四

貝賀彌左衛門名は友信、吉田忠左衛門の弟なり、出でて外祖父貝賀新兵衛の家を繼ぐ、内匠頭に仕へて藏奉行を勤め、金拾兩、二石、三人扶持を給せらる



(三二二) 貝賀彌左衛門

加はり、後ち家族を携へて京都高倉通り丸太町下の所に住す、忠左衛門の江戸に出づるや、内藏助

貝賀彌左衛門の門違物 (長家住の見伏) 込着るたけ着時の入討の門衛左彌賀貝

附を以て大學の藝州左遷を報じたる信書の如き、亦た彌左衛門の手を経て内藏助の手に達したるもの七月十八日

のなりと云ふ、内藏助の思慮周密なる、必らず這般の用意ありしなるべし

内藏助の出府せんとするに先だち、盟書を返して同志の誠偽を試みんとするや、其任を彌左衛門及び大高源吾に托す、亦た以て内藏助の信任せるを知るに足る、死する年五十四

(三三三) 大高源吾

大高源吾名は忠雄、俳名を子葉と曰ふ、内匠頭長矩に事へて中小性を勤め、膳番元方、金奉行及び腰物方を兼ね、祿百石を食む
國難の作るや、實弟小野寺幸右衛門及び従弟岡野九十郎と與に進んで義盟に加はる
母は小野寺十内の姉なり、夫に別れてより髪を剃

りて貞立と曰ふ、一日、源吾兄弟に向ひて諭す其方達は武士に似せ、呉れんも亡君の御恩を忘れ、先祖の御名を汚がさらんやう心掛けはへ、これが此母の頼みに似せ

慈母の一言、聖賢の萬語に優る、源吾兄弟何とて奮起せざらん、必らず君仇を報いんと心に誓ふ
尋で母を赤穂に留め置き、自から京都に出で、幽居を卜し、徐かに時機の來るを待つ

元祿十四年の秋、進藤源四郎の江戸に出づるや、源吾亦た之れと同行し、堀部安兵衛、奥田孫太夫等の諸士と來往して互ひに肝膽を披瀝し、内藏助若し脚躰せば、斷然分離して大事を決行せんことを約す
尋で原惣右衛門と與に西に歸り、途中、伊勢の大

廟に謁して大願の成就を祈る、爾來惣右衛門と呼應して硬論を唱ふ

源吾俳諧を善くし、又茶事を解す、其風流文雅を好むこと、諸士に冠たり、堀部安兵衛山田宗編の茶事を以て常に吉良家に出入せることを聞き知り、馳せて内藏助に報するや、内藏助

左らば茶の湯を知れるものを弟子として、秘密せん



刀太夫の吾源高大
刀太夫たるは携時の入討吾源高大はるぐ搦に處此りあす一尺四柄寸七尺一身にしにのもゝるらせ置る係に藏所の一龜川世町忍郡玉崎北國藏武

を探らしめん、誰れか然るべき人のいべきかと問へば、安兵衛

そは源吾殿こそ然るべけれ、茶の湯の事は一通り心得居りし
と答ふ、内藏助
左らば大高源吾何とて遅疑然るべし

直に源吾を召して策を授くれば、源吾何とて遅疑

中小性となり、札座奉行を兼ね、二十石、五人扶持を給せらる

八十右衛門勇力群に絶す、曾て僕文助なるものを従へて温泉に赴く、行くに三里にして途は山中に入る、時に日既に暮れて、月未だ昇らず、林樹逕を掩ふて暗澹たり

又行くに一里ばかり、山賊七八人、火を焼き、酒を暖めて飲む、文助遙かに此状を望み見、色を變じてわな／＼と顫く、八十右衛門

今に思ひ掛けなき酒を飲まさん

カラ／＼と打笑ひつゝ、進んで其側を過ぐ、一賊

オ、好き者こそ來つれ、酒の下物は出來つるぞと叫へば、他の一賊

イヤ／＼夜中此山路を往來するは尋常の人には

あらじ、知らぬ顔にて通せよ

と制す、他の賊共

如何なるものにもあれ、争かて我等が手より漏らすべき、酒は跡の事にせよ

バラ／＼と立ちて前に塞がる

旅人待たれよ、此處の習ひ、酒手を出さずば通すまじ

八十右衛門平然として問ひ返す

ナニ酒手とな、一體それは何の事ぞ

山賊口々に言ふ

錢にても好し、金にても好し、命の代りに置いて行け／＼

八十右衛門打ち頷づく

ホ、ウ金を呉れどや、好しく取らせん、それ

金ぞ

スラリと一刀抜き放ちさま、スボリと前なる一賊を切つて倒し、これはと驚く他の二賊をもバラリ／＼と切つて捨つ

ヤヨ賊共、金はアレにて充分ならん、足らずば是れへ出よ、我は赤穂の岡島八十右衛門なるぞ

血刀提さげてハツタと睨むれば、餘賊膽を潰して散り／＼に逃げ去る

サア／＼飲め、飲め、文助

八十右衛門有り合ふ茶碗を取つて賊の暖めし酒を二三杯引つ掛く、文助始めて胸撫で卸し

左らば頂戴仕つらん

これも一二碗を傾むくれば

イザ往かん

八十右衛門塵打拂うて立ち去る、入湯終りて歸路復た此處を過ぐ

先きには湯治の費用の心元なくて遣はさやりしぞ、今こそ酒手を取らせん

八十右衛門路用の残り財布ぐるみ林の枝に掛け置きて去る

山賊これより深く怖ち恐れ、赤穂の人と聞きては復た手を出ださず

八十右衛門の勇名是れより遠近に轟き渡る、大野九郎兵衛の八十右衛門に押し掛けられし時、深く

恐れて逃げ去りたるもの、亦た故なきにあらず、八十右衛門節に死する時年三十八

(三五) 武林唯七

武林唯七名は隆重、本姓は孟氏にして、其先き大賢孟軻より出づ、豊太閤征韓の役、唯七の祖父孟

へて中小性となり、金十五兩、三人扶持を給はる唯七慷慨にして氣節あり、國難の作るや、急に馳



武林唯七の遺物
此に掲ぐるは武林唯七の老藩の家前越しては
武林唯七の遺物
此に掲ぐるは武林唯七の老藩の家前越しては

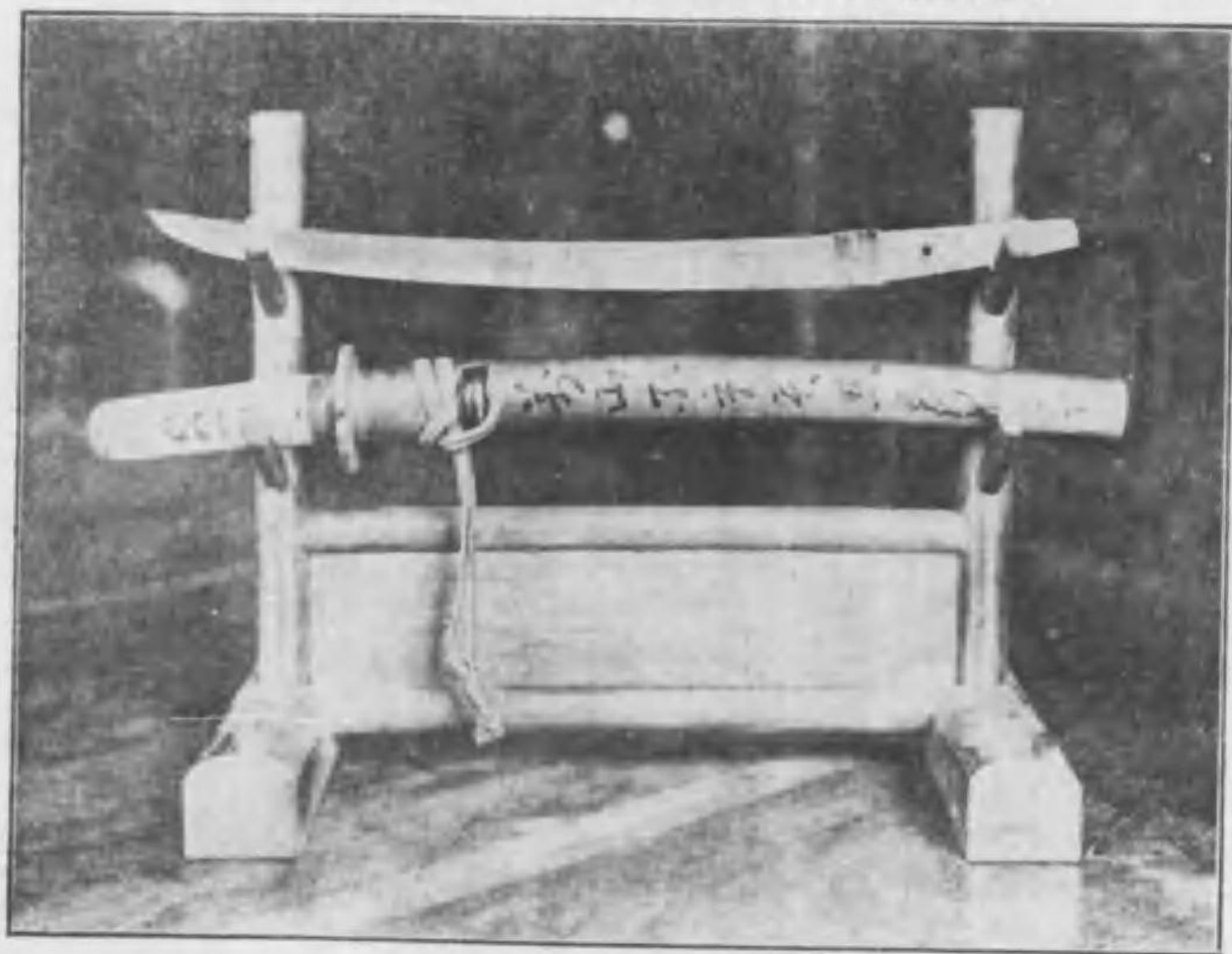
二寛なるもの明の援軍に加はりて朝鮮に赴き、軍敗れて、捕へられて日本に送らる、杭州の武林に住せしより、姓名を改めて武林次庵

と曰ひ、醫を業とす、其子を渡邊半右衛門と呼び、始めて浅野家に仕ふ、其子は即ち唯七、内匠頭に事

諸士の仇家を襲撃するや、唯七大刀を揮うて屋内に闖入し、一少年と闘うて撃つて其額を傷つく、尋で物置部屋に到り、一老人の遁れんとするを見て、斬つて之れを倒す、少年は左兵衛にして、老人は上野介なり、一劔父子を殺傷す、其功偉と謂ふべし、死する年三十三

(三二六) 倉橋傳助

倉橋傳助名は武幸、内匠頭に仕へて中小性となり、二十石、五人扶持を給せらる前原伊助、神崎與五郎の二人を助けて偵察を力む、其冥々の間に盡せるの勞少からず、復讐の事終りて仇家を去るや、傳助及び礮貝十郎左衛門の二人後殿として敵の追撃に備ふ、亦た以て其武藝に秀



刀短の七唯林武
此に掲ぐるは武林唯七の老藩の家前越しては
武林唯七の遺物
此に掲ぐるは武林唯七の老藩の家前越しては

づるを察するに足る、死する年二十四

(三二七) 村松喜兵衛

村松喜兵衛名は秀直、堀江九右衛門の子なり、赤穂藩士村松九太夫に養はれて嗣となり、其女に配す、内匠頭に仕へて中小性となり、扶持方奉行を兼ねて二十石、五人扶持を給せらるる國難の作るに及び、喜兵衛心に内藏助の必らず復讐の擧に出でんとを察し、其子三太夫と與に赤穂に馳せ歸り、内藏助に逢うて其心事を叩けば、果して其推想の如し、乃ち父子俱に奮うて義盟に加はる

毛利邸に在りて死を賜ふや、先づ僧手の氏名を問ひ、且つ其手を勞するを謝し、從容として刃を受

く、檢使其態度の自若たるを賞す、死する年六十

(三二八) 村松三太夫

村松三太夫名は高直、喜兵衛の長子なり、喜兵衛の馳せて赤穂に歸らんとするに臨み、三太夫の留まりて母を養はんを命ず、三太夫母を養ふには弟政右衛門あり

密かに父に尾して江戸を發し、中途より父の許を得て俱に與に赤穂に到り、直に義盟に加はる神田柳原に竹屋と云へる研屋あり、三太夫之れと相識る、復讐決行の数日前、二尺八寸の刀を携へ行き

よく研ぎて玉はれ

と頼めば、亭主快よく諾す、十二月十二日、三太夫同志の一人三村次郎左衛門と共に竹屋に赴き

刀は如何せしぞと問ふに、亭主此れに在りて取り出で、渡す、三太夫

扱て、早かりし、我れは二三日の中に在所に引取るべし、山家は夜啼の歸りなど、猪、狼に出逢ふまじきものにもあらず、其時に頼むべきは此刀なり、亭主の能く研ぎ澄ませしからは氣遣ひもなからん、去りながら念の爲めに試めし見たし、近頃無心ながら此中柱に些とばかり切り付けて見んと叶ふまじきや

と言へば、亭主打笑みつゝ、安き御事なり

と答ふ、三太夫左らばとてスラリと刀を抜けば、見々として秋の水よりも澄みまさる、呀と聲を掛けさま、片手打に切れば、ザツクとばかり二寸あまりも切り込む

扱ても頼もし、これ禮に取らずぞ三太夫左も嬉れしげに一封の金を與ふ、亭主開き見つゝ、

這は過分に、御在所へ御引籠りに候はば、何角御入費も掛かり候はんに、斯様に戴きては相濟ます

律義の亭主強ひて押し返さんとするれば、三太夫然らば斯様致さん、某も最早江戸の名残なれば、復た何時御目に掛かるやも計りがたし、何か一種の下物にて酒を出され候へ